

令和元年第４回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	5	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員長報告、採決 ・議案上程 ・陳情			
	6	金	休 会			
	7	土	休 会			
	8	日	休 会			
	9	月	本会議（２日目） ・一般質問（６人）			
	10	火	本会議（３日目） ・一般質問（３人） ・追加議案上程、審議 ・総括質疑 常任委員会			
	11	水	常任委員会			
	12	木	休 会			
	13	金	休 会			
	14	土	休 会			
	15	日	休 会			
	16	月	休 会			
	17	火	休 会			
	18	水	休 会			
	19	木	休 会			
	20	金	休 会			
	21	土	休 会			
	22	日	休 会			
	23	月	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	24	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	25	水	本会議（最終日）	・ 常任委員長報告、採決 ・ 追加議案上程、審議 ・ 陳情審査報告 ・ 報告 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会		

令和元年第４回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和元年１２月 ５日

閉会 令和元年１２月２５日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 ６１	平成３０年度さつま町歳入歳出決算の認定について	R1. 09. 27	R1. 12. 05	認 定	決算特別
６２	平成３０年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
７２	さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について	R1. 12. 10	R1. 12. 10	原案可決	—
７３	土地及び建物の無償譲渡について	〃	〃	可 決	—
６３	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R1. 12. 05	R1. 12. 25	原案可決	総務厚生
６４	さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
６５	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
６６	さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
６７	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
６８	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第５号）	〃	〃	〃	２委員会
６９	令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	総務厚生
７０	令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
７１	令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	〃
７４	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	R1. 12. 25	〃	〃	—
７５	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
７６	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第６号）	〃	〃	〃	—
７７	令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
陳情 7	保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書	R1. 12. 05	R1. 12. 25	採 択	総務厚生
報告 9	令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について	〃	〃	報 告 済	—
1 0	令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	R1. 12. 25	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和元年第４回さつま町議会定例会会議録

目 次

○１２月５日（第１日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第６１号 平成３０年度さつま町歳入歳出決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第６２号 平成３０年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第６３号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	1 0
（提案理由説明）	
議案第６４号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につ いて	1 0
（提案理由説明）	
議案第６５号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉セ ンター条例の一部改正について	1 0
（提案理由説明）	
議案第６６号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 0
（提案理由説明）	
議案第６７号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 0
（提案理由説明）	
議案第６８号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第５号）	1 0
（提案理由説明）	
議案第６９号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	1 0
（提案理由説明）	
議案第７０号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） ..	1 1
（提案理由説明）	
議案第７１号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	1 1
（提案理由説明）	

報告第 9 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 2 号) について	1 3
(提案理由説明)	
報告第 10 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 3 号) について	1 3
(提案理由説明)	
陳情について	1 4
(委員会付託)	
散 会	1 4
○12月9日(第2日)	
一般質問表	1 5
会議を開催した年月日及び場所	1 9
出欠席議員氏名	1 9
出席事務局職員	1 9
出席説明員氏名	1 9
本日の会議に付した事件	2 0
開 議	2 1
一 般 質 問	2 1
新改 幸一議員	2 1
青少年の健全育成とスポーツ振興について	
行政サービスについて	
新改 秀作議員	2 9
認知症施策推進大綱について	
宮之城文化センターについて	
町の文化事業について	
宮之脇尚美議員	3 8
包括業務委託について	
会計年度任用職員について	
森山 大議員	4 8
グリーン・ツーリズムについて	
地域おこし協力隊について	
舟倉 武則議員	5 6
行財政改革について	
人口減対策について	
川口 憲男議員	6 3
行財政改革について	
延 会	7 2
○12月10日(第3日)	
一般質問表	7 3
会議を開催した年月日及び場所	7 5

出欠席議員氏名	7 5
出席事務局職員	7 5
出席説明員氏名	7 5
本日の会議に付した事件	7 6
議案付託表	7 7
開 議	7 9
一 般 質 問	7 9
柏木 幸平議員	7 9
交通安全対策について	
児童虐待防止について	
田野 光彦議員	9 0
コミュニティ・スクールの位置づけについて	
街路樹等の維持管理について	
三浦 広幸議員	9 8
獣被害対策について	
指定避難所の生活環境の整備について	
自然体験型DMO観光推進事業について	
議案第 7 2 号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の 廃止について	1 0 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 7 3 号 土地及び建物の無償譲渡について	1 0 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 4 号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につ いて	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 5 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉セ ンター条例の一部改正について	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 6 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 1 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 1 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 8 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 9 号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 0 号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） …	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	

議案第 7 1 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 1 5
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	1 1 5

○ 1 2 月 2 5 日（第 4 日）

会議を開催した年月日及び場所	1 1 7
出欠席議員氏名	1 1 7
出席事務局職員	1 1 7
出席説明員氏名	1 1 7
本日の会議に付した事件	1 1 8
開 議	1 1 9
議案第 6 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 4 号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につ いて	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 5 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉セ ンター条例の一部改正について	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 6 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 8 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 9 号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 0 号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 1 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 1 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 4 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	1 2 5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 5 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 2 5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 6 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）	1 2 5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 7 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 2 5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
陳情第 7 号 保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書	1 2 7

(委員長報告・質疑・討論・採決)		
報告第 9 号	令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第2号) について	1 2 9
(質疑)		
報告第10号	令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第3号) について	1 2 9
(質疑)		
議員派遣の件		1 2 9
(決定)		
閉会中の継続調査の件		1 2 9
(決定)		
閉 会		1 2 9

令和元年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

令和元年 12月 5日

令和元年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和元年12月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課長	丸 田 忠 君
保健福祉課長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	代表監査委員	新屋敷 浩 君
監査委員事務局長	櫛 山 扶美子 君	教育総務課長	中 間 博 巳 君
学校給食センター所長	中 窪 啓 二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 6 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 4 号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 5 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 6 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 6 8 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 3 議案第 6 9 号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 7 0 号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 7 1 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 6 報告第 9 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 報告第 1 0 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 8 陳情について

△開 会 午前 9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和元年第4回さつま町議会定例会を開会します。
農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、岸良光廣議員及び11番、新改幸一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月25日までの21日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月25日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

9月27日、第3回議会定例会本会議において設置されました8人の委員で構成する決算特別委員会については、同日正副委員長の互選が行われ、委員長に上圀一行議員、副委員長に岩元涼一議員が選任されたことを報告します。

次に、11月13日に第63回町村議会議長会全国大会が東京都のNHKホールにおいて開催されました。

大会に先立ち全国会の創立70周年記念式典が行われ、本町の前議員の東哲雄氏が町村議会議員として30年以上在職し、功労のあった者として永年功労者表彰を受賞されました。

大会では、大会宣言として東京への一極集中が進み、地方では過疎化・高齢化が深刻な問題となり、本格的な人口減少社会の中で地域活力が減退している。加えて、東日本大震災を初めとする大規模災害等の大きな打撃を経験した町村の行財政運営は、景気が回復基調にある今日においても厳しい状況に置かれている。我々町村は持続可能な地域社会の確立を目指して地方創生を実現させるとともに、地域が抱える諸問題解決に向け、来るべきSociety 5.0時代におけ

るさまざまな可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要がある。今回の町村議会議長全国大会の開催を機に、新たな時代における町村議会のあるべき姿を求めて一致団結して行動していくことの宣言がなされました。

また、2件の特別決議を行い、28件の全体要望及び9件の地区要望を採択し、関係省庁への提出が全会一致で承認されました。

大会終了後、本町村議会議長会では、役員及び代表者が2班に分かれ、鹿児島県選出の衆参両国會議員に対し、全国大会で決議・採択された項目に基づく要望活動を行いました。

次に、監査委員から例月出納検査及び令和元年度備品監査の結果報告並びに教育委員会から平成30年度教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしているところでございます。この中で、11月5日の川内川改修促進期成会中央要望に関する事項及び、翌日の6日の治水事業促進全国大会、そして、さらに、この7日の奥薩摩・水と緑の郷づくり推進協議会中央要望、それに、11月27日の全国町村長大会について補足して御報告をいたします。

初めに、11月5日の川内川改修促進期成会中央要望についてでございます。

昨年発生をいたしました西日本豪雨、また、平成29年の九州北部豪雨、本年では東日本におけます台風19号による大雨など、近年、経験をしたことのないような豪雨によりまして、全国各地で災害が発生をいたしております。

このことから、鹿児島県を中心に3市2町の川内川水系の自治体が一つになりまして、河川改修や国土強靱化対策に必要な予算の確保についての要望をいたしたところでございます。

国土交通省の事務次官を初めとしまして、技官、水管理国土保全副局長、そして、鹿児島県選出の国會議員の衆参の皆様方にそれぞれ直接面談をしながら要望をいたしたところでございます。

次に、翌日の11月6日の治水事業促進全国大会についてでございます。全国治水期成同盟会連合会、私も評議員を務めておりますけれども、その連合会主催の治水事業促進全国大会が開催をされまして、全国の市町村長を初め都道府県の関係者など約1,000名の参加でございました。

大会におきましては、全国6地方で実施の地方大会というのがございますが、その決議案を踏まえまして大会決議が採択をされ、国会あるいは政府のほうへ強く要請をしていくこととされたところでございます。

大会終了後には、鹿児島県選出の国會議員への要望を行うとともに、九州各県の市町村長と一緒に国土交通省水管理・国土保全局、あるいは、九州地方整備局との意見交換を行って要望を行ったところでございます。

次に、翌日の11月7日の奥薩摩・水と緑の郷づくり推進協議会中央要望についてでございます。

曾木の滝から鶴田ダムまでの大鶴湖を活用した地域振興策の推進に伴いまして、同協議会を組

織いたしております伊佐市と一緒に、川内川水系のかわまちづくり計画の推進、これの支援、それから、県道鶴田大口線の早期改良整備、また、鶴田ダムの堤体の上流部にあります、へらぶな岬の跡地の整備につきまして、国土交通省の水管理・国土保全局長並びに観光庁の観光地域振興部長と直接面談をいたしまして要望をいたしてまいりました。

最後に、11月27日の全国町村長大会でございます。

大会におきましては、全国から多くの首長が出席をいたしまして、来賓として安倍首相を初め、衆参両議長、それから、総務大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣の御臨席をいただきながら国会議員等も多く出席をいただいております。

これまで、町村におきましては文化伝統の継承はもとより、食料の供給、自然環境の保全などの大きな役割を果たしてきておりますけれども、少子高齢化とか、あるいは産業の衰退とか、いろんな課題を抱えておりますので、こういったことの現状を報告いたしまして、今、先ほど申し上げましたとおり東日本大震災とか地震、台風、豪雨災害からの復興を初め、さらなる地方創生を国と地方が総力を挙げて取り組む必要性を訴えております。

さらに、地域の特性とか地域資源を生かした施策を展開して、豊かな住民生活と多様な地域づくりに邁進する旨のほか、特別の議決としての複数の市町村による、今、地方制度調査会でも論議になっております圏域の関係、こういったことについては、新たな行政主体として法制化する国の構想には、周辺の町村も衰退に追い込む危険性があるので、これについては、断固反対をするとの決議が採択されたところであります。

決議事項に対しましては、出身の国会議員へそれぞれ要望活動も行われたところでございます。

今後も全国の自治体と情報交換を行いながら、国に対して直接地域の現状や課題を訴えまして、各地の要望の実現に努力をしてまいりたいと思っております。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第61号 平成30年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第62号 平成30年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第61号 平成30年度さつま町歳入歳出決算の認定について」及び日程第6「議案第62号 平成30年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」の議案2件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会の審査の中で、決算書にあわせて提出のありました証書類に誤りがあり、執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。お手元に配布された正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔上岡 一行議員登壇〕

○決算特別委員長（上岡 一行議員）

おはようございます。決算委員会に付託されました「議案第61号 平成30年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第62号 平成30年度さつま町上水道事業会計決算の認

定について」審査の過程と結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月27日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私、上圀一行が、副委員長に岩元涼一委員が選任されました。審査は10月2日から7日までの4日間の日程で行い、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査は既に監査委員が例月出納検査や決算審査等を初め、専門的立場で照査されていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また、今後の行政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところです。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案2件については、認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第61号 平成30年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、消防本部の関係では、水難救助隊は12名在籍しているが、救助用ボートの所有数についていただきましたところ、消防本部ではFRP製ボート1台、ゴムボート1台、消防団関係ではアルミボート2台所有しているとのことであります。

また、防火水槽の管理について無蓋防火水槽が148カ所あるが、今後のふたの設置計画についていただきましたところ、今年度は2カ所設置し、今後も計画的に緊急性の高い箇所から設置していくとのことであります。

次に、社会教育課の関係では、新しい文化施設建設のための基金が約7億円となっており、検討委員会も設置されたが、これまで協議した内容についていただきましたところ、昨年11月に検討委員会を設置し、これまでの経過に基づいて課題を整理し、その後、プロジェクトチームをつくり、基本的な事項について庁舎内での検討を行っている。今後はアンケート調査などを行い、町民の方々の意見を反映させていきたいとのことであります。

次に、教育総務課の関係では、学校再編について、流水小学校と鶴田小学校は令和4年4月に再編され新たな小学校として開校するが、薩摩地区の3小学校の今後の取り組みについていただきましたところ、小学校の第2次再編計画を進める中で平成28年度に各地区で説明会を開催したが、1地区では厳しい意見等もあり、説明会を翌年度に先送りした経緯がある。説明会后においては、平成30年3月に1地区のPTAから再編計画案に対する報告書の提出をいただいている。

説明会后、時間も経過していることから、本年度は3地区のPTA役員等が集まる機会がある場合は、教育委員会へ声をかけていただくようお願いをしていたが、これまで特になかったため、時機を見て将来における児童数の推移などの情報提供やPTA役員の方々の再編に対する考えを伺う機会を設定していきたいとのことであります。

次に、学校教育課の関係では、不登校の児童生徒数についていただきましたところ、30日以上欠席で不登校扱いとなり、平成30年度は小学校7名、中学校24名の31名となっており、平成28年度は32名、29年度は29名で、今年度は現時点で昨年より減少傾向にあるとのことあります。

また、特別支援学級の児童生徒で養護学校対象者への対応についていただきましたところ、町では教育支援委員会を設置しており、各専門家に来ていただき年3回実施している。各学校から相談があった児童生徒について、検討や判断した結果と今後について各保護者へ話をしているとのことあります。

次に、学校給食センターの関係では、子育て環境の整備や少子化対策の推進を目的に、学校給食費の保護者負担軽減のための賄い材料費として約3,400万円の助成事業を行っているが、給食費全体の何%を助成しているのかいただきましたところ、宮之城、薩摩、鶴田の3センターで

は、賄い材料費を含めて約9,000万円の給食費となっており、その中で賄い材料費の占める割合が約38%とのことであります。

次に、税務課の関係では、不納欠損額が前年度よりも約400万円増加していることについてただしましたところ、いろいろな財産調査を行った結果、資力がないと判断した分について執行停止を行い、3年後に不納欠損の手続を実施している。

財産調査の結果で公売にかけることのできる資産等がある場合は、さつま町、薩摩川内市、出水市、阿久根市、長島町と合同で毎年11月に公売会を実施し、1月には鹿児島市で県と各市町村で公売会も開催しているとのことであります。

次に、高齢者支援課の関係では、公民会福祉無線通報体制整備事業の公民会負担金についてただしましたところ、設置費の3分の1を補助しており、1基の上限額が5,000円とのことであります。また、高齢者が緊急時にボタンを押すことができない場合も想定されるが、安否確認という点から今後検討する余地はないかただしましたところ、さらに利用しやすいシステム等がないか検討しているとのことであります。

次に、子ども支援課の関係では、予防歯科事業のフッ化物洗口で中学1年生の虫歯本数が非常に低く全国のトップクラスであるが、これを維持し、今後さらに推進していくための施策についてただしましたところ、中学1年生のDMF指数、虫歯本数が目標値の0.45本に対し、0.3本という結果であったことから、今後もフッ化物洗口を継続的に推進していくために、学校の理解がさらに得られるよう教育委員会とも連携していきたいとのことであります。

次に、町民環境課の関係では、不法投棄が10件となっているが、どのようなものが不法投棄されたのかただしましたところ、主にテレビや冷蔵庫で平成30年度はタイヤが多かったとのことであります。

また、監視カメラが設置されているが何箇所設置されているのかただしましたところ、ごみの分別が守られていないことがあったことから、公民会長と連携を図りながらごみステーションに1カ所設置しており、設置後は分別して出すようになってきているとのことであります。

次に、担い手育成支援室の関係では、小規模農家が多いことから集団化への推進が必要になってくると思うが、地域での話し合いの中でどのような対策がなされているのかただしましたところ、特に中規模農家から兼業農家への支援要請があり、支援制度の構築を望まれる声もあるが、現在は、支援制度はないとのことであります。

定年退職された方や非農家の方々も含めて地区全体で地域の農業を守り育てていくために、今後、さらに話し合いを重ね、モデル地区をつくり推進が図られるよう要請しました。

次に、農政課の関係では、子牛せり市購買者対策事業で平成30年度は県外購買者の町内宿泊利用者数は107名で年々増加傾向にあるが、平成30年度で事業が終了したことにより影響はなかったのかただしましたところ、事業を実施したことで県外購買者がある程度定着してきており、最近では価格が若干下がっているが、事業終了後も購買者数は極端に減少しておらず一定の事業成果があったと分析しているとのことであります。

次に、建設課の関係では、河川の橋梁点検を実施した結果についてただしましたところ、町内には現在256橋あり、ブロックごとに分けて5年に1回点検を実施しており、今年度は83橋実施した結果、緊急に補修をする箇所はなく予防的に補修が必要と思われる箇所が数箇所あるとのことであります。

次に、商工観光PR課の関係では、スポーツ合宿等の町内の宿泊許容者数についてただしましたところ、宿泊施設の廃業や観音滝公園滝の宿が休館となっており、現在1日当たりでは477名となっている。合宿の集中する時期においては宿泊所が不足する状況で、町外の宿泊施

設にもお願いしている。

また、きららの楽校がオープンしたことにより58人分は町内対応ができるようになったが、集中する時期にできるだけ町内の宿泊施設を利用してもらうためには、日程調整も必要になってくるのではないかとのことです。

この回答を受け、さつま町に継続して来てもらうために、宿泊施設の確保について早急に検討するよう要請しました。

次に、保健福祉課の関係では、医師確保対策について県内だけでなく県外の医師確保という取り組みや考えがないかたまたましたところ、以前は薩摩郡医師会において県外を含めて県内出身の方々へ働きかけをしてきており、現在は個人情報保護の関係で対象医師への働きかけが困難な面もあるが、今後も、薩摩郡医師会と連携を図っていきたいとのこととあります。

次に、耕地林業課の関係では、荒廃竹林を筍生産林に改良されているが、改良後、管理がされず荒廃竹林に戻った竹林はないかたまたましたところ、荒廃竹林に戻った面積等は把握していないが、町内に筍生産林が約120ヘクタールあると考えられ、その中で高齢化による管理不十分な箇所も見受けられるとのこととあります。

竹林管理者が高齢化などにより管理できなくなった場合は、近隣の所有者に委託できるような体制づくりを検討するよう要請しました。

次に、ふるさと振興課の関係では、土地開発公社所有の宅地分譲地の残り区画は今後どのように販売していくのかたまたましたところ、薩摩地区については数年前から問い合わせがない状態で、現地を確認すると、雑木が覆いかぶさっているような状況であり、残り区画の早期売却を目指し、販売方法を検討しながら進めていきたいとのこととあります。

次に、企画政策課の関係では、地域間幹線バス路線維持のためバス会社へ負担金を支出しているが、年間の利用者数と負担金額は毎年変動するのかたまたましたところ、大口針持宮之城線は、運行回数は1日当たり4.6回、平均乗車密度は7.8名、空港バスはそれぞれ12回、3.7名となっており、町の負担額は毎年度の収支報告書をもとに計算するとのこととあります。

また、時期により、運行回数を変えるようにできないかたまたましたところ、便数を減らすことについては事業者側が主に検討する事項と認識している。町としては、利用促進を図るための努力が必要であり、そのためにこれまでの実績の検証をしており、沿線自治体とも協議していくように計画してまいるとのこととあります。

次に、総務課の関係では、防災行政無線放送施設整備について、現在の戸別受信機の設置率についてたまたましたところ、住民登録世帯数が約1万400世帯、それから同一建物内に複数の世帯が混在しているところや施設入所等で設置不要の世帯が合計で約1,400世帯と推測しており、差し引いて約9,000戸設置が必要であり、現在の設置率は90%前後とのこととあります。

また、未設置世帯の調査についてたまたましたところ、これまで転入者へ声かけをしたことで設置数が伸びてきているが、アパートや賃貸住宅等は居住者の把握が難しいことから、公民会長やアパートの所有者の協力をいただきながら調査し、設置に取り組んでいきたいとのこととあります。

この回答を受けて、未設置箇所については公民会長へ調査を依頼し、設置がさらに進むよう早目の対応をするように要請しました。

次に、財政課の関係では、経常収支比率が1.1ポイント伸びているが、今後も地方交付税が減額となり財政運営は厳しくなると思われることから、経常収支比率については、現状を維持していくためにどのような措置を講じる考えかたまたましたところ、歳入としての地方交付税の削

減や景気の動向に左右されやすい町税等も不安定であり歳入の増額は見込めないことから、歳出を抑えるために職員一丸となり知恵を出し合い、人件費や維持補修費等の経常経費の削減に努めていきたいとのことであります。

この回答を受け、人件費削減のためには人員管理が大変重要であることから、今後も総務課と十分連携を図りながら取り組み、健全な財政運営がなされるよう強く要請しました。

次に、国民健康保険事業特別会計の関係では、特定検診の受診率が平成30年度は72.3%であったが、その効果はどのような形で表れているかただしましたところ、県内でも高い受診率となっているが、高齢化も進み、受診率が上がってもなかなか医療費が下がらないという現状である。受診することで病気を早期に発見し、早目の予防や治療ができることで健康維持につながっていると考えているとのことであります。

次は、「議案第62号 平成30年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。水道事業では、中央監視システムの償却年数、今後の料金改定についてただしましたところ、中央監視システムについては計量・電気・計装・伝送路に分かれており、それぞれ償却年数の違いがあるが最長で20年となっている。今後の料金改定については、平成29年度には上水道と簡易水道の料金格差があったため、5年間を料金算定期間として統一した料金に改定した。その後、学校再編などで使用量が減少してきているため、歳出の圧縮も図りながら料金を再試算し、早目に次期料金改定の検討を進めていかなければならないと考えているとのことであります。

最後に、次の2点について特に町長の出席を求め、見解をただしたところであります。

まず、出生祝金の不納欠損処理は、5年以内に転出すると全額返還義務が発生する。対象者へ請求をしたが返還はなかったとのことであり、内部協議等しながら事務を進めてきたようであるが、これまでの経緯を聞く限りでは、事務手続として不十分と思われる。

今後は、債権管理条例等を制定し、事務処理を進めていく考えはないかただしましたところ、債権管理については、公平性を保つ上でも納入期限を過ぎた場合は、当然として催促やその後の手続を進めていかなければならないと思っている。

これまで、各税や税以外の徴収等の研修も十分行ってきたが、今後も担当職員の研修を行い、公金取り扱いにおける公平性について認識していくよう努めていきたい。債権管理条例については内部の関係職員で検討を進めているが、まだ制定の段階までに至っておらず、引き続き検討を行いながら職員の理解を深めた上で、条例を提案したいと考えているとのことであります。

次に、法制事務や財務事務は公務員としての基礎的な部分であり、プロフェッショナルでなければならない。職員に尋ねても明確な回答がなかったり、関係法令等を見逃したような回答等もまれに見受けられることから、法制事務や財務事務の基礎を徹底することで的確な受け答えができると思われることから、町独自で研修をしていくべきではないかただしましたところ、地方公務員は町民福祉の増進を図ることが終局的な目的であることから、地方自治法や地方公務員法、地方財政法など各法令に基づき業務を遂行しなければならない。これまでも各種研修を行っており、今後も継続して研修を進めていく中で、いま一度原点に戻り、研修のあり方を見直す必要があるとのことであります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても慎重に審査した次第であります。

なお、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

〔上岡 一行議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。この採決は、起立によって行います。

「議案第61号 平成30年度さつま町歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって「議案第61号 平成30年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。この採決は起立によって行います。

「議案第62号 平成30年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって「議案第62号 平成30年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

△日程第7「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第8「議案第64号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第65号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について」、日程第10「議案第66号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第11「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第12「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第13「議案第69号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号)」、日程第14「議案第70号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、日程第15「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」

○議長(平八重光輝議員)

次は、日程第7「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第15「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」までの議案9件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長(日高 政勝君)

それでは、議案第63号から議案第71号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第64号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、同じく地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第65号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について」であります。

これも同じく地方公務員法等の一部改正に伴い、本関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第66号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町立薩摩学校給食センターの廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、おしどり団地の整備に伴い本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

これは、道路橋梁河川災害復旧費に要する経費及び開発振興費、農地・農業用施設災害復旧費、担い手育成費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,737万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,575万7,000円とするものであります。

次に、「議案第69号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

これは、総務一般管理費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,759万8,000円とするものであります。

次に、「議案第70号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

これは、保険料還付金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,523万7,000円とするものであります。

最後に、「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、一般介護予防事業費に要する経費及び介護保険給付費準備基金、介護予防生活支援サービス事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,922万3,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

「議案第64号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第65号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○学校給食センター所長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第66号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（小永田 浩君）

次に、「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ここで、しばらく休憩いたします。

再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時49分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第69号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

続きまして、「議案第70号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する総括質疑は、12月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第16「報告第9号 令和元年度さつま町土地開発
公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）」、
日程第17「報告第10号 令和元年度さつま町土地開
発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第16「報告第9号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）」について及び日程第17「報告第10号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）」についての報告2件を一括して議題とします。
内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第9号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）」について及び「報告第10号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づきまして提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（市來 浩二君）

「報告第9号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）」について内容の説明を行います。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

「報告第10号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）」について内容の説明を行います。

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対する質疑は、12月25日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第18「陳情について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第18「陳情について」であります。

11月28日までに受理した陳情については、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前11時02分

令和元年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

令和元年 12月 9日

令和元年第4回定例会一般質問
令和元年12月9日（第2日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(11) 新 改 幸 一	1 青少年の健全育成とスポーツ振興について 我が町は、スポーツコンベンションの町として日夜努力をされているところである。 町には、21のスポーツ少年団があり、中学校の部活動とあわせ、すばらしい指導者のもとで毎日厳しい練習から各種大会、試合等に出場し、優秀な成績を残している。 県の試合で優勝し、九州大会や全国大会に出場しているチームに対して出場補助金を助成されているが、現在の補助率を上げる考えはないか伺う。 2 行政サービスについて 町長は、職員に対して日本一の行政サービスを目指して業務に励んでほしいと訓示をしておられるが、そういう中で、行政サービスの一環として次の点について、町長の見解を伺う。 (1) 窓口サービスにおける課題を踏まえ、町民（遺族）の窓口の手続きなど負担軽減を図るため、「おくやみコーナー」を設置する考えはないか伺う。
2	(15) 新 改 秀 作	1 認知症施策推進大綱について 政府は、認知症対策を強化するため、2025年までの施策を盛り込んだ新しい大綱を決定した。それに伴う本町における対策について伺う。 2 宮之城文化センターについて (1) 文化施設建設の検討を行うためプロジェクトチームができていると聞くが、現在の進捗状況について伺う。 (2) 積立金もある程度蓄積されていると聞くが、まだ目標額に達していないのか。現時点での着手はできないのか伺う。 (3) 町内には美術館と呼ばれるところがない。文化センター内に美術館を造る考えはないか伺う。 3 町の文化事業について (1) 文化事業に対する助成金について 文化協会、文化懇談会等町内で文化活動に日夜勤しんでいる

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		団体等に対する町の助成金について、再度見直しを行う考えはないか伺う。 (2) 町の文化事業の見直しについて 宮之城島津家墓所も国の文化審議会より史跡指定の答申を受けたことに伴い、この機会に町の文化事業の見直しを行う考えはないか伺う。
3	(12) 宮 之 脇 尚 美	1 包括業務委託について (1) 包括業務委託の現状と今後の見込みについて伺う。 (2) 本町における包括業務委託の取り組みについては課題も多くあるように思われるが、主要なものは何か伺う。 2 会計年度任用職員について 令和2年4月から会計年度任用職員制度が施行されることになっているが、適用される人数や具体的な職種、予算規模等はどのように見込まれているのか伺う。
4	(14) 森 山 大	1 グリーン・ツーリズムについて グリーン・ツーリズムの現状と今後の展望について伺う。 2 地域おこし協力隊について 地域おこし協力隊の現状と活用策について伺う。
5	(7) 舟 倉 武 則	1 行財政改革について (1) 本町の借入現在残高と返済計画について伺う。 (2) 少子高齢化に伴う人口減少に対し、本町の適正な職員数について伺う。 2 人口減対策について 観光振興による交流人口を増やす施策について伺う。
6	(13) 川 口 憲 男	1 行財政改革について 組織づくりや人材育成、行政機能の充実に努め、行政課題に迅速かつ的確に対応し、住民から信頼される職員の育成に取り組まれているが、次の3点について伺う。 (1) 職員の定数は令和6年には308人を目標としているが、正職員が減少することで町民サービスや地域コミュニティー力の低下が懸念される。地域の活性化には町職員の力は非常に貴重

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		だが、考えを伺う。 (2) 男女共同参画が進められているが、現在、町管理職員の構成はどのような状況か。県や他市町村でも多くの女性が管理職員として登用されているが、町長は管理職への登用をどのように考えているか伺う。 (3) 次期行政改革大綱の取り組みが示されると思う。行財政改革の推進と地域力の向上は大事であるが、どのような思いで推進していこうと考えているのか伺う。
7	(4) 柏 木 幸 平	1 交通安全対策について (1) 幼稚園、保育園及び学校の交通安全対策について伺う。 (2) 宮之城中学校のバス通学生徒の安全管理について伺う。 2 児童虐待防止について 児童虐待が社会問題となっている。町内における事例はないものか。また、関係機関等の連携など対応は十分か伺う。
8	(6) 田 野 光 彦	1 コミュニティ・スクールの位置づけについて (1) 本町では、現在コミュニティ・スクールを導入しているが、導入の際のコンセプトは何だったのか。また、コミュニティ・スクールを導入している小学校と統廃合によって新生した学校との差異をどのようにとらえているか伺う。 (2) 地域創生のためにもコミュニティ・スクールは必要である。中1ギャップ等の生徒のトラブルを防止するために、小中一貫教育が必要と考えるが、その対策を伺う。 2 街路樹等の維持管理について 本町は3本の国道が通り、町外からの人や車の往来も多いが、街路樹に植栽されているツツジ、サクラ、サルスベリ等は、周りに雑草が生えて手入れがされていない。どこがどのように管理しているのか伺う。
9	(3) 三 浦 広 幸	1 獣被害対策について 山間部では、電気柵を設置した農地の外回り畦畔被害が発生して、耕作放棄の一因ともなっている。獣による畦畔被害の助成策について伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		2 指定避難所の生活環境の整備について 災害時等における指定避難所のバリアフリー化の整備率と対策について伺う。 3 自然体験型DMO観光推進事業について (1) 観光地域づくりを行う「やさしいまち」が、かじ取り役として取り組んできた主な事業の概要と成果を伺う。 (2) K P I の達成状況について、毎年評価・分析した上で関係者と共有し、計画の見直しをするようになっているが、達成状況と見直しの有無について伺う。 (3) 今後のDMOの事業推進体制の確立と継続的なサポート体制をどのように考えているか。また、2020年に自立するDMOになるために、どのような対策が必要か伺う。

令和元年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和元年12月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 原 田 剛 志 君
町民環境課長 丸 田 忠 君	保健福祉課長 櫻 伸 一 君
高齢者支援課長 有 村 哲 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	商工観光PR課長 岩 元 義 治 君
教育総務課長 中 間 博 巳 君	学校教育課長 界 敏 則 君
社会教育課長 三 腰 善 行 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和元年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、11番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

おはようございます。通告いたしました2項目について質問をさせていただきますが、その前に一言、さつま町の一町民としてお祝いの言葉を述べさせていただきますと思います。

先ほど、東哲雄前議員さん、私たちの先輩、本当に30年間長い間、鶴田町時代からさつま町、本当に議員として活躍されました。本当に今回の表彰おめでとうを言いたいと思います、御苦労さまでございました。今後は元気で地域のため、また町のためにも御尽力いただければ大変ありがたいと思っております。

それと皆さん方ももう既に御承知のとおり、庁舎の玄関にも掲げてございますけれども、太田龍選手のプロ野球投手として巨人軍入団ということ、本当におめでとうございますを言いたいわけでございます。さつま町が合併して15年、また令和元年という記念する年に、さつま町出身者が、皆の憧れの巨人軍にドラフト2位に指名されて、町民の皆さんはもちろん、子供たちに夢と感動を与えていただき、まことにありがとうございました。太田選手におかれましては、これから大変な試練もあるかと思いますが、これからけがをしないように日々精進をされまして、一刻も早く一軍に上がり、エースナンバーで日本中を驚かせていただくように心から激励し、応援をさせていただきますと思います。本当に太田選手、おめでとうございます。

それでは、本題に入らせて質問をいたします。

まず、1項目の青少年の健全育成とスポーツ振興についてということでございます。

我が町は、スポーツコンベンションの町として日夜努力をされているところでございます。我が町には21のスポーツ少年団がありまして、中学校の部活とあわせ、素晴らしい指導者のもとで毎日厳しい練習から各種大会、試合等に出場されまして、優秀な成績を残されているところでもあります。

練習の成果を十二分に発揮されて県の試合で優勝し、九州大会や全国大会に出場しているチームに対して出場補助金を助成されているわけでございますけれども、現在の補助率を上げる考えはないか見解をお伺いしたいと思います。現在がちょうど補助率、実費の50%ということでございますので、これを引き上げる考えはないかということの質問でございます。

また、このことにつきましては、青少年の健全育成ということもうたっておりますので、答弁の中に町長と教育長をお願いするわけでございますが、教育長のほうには、青少年の健全育成という面からもひとつ御答弁もいただきたいと思います。そしてまた、このスポーツ振興とのかかわりというのもございますのでよろしくお伺いしたいと思います。

そして、町長のほうに対しましては、財政的な面がかかわってくると思いますので、執行部の責任者として将来の子供たちのためにどういう見解を持っていらっしゃるのか、そういうところを含めたところの御答弁をいただければありがたいと思います。

2項目についてでございます。行政サービスについてでございます。

町長は、職員に対して日本一の行政サービスを目指して業務に励んでほしいと職員に訓示をしておられますが、そういう中で行政サービスの一環として、次の点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

窓口サービスにおける課題を踏まえ、町民、特にこの遺族の方々のことなんですが、窓口の手續の負担軽減を図るため、お悔やみコーナーを設置する考えはないかお伺いいたします。

以上、2つの項目について1回目の質問といたします。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。新改幸一議員から、青少年の健全育成とスポーツ振興ほか1項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、スポーツ少年団等のこの九州、全国大会への出場補助金の補助率を上げる考えはないかとの質問でございます。

青少年の健全育成とスポーツの振興及び競技力の向上につきましては、スポーツ少年団や部活動において児童生徒の皆さんを初め、指導者の方々の日々の御努力によりまして、町内でも素晴らしい活躍をされていることに対しまして心から敬意を表しますとともに、それぞれ御指導に御尽力をされている指導者の皆さん方に対しまして、深く感謝をしているところでございます。

さつま町のスポーツ少年団におきましては、令和元年度の時点におきまして、おっしゃるとおり21のこの単位スポーツ少年団が登録をされております。

御質問にあります出場補助金につきましては、やはりこの保護者の皆さんが一生懸命されているところで、こういう上位の九州大会なり、あるいは全国での活躍をされるところでございますけれども、その点につきましては、やはり町にとりましても、皆さん方の健全育成ということはもちろんでありますけれども、やはりそういう大きな大会でさつま町のPRにもなるというようなことで、そういう公益性ということもありますので、出場に対しては保護者の負担軽減を図るための助成制度を設けているところでございます。

今、旅費相当額のこの2分の1を助成いたしております。このことにつきましては、ほかの隣接の状況を見ましても2分の1というのはもう決して劣るものではないと思っており、ところによつてはこれ以下の、限度額を設けたりとか、あるいは割合をもっと低くされてあるようでございますので、決してさつま町が劣っているというところにはないと思っているところでございます。

ただ、おっしゃるとおり県大会を踏まえて、あるいは九州大会までというところもありますし、あるいはこの九州で上位の成績を収めた場合は、さらにまた全国大会という場もあるスポーツもあるわけでございます。そうなったときに、非常にこの保護者の皆さん方については、かなりのやっぱり負担が生じるというようなことでございます。

このようなことから、やはりおっしゃるとおり九州大会を踏まえて全国大会となりますと、もう1回だけということになりますので、全国大会ですからそういうこととなりますと、やはりかなりの経費負担ということが強いられるということになりますので、やはりそこは今後見直しの必要もあるかと思っているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、子供たちもそういう全国場でやはりこのそういう競技をして、いろんな試合を見ながら勉強をする機会でありまして、多くの仲間ともまた接する機会でもあるわけでありまして、さつま町にとってもそれだけまた優秀な成績を収めてもらえれば、町の名声にもなっていくというようなこともございますので、この辺については、今後その辺の負担割合等も考えて十分検討させていただきたいと思っております。

それから、2番目のこの行政サービスの関係でございます。

お悔やみコーナーの設置につきましては、御遺族の皆様が行うこの行政手続の負担を軽減するために、必要な手続を一覧にしてお示しをしたり、関係部署の階を移動せずに済むようにするなど、県外の一部の自治体においては、そのようなコーナーを設けていらっしゃる場所もあると伺っているところでございます。

現在、このさつま町においては、遺族の方がお亡くなりになったことに対しましても、やはり十分対応すべきだというようなことで、この件数においては、毎年約400件あるわけでございますけれども、御遺族の方がやはりこのいろんな手続というのが、相続に関係して出てまいりますので、そういったさまざまな行政手続のこの負担をいかに軽減するかということが、おっしゃるとおり行政サービスの向上につながるわけでありまして、この辺については、まず死亡手続の御案内としまして必要な手続、申請窓口等も役場関係課、それぞれ判っておりますので、もうそういったことにつきましては、窓口はこういうところがありますよと、ここでこういう手続を下さいということで、この一覧性の持ったものをつくってお示しをしております。

それでまた、そこに行っても必ずそこの部署でどんな手続をしなければならないかということで、単にこの受付の窓口じゃなくて、あとはこういう係に行ってこういう手続が必要ですよということを言ってお示しをした、一覧性のものをお示しいたしております。それでそこに行ってもすぐその職員が対応できるようにしておりますし、さつま町の場合、御案内のとおり、ほとんどがその役場の町民環境課の受付に参りましたら、もう1階のフロアに全部この関係の部署がそろっておりますので、そんなにあちこちするような必要もないし、それぞれ係のほうにも連携をとってしておりますので、そういう形のものが、このお悔やみコーナーのところでも似たような手続になっているというようなこと等でございます。

実際、この職員が、本人さんじゃなくて、場合によってはこの職員が出向いてきてを手続をするとか、そういう場合もやっているようでありますので、そんなに大きな今やっていることと差異はないのかなと思っております。

ただのお悔やみコーナーを設置することになりますと、やはりこの電算的なシステムの改修というのが当然必要になってまいりますし、いろんな職員の、一カ所に職員を全部置くとなりますと、それなりにまたそこに職員を新たに配置せねばならんとそういう問題が出てきますので、そしてまた同じところにずっとやると、そのお客様が似たような手続が重なってしまうということがありますので、非常にそういう問題を鑑みまして、今のこのやり方でも、そんなに大きな遜色はないのかなと思っているところでございます。

このお悔やみコーナーについては、特にこの職員も配慮をしながらそういう対応をいたしておりますので、そういういろんな手続については円滑な形で、余り負担を感じさせないような手続に一生懸命努めているところでございますので、今のところではこういったサービスについては、こういう一覧性を示しながら各課十分連携をとった上で、この対応をいたしているというようなことで、御理解をいただきたいと思いますところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

スポーツ振興についてお尋ねがありましたので、見解をとということでしたのでお答えさせていただきますというふうに思います。

スポーツが青少年の健全育成に大きく寄与するということはもう論議を待たないところでありますが、スポーツ少年団につきましては、スポーツ少年団創設の理念というものは、スポーツを通して、心身ともに健全な青少年の育成を図るということにあるというふうになっております。

活動については7つありまして、野外活動、体力テスト、学習活動、社会活動、文化活動、レクリエーション活動、スポーツ活動のこの7つの活動をバランスよく取り入れて、人間づくり、体力づくりをするための手段でなければならないというふうにされておまして、勝利至上主義のスポーツ活動のみに偏っている等の課題も今指摘されているところであります。

一方、中学校の部活動についてですが、中学校の部活動も大変一生懸命子供たち活動しております、これも子供たちの心身ともに成長する時期での活動というのは、非常に健全育成に大きく寄与するということは、もう当然のことながら議論を待たないところであります。

ただ現在、中学校は4中ありましたものが1中になりましたので、それぞれの部活動が延べ数でいいますと大変多かったわけですが、現在は中学校、13の部活動で活動をしているところであります。ただ、先ほどのスポーツ少年団と同じように、勝利至上主義ということを随分前から御指摘をされているわけですが、宮之城中学校の場合、非常に熱心にやっておりますが、練習につきましては平日に1回、それから土日のうちの1回を休みにするようというふうなことで、これは全国のほうからも出ています、中体連のほうからでもそういう申し合わせをなされておまして、そういったことを一つの合い言葉にして、勝利至上主義に陥らないと、それから極端に練習時間が多くならないように、中学生の時期ですのでどうしても発達段階の途中にありますので、非常に過度な運動というものが子供によっては非常に無理があり過ぎる場合もありますので、状態をよく見ながら練習時間等も考慮していくということについて、そういったところを申し合わせもしながら現在部活動を進めてもらっているというところであります。

補助についてですが、中体連、中学校体育連盟、それから鹿児島県主催の吹奏楽コンクールにつきましては、平成17年度に町立中学校各種大会出場補助金交付要綱、これを定めまして補助金の交付規則を定めているところであります。これによりますと、県大会などで宿泊を伴うものには、1人1泊で5,000円の補助、それから九州大会以上の大会に出場した場合は、交通費、宿泊費、諸経費の2分の1を補助ということと定めております。

これまではそういった再編する前の4つの中学校の部活動を対象としていたわけですが、1校になりましたことから、部活動の延べ数が先ほど申しましたように統一されて13に減ってきました。部活動の延べ数が減少したことや、それから毎年部活動の成績等はやはり波がありますので、それによって年度ごとに補助金の額というのも相当一定していないというような状況に、ここ五、六年は見ています。そういう状況にあるようです。

ですから、現状の補助のあり方で対応できるのではないかとというふうに考えているところでありますが、全てが1校で1中に枠組みが変わったことでありますので、現状等を注視しながら推移を見ていきたいというふうに考えているところであります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○新改 幸一議員

ただいま青少年の健全育成とスポーツ振興ということで町長と教育長のほうから答弁をいただきました。

まず、このスポーツ振興の面からの2回目の質問になるわけですが、町長の答弁にも

ございました九州大会、全国大会、見直しをする必要がある、検討してみたいというような答弁であったようでございます。

このことにつきましては、私もそれぞれの指導者の皆さん方と色々な機会がありまして、話をさせていただきました。また、もちろん自分の家族でもございますが、私も孫のバレーの九州大会、全国大会、ずっと応援に行っていました。

そういう流れの中に、特にこの九州大会あたりは町長も言われましたように各県持ち回りで、ことしは福岡県、いやことしは佐賀県、いやことしは沖縄県と回っていくわけですね。こういう長年、九州大会、全国大会に応援に行ってみますと、本当にこの父兄の資金的な苦労というのをまざまざと聞いたり、見てまいりました。本当にかわいそうなぐらいお金が要ります。

そういうこと、特にそういう経費云々が要るということなんですが、過去の流れはもう皆さん方も承知のとおり、記念タオルをつくる、そうめんを売る、1人の選手家族でタオルを一千枚売らないかとか、二千枚売らないかとか、そうめんをどひこか売ってくれとか、そういうことをせんな、大会に行く一つの旅費、いろんなこの経費が要るという本当に苦しい苦しい胸の内を監督の皆さん方が言われました。だからこういう質問をしたわけでございます。

県下の中ではいろんな形の中で支援体制も、町長も言われましたけれども、あるかもしれません。それはそれとして十二分理解するんですが、私はさつま町はさつま町らしいスポーツコンベンションのまちと名を打っていくのであれば鹿児島県一ぐらいの、そういう未来に向かう、将来に向かう子供たちの本当に健全育成とスポーツ振興という面に、さつま町はこれだけ力を入れているんですよというぐらいの流れをつくってほしいというのが、そういう指導者の思いでもございます。本当にそういう思いを本当にぜひ町長にも聞いてみてもらえんでしょうかということの話がたくさんございましたので、こういう質問をしたわけでございます。

今町長のほうは、さつま町は現在のやり方、この補助金のあり方というのは、その九州大会の出場決定、全国大会に出場決定ということが決定した後に補正予算を組まれて、そして2分の1の補助云々をされるわけでございますが、私がいろいろ聞いた話、調査をしてみましたところ、市町村によってはスポーツ振興の基金の創設をされていらっしゃるわけです。こういうのも将来に向かっては、私は未来を背負っていく子供たちに対するいろんな助成金のあり方としては、やり方の一つでもあるんじゃないかというふうに勉強もいたしました。

このスポーツ振興基金を設立しますと、当然行政のほう为主体となってその基金を積み立てるわけですが、この基金の内容を企業からも一般個人からも、さつま町の子供たちのスポーツのために使ってくださいというそういう基金を積み立てていながら、その基金の中から70%、80%、そういう経費に向けていくという市町村も聞いております、そういうことも私はさつま町ならではの一つのやり方でも、やってもいいんじゃないかというぐらい私個人思っているわけですが、このスポーツ振興基金の創設というのは、町長、どんなふうな見解を持っていられるのでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今この大会の補助については、今お尋ねのスポーツの関係でありますけれども、やはりこの町内にはスポーツ以外にも文化活動とか社会的ないろんな活動ですね、こういう方々が九州大会なり、あるいは全国大会に行かれる機会もありますので、そういう方々に対しましても等しく、行政といたしましては旅費相当の半分を助成いたすと。

したがって行政としましては、そういう行政全般的なことを踏まえた上で、それぞれのやっぱり振興を図っていくという意味合いで、この助成をしなければならないと思っているところでございます。

基金の設置をしているところも、薩摩川内市もあるようですけれども、ここの場合は先ほどから申し上げますとおり、2分の1じゃなくてやっぱり限度額を設けて、まさにこういうのを若干この限度を設けて、30万円とか一般の方は20万円までとか、そういうことでやっていらっしゃるようであります。旅費の25%と、あるいはこの10%ということでやっていらっしゃるようですから、それからしますと、さつま町は2分の1、限度なしということですので、それについては遜色ないと思っております。

ただ、今までのこの予算の支出から見ますと、平成29年度が100万円とちょっとぐらい、それから30年度で38万1,000円、今年度が7団体ということで84万9,000円ぐらいになりますけれども、それぞれこういう活動をされまして、やっぱり補助金ですので、補助金はこの実績に応じてやっぱり出していくということにならざるを得んわけでありますので、前金でやるわけにはいかんと。やはりそういう活動実績があって、それに対してその割合によって補助をするという仕組みでありますので、やはり今はそれぞれ予算に計上をした上で支出をしているというやり方であります。

もちろんこの基金を設置して、基金の中から、基金をつくる場合はそういう議会の議決を経て、それから基金を設置する、それなりの必要な予算を基金として積み立てをする必要がありますし、そしてまた積立基金にするのか、定額の運用基金にするのか、その辺もありますけれども、そこからはいちいち予算を出す必要はなくて、基金から直接出しますので、そういう面ではある面スムーズなやり方ができるかと思っておりますけれども、それであってもやはり実績の支出ということになっていかざるを得んのじゃないかと思っておりますので、今のところこの先ほど申し上げましたこの額から、本町にいたしましてはこの基金を設置するところまではないのかなと思っております。

したがいまして、その都度予算に上げて議会の御審議をいただいた上でこの支出をするという形で、今後もそういう方向が今のところではいいのかなと思っているところであります。

○新改 幸一議員

スポーツ振興のこの基金について今のところは考えていないという御答弁でございますので判りました。

特に私がこの基金の創設を言ったのは、企業のほうからの応援、それから個人の応援、こういうのを言ったのは、特にこの先ほど冒頭でお祝いの言葉も言いましたが、さつま町にプロ野球選手が誕生したこの記念の年に、そういうのも時代の流れでいいのかなというような自分の解釈で創設も聞いてみたわけでございますが、今のところはそういうところは考えていらっしゃるということでございますので、そういうふうに理解をしたいと思います。

このことにつきましては、特に補助金のあり方というのは、言われますようにいろんな形の町の補助金、助成金というのがあるわけでございまして、なかなか一概にどうこうとは言えないところもございしますが、ただただそういう今その子供たちを一生懸命指導してもらっている監督、父兄の皆さん方、また将来に子供たちがどんどん少なくなっていく流れの中で、監督の皆さん方は選手集めに大変だというような話も聞きました。

そういう形の中で、監督さんの苦労云々もあるようでございますので、町長の答弁としては、この補助金についてはある程度の見直しは検討するということでございましたので、ぜひ前向きに上げる方向づけでの検討を要請しておきたいと思えます。

スポーツのこの補助金につきましては、こういうことで終わらせていただきますが、青少年の健全育成の関係で少しスポーツとは離れますけれども、実は私、この前11月23日の日に鹿児島島の文化ホールで麻薬・覚せい剤乱用防止運動九州地区大会に出席をいたしました。

これには後援で各市町村も入っているんですが、ちょうど千人集会だったんですけれども、これにはさつま町からは何人出席されていますか。判っていればお知らせいただきたいと思うんですけれども。

○総務課長（崎野 裕二君）

今御指摘の質問の関係ですけれども、各市町村が後援団体となって取り組んでいるということは承知しておりますが、その大会に何人、町から参加されたかまでは、私のところでは把握はできていないところでございます。

○新改 幸一議員

町のほうは何人出席したか判らないということでございます。

実はこの九州地区大会で特別講演がございました。この麻薬・覚せい剤の乱用防止運動についての子供たちの健全育成という中で、講師の先生、もう皆さん方既に御承知かと思いますが、有名な水谷修先生、夜回り先生命の授業ということで、大変このテレビやら新聞、各方面で専門誌やら出されて有名な先生でございました。この方の90分の講演を聞いたんですが、先生は29年間教員生活をされながら、そのほとんどが青少年が夜中に繁華街を歩いたり、そしてまたいろんな友達関係の流れの中に、こういう麻薬、覚せい剤、シンナー関係におぼれていって、自分の体をぼろぼろにしていくと、こういう姿を見てきて、その子供たちを立ち直らせていくというそういう関係で、大変な御尽力をされている先生でもございました。

私はこの先生の話聞いたときに本当に感銘いたしまして、いいことをしたときには、とにかく子供たちをほめてくださいと、皆さん方、一緒になってほめてくださいということは何回も言われました。そういうほめてあげるということなんですが、そういう講演を聞きながら閉会になりまして帰ろうとしたら、市民文化ホールの入り口のところに、この県内の中学生、すばらしいこの薬物乱用関係のポスター、作品を展示してございまして、それをずっと見ていきましたら、我がまちのさつま町の宮之城中学校からなんと2名作品が掲示されて表彰対象になっておりました。写真にも撮ってまいりましたけれども、大変うれしいことでございますので発表いたしますが、鹿児島県の薬剤師会の会長賞を受賞された宮之城中学校2年の小川帆乃香さん、この方の作品が、「違法だよ！後の人生考えて」というタイトルですばらしいポスターをつくっておりました。そしてもう一方、生徒なんですが、これも宮之城中学校1年生、上牧瀬奈那さん、「NO DRUG」という題で、この生徒は鹿児島県保護司会連合会会長賞でございました。

作品が何点かずっと掲示をしてありましたが、同じ中学校から2名こういう賞をいただいた、あれを見て、さつま町にはすばらしい才能を持った子供たちがいるんだなというのをつくづくと感じて、私は自分の携帯に写真を撮って帰ってきたところでございます。そして調べましたところ、上牧瀬奈那さん、宮之城中学校の1年生、これは私の孫が1年なんです、ちょうど1年なものですから、誰さんのお子さんじゃろかいと思って調べてみたら、なんと嵯峨野寿司のお孫さんじゃって、私の親戚というののもあってびっくりしたところでもございました。

こういうすばらしい子供たちが頑張っている姿、先ほどから言っておりますスポーツに対しても頑張っている、一方ではこういう勉強等をもとにすばらしいポスターなんかもしながら、県下の中でも同じ中学校から2名も入っている、本当に感動いたしましたので、教育長、改めてこの子供たちをほめてあげていただきたいということを要望して、この青少年の健全育成とスポーツ振興ということについての私の質問は終わりたいと思います。

2問目のこの行政サービスの関係なんです、町長のほうは現在のところお悔やみコーナーを設置、今現在のところで町民の皆さん方には迷惑をかけていないんじゃないか、それだけ職員がきちんと対応しているというような答弁であったようでございます。

この新庁舎における窓口のワンストップサービスの基本的な考え方ちゅうのも出て、調べてみますと出てきておりますが、町民ニーズが多様化する中、また超高齢化社会を迎える中において、町民目線に立ったおもてなしのサービスを効果的、効率的に提供していくことが求められているというようなものをうたってございます。

こういうことを考えたときに、私が町民の、特にこのさつま町から長年県外に出ていらっしゃる、それで親が死んだ、そういう流れの中に、葬式に帰ってこられたときに、もちろん会社を1週間の休みを取られて葬式を済ませ、四十九日を済ませ、さあさあで1週間、遠かでもう帰らないかと、こういう遺族の方々がいろんなこの申請の仕方です1つの窓口、また2番目の窓口、また3番目の窓口、こう回っていくというのが大変だというような話も聞いたところでもございまして、ちょうどその話を聞いたところにテレビで放映をしておりましたが、これは大きな市でございましたからテレビで出て、その遺族の方、手続きに来られた方がインタビューに出ておりました、アナウンサーが。

いろんな申請を同じところで、もう私なんかは座っておけば職員が出向いて全て、一つの課が済めば次の課が来てくれる、横の連携をとって、もう私なんかはあっちに行ったりこっちに行ったりせんでもよかったと、こんなすばらしい市役所はないちゅうような話を、インタビュー、テレビに出ているのを見まして、このことはうちのまちでも、人口は少ないほうなんです、そういうのも、お悔やみコーナーちゅうのは我がまちでも大変喜ばれるんじゃないかというようなことも考えたところでございます。

そういうような流れの中に、やっぱり町民に負担をさせないで各窓口で行われる届け出等の手続きが1カ所で、かつ1回で済む、手続きを完了することができればちゅうようなこともうたっております。誰にでも利用しやすく、かつ判りやすく、そしてスピード感のある親切な窓口、そういうことをこれからの時代に行行政はやっていかんといかんということもうたってございますので、現在のところはまだお悔やみコーナーは設置するということは考えていないという町長の答弁でございましたので、将来に向かって、町長が言われる日本一の行政サービスということと言われるのであれば、こういう小さいことからされることが、行く行くは移住定住の問題にもつながってくると思いますので、ぜひそこあたりも前向きに検討されながら、時代に即応したそういう流れもつくっていただければありがたいというふうに要請をしながら、私のほうの一般質問は終わらせていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

行政サービスの関係につきましては、常にこの各職員一人一人が町民の皆さん方が役場に訪れた際等を中心に、きのうのサービスよりもきょうのサービスが、そしてまた、きょうのサービスよりもあすのサービスがより質的に高まるようにということで常に申し上げております。

そしてまた親切丁寧というのが基本でありますので、そこはもういろんな機会に申し上げておるところでございます。おっしゃるとおり、日本一の行政サービスを目指そうということで常に提唱をいたしておりますし、職員にもそういうことは常々申し渡しておりますけれども、先ほどのお悔やみコーナーは非常にさまざまな手続きが必要ということで窓口も多様化しておりますので、そういったところについては、できるだけあちこち申請者の方が歩き回らないように一カ所でそういう手続きが終わると、いわゆるワンストップサービスの方向をやるという方向は非常に大事なことでございます。

そういう方向の中で、それに匹敵するような取り組みというのもやっておりますけれども、できるだけおっしゃるように、より住民サービスのこの向上という点ではさらなる改善ができる部分は改良して、窓口の対応ができるようにこれからも努力をしまいたいと思っております。

であります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、新改幸一議員の質問を終わります。

次は、15番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

私は、1点目、認知症施策推進大綱について。

団塊世代全員が75歳以上になる2025年には、認知症の高齢者が700万人に達すると推計されると政府から発表がありました。政府は認知症対策強化をするため、2025年までの施策を盛り込んだ新しい大綱を決定しました。これに伴い本町における対策について伺います。

2点目、さつま町の文化事業についてでございます。

1点目、まずは、町内には文化の発展のためにいろいろな団体等をつくり日々貢献されている町民の方々がたくさんおられます。文化が盛んになることは町の発展要素の一つでもあります。文化向上のために次の点について伺います。

1点目、文化センターについてでございます。

今、文化施設建設の検討を行うプロジェクトチームができていると聞きますが、現在の進捗状況について町長に伺います。

2点目、積立金もある程度蓄積されていると聞きますが、まだ目標額に達していないのか、現時点での着手はできないのか町長に伺います。

3点目、町内には美術館と呼ばれるところがありません。文化センター内に美術館をつくる考えはないか伺います。

次に、文化事業に対する助成金についてでございます。

町内では、文化協会、文化懇談会等、町内で文化活動に日夜勤しんでいる団体等に対する町の補助金について、再度見直しを行う考えはないか伺います。

次に、町の文化事業の見直しについて。

宮之城島津家墓所も国の文化審議会より史跡指定の答申を受けたことに伴い、この機会に町の文化事業の見直しを行う考えはないか、次の点に伺います。

1回目を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員から、認知症施策推進大綱ほか2項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをいたします。

まず、認知症施策推進大綱につきましては、本年6月、国の認知症施策推進会議におきまして認知症施策推進大綱というのが取りまとめられたところであります。今後における国の認知症対策の方向性が示されております。

この中でのこの基本的な考え方につきましては、認知症により生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解のもと、本人が希望を持って前向きに住みなれた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けられる社会を目指すとしております。

団塊の世代がおっしゃるとおり全て後期高齢者となります2025年には、5人に1人が認知症になると予想をされるところでございます。共生と予防を車の両輪としまして施策を推進する

として、具体的に5つの柱が示されております。

本町における高齢化率が既に40%を超えまして、介護保険サービスを受けられる要介護認定者のうち、65歳以上の認知症の方というのは、11月現在で1,033名ということになっておりまして、年々この傾向はふえる方向にあります。

このような状況の中、町におきましては安心して暮らせるまちづくりの推進、その展開としまして認知症ケアの推進を定めまして、現在次のような取り組みを推し進めているところでございます。

1つは、地域包括支援センターの事業としまして、認知症に対する正しい理解を持って、地域や職域での認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を行っております。

また、地域包括支援センターを初め、町内6カ所におきまして、認知症を発症された家族、介護者への支援としまして、認知症の高齢者や家族に加えまして専門職や地域住民が参加する認知症カフェというのを開いております。

次に、町内におきましては認知症の専門の医療機関として宮之城病院がございしますが、病院内におきましては、県が二次医療の圏域ごとに指定をしております認知症疾患医療センターということになっております。ここが事務局となりまして、さつま町と薩摩川内市の医療と福祉関係施設や団体等で構成されます認知症疾患医療連携協議会におきまして、認知症外来数、あるいはこの認知症によります要介護認定申請のための主治医の意見書作成数等の情報共有というのを図っております。

そのほかの協議会の事業の一環としまして、各公民会まで出向きまして出前講座も実施をされているところでございます。この出前講座におきましては、御案内のとおり病院長自らがこの講師となりまして、判りやすく笑いも交えた講演によりまして、参加者はこの認知症に対する理解が深まっているというふうに考えております。

また、介護予防の事業などを活用しまして、発症遅延とかあるいは発症リスクの低減の取り組みを行っております。ひとり暮らし、あるいは高齢者のみの世帯におきましては、会話の機会も少なくなることで認知症の発症のリスクが高まるということもございますので、各公民会を中心としたこのサロンの場におきまして、できるだけ多くの高齢者が参加できるように普及啓発を行っているところでございます。

認知症の方がこの在宅生活である場合におきましては、徘徊、あるいは出かけたまま自宅に戻れないということも想定されるために、地域ぐるみで協力して隣近所が声をかけ合って見守っていくという仕組みづくりを今進めております。これにつきましては、社協のほうでも地域支え合い推進員を中心に、公民会の役員とか民生委員などと協力をいたしまして、助け合いのネットワークをつくりまして見守っていく事業でございます。

また、認知症の方が行方不明になった場合もありますけれども、こういう場合は、家族等からの同意を得た情報をこの協力事業所とか個人の登録者に対し、一斉にメールで配信をしております。こういった早期発見につなげるための認知症高齢者SOSネットワークという事業も実施をいたしております。

日ごろから地域住民との付き合いが多い事業所等に高齢者等への声かけとかあるいは安否確認をお願いしまして、些細な事変に気づいた場合、役場とか警察、あるいは消防署に通報してもらう高齢者等の見守り活動事業ということに取り組んでいるところでございます。このようにさまざまな取り組みを、今関係機関と一緒に進めているところでございます。

次に、宮之城文化センターについての御質問でございます。

まず、1点目の文化施設建設に係るプロジェクトチームの進捗状況についてであります。

れにつきましては、まずはこの庁舎内でのこの文化施設の建設に対する検討委員会を設置いたしております。そしてまた、その下部のほうに文化施設建設検討プロジェクトチームというのを設置して、いろいろと検討を進めているところでございます。

このプロジェクトの関係につきましては、この建設に関しまして、基本構想の素案の準備に必要な事項を調査検討するということにしております、本年の6月に設置をいたしたところでございます。委員は、12の課から係長級が22名で構成をいたしております、これを4つのグループに分けて、それぞれ検討を進めております。本年7月からこの9回の会議を開催しまして、こういった基本構想の素案づくりに努めているところでございます。

1つは、その文化施設の仕様及び複合機能の検討、2つは、この建設候補地の選定、あるいはこの建設仕様の調査検討、3つは公共施設等のこの質及び量の最適化及び長寿命化に関すること、こういったことを3つの項目に分けて検討を進めております。

建設の基本コンセプトとかあるいは規模、機能につきましては、文化センターのホールの座席数、今700の施設であります、こういった席数をどうするかとか、あるいはほかの施設との複合化、おっしゃるとおり美術館の問題も出ておりますけれども、こういった複合の問題化についても協議をいたしております。

施設のこの質・量最適化及び長寿命化につきましては、現存する社会教育施設、こういったものの今後の管理運営等についてもあわせて協議をいたしているところでございますし、やはりこの建設の場所等につきましても場所の問題、これは交通の利便性とかそういうことも考えたり、あるいは周辺の環境の影響、波及効果とか防災、そういったこと等も踏まえて、この現地調査も加えながら、今検討を進めているところでございます。

それから、やはり先立つものはやはりこの財源であります。非常に今建設費の高騰等もありますので、そういった多額の財源確保というのをどうやってするかということと、やはりこの建設の手法というのがあります。今までどおりこの町が事業主体となつてつくっていくのか、あるいは民間活用をしていくのか、いわゆるPFIとかそういう事業の導入等、そういう可能性も視野に入れながら今検討を進めております。

早い機会にという思いはございますが、次にありますこの積立金についてであります。

現在、平成30年度の末におきまして7億円積み立てをしてまいりました。現在まだまだこの辺の規模等がはっきりしませんので、どの程度かということまで、まだ事業費も決め込んでおりませんが、まだ7億円ではとても不足というふうに考えておりますので、まだしばらくは積み立てが必要かと思っております。できるだけ、特段の補助金ということもないようでありますので、これからもまたどういう補助額ならいいかということも考えておりますが、なかなか適切な補助事業もないようでありますので、あとは基金のほかには一般財源のやっぱり多額の支出ということになりますと難しい状況がありますので、これについては有利な起債、合併特例債とかそういうことも考えてこの検討をする必要があるかと思っております。

あと、この3点目の美術館の建設でございますが、本町には町内外から御寄贈いただきました数多くのすばらしい美術品、工芸品、あるいは文化財等がございます。今歴史資料センターとか役場の町民ホール、あるいはこの町長室とか応接室に飾ってあるところでございます。こういったすばらしい作品等については、一堂にやっぱり展示をしながら、広く町民の皆様方にごらんいただくということが文化の振興にもつながると思っております。

したがって、こういった文化センターの基本的な計画を策定する段階におきまして、こういう美術館等を含めて、ギャラリー的なスペースの新しい文化施設の中に取り入れられないかということも検討の中に入っているところでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

次に、町の文化事業についてであります。

まず、1点目の文化事業に対する助成金についてでございますが、現在さつま町には文化協会参加の各団体を初め、郷土史研究会、さつまガイド、宮之城人形復興会、それから各郷土芸能保存会、宮之城文化懇談会など、文化振興に携わり精力的に活動されている多くの団体がございます。

町といたしましても、事業の中身を精査しながら、活動に対し支援できるところは積極的に支援をしているところでありまして、特別な活動に対しましては必要に応じて支援をまいります。

助成金につきましては、文化協会や体育協会、それから観光物産協会等のように全町的に組織をされ活動している団体ございますので、それらの団体に助成をしております。今後、関連する団体に御加入いただきまして、ますますの御活躍を期待するものであります。

次に、2点目の町の文化事業の見直しについてでございますが、11月16日の南日本新聞の記事にありましたように、国の指定文化財登録に向けて取り組んでまいりました宗功寺の宮之城島津家墓所が国の文化財指定を受けることが決定をいたしました。これは鹿児島島津家墓所として、鹿児島市、指宿市、垂水市、姶良市とさつま町の4市1町の7カ所が一括をして指定を受けるというものでありまして、中でも宗功寺の墓石群は墓石を石廟で覆う特徴があり、威厳や風格を備えているというふうに思っております。

今回の国指定を受けて、さらに見学者もふえるものと思っておりますので、現在、駐車場整備等に向けて発掘調査等も実施しているところであります。そのため歴史資料センターや竹林公園の活用とともに、北薩広域公園の歴史ゾーン整備の進捗状況も考慮しながら、交流人口の増加につながるよう関係部署と連携し、一体的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩をいたします。再開はおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時43分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○新改 秀作議員

私も今ここで新大綱を見ているわけでございますけれども、共生と予防を車の両輪としての施策の推進と書いてあります。予防とは、認知症になるのをおくらせる、認知症になっても進行を緩やかにする意味であると考えて書いてあります。

そういう意味で今回のこの質問に至ったわけでございますけれども、ちょうど私たちが、夏の8月の時期でありましたけれども、暑いさなか私の地域が共同防除をするわけでございます。そ

のときに1人の御老人が歩いておられた。私に、ちょっとあれやから行って話をしてみてくださいんかちゅうようなことを先輩の方から言われたものですから、私が代表でちょっと行って、すみません、どこから来られたんですかとかいろいろ聞いたんですけども、どうも意味不明なことを言っていたので、もうそれ以上私はもう話せませんでした。それでそのままにしておいたんですけども、後で何も無線放送でも何もなかったから何もなかったんだなと思って、そういうことがきっかけでこういうことになったわけでございます。

担当課で結構でございますけれども、去年1年間でもいいですけども、これを認知症というのを大体把握は余りできないわけですけども、大体国で4人に1人ぐらいと今、軽度の認知症を入れて4人に1人ぐらいと言われておりますけれども、そういうのを把握はできるわけですか。ちょっと担当課長でも結構ですので、その辺をお示し願いたいと思います。

○高齢者支援課長（有村 哲君）

認知症の方の数の把握でございますが、現在私どもが把握できているのが介護保険の申請を要介護認定申請された方のうちで、認知症の方の数でございます。役場を通さず医療機関のみで認知症の治療をされている方というのは私どものところでは把握ができないものですから、現在のところは先ほど申し上げました介護保険の要介護認定申請をされた方のうちで認知症の方のみということになります。

認知症の方の数は、要介護認定申請をされた方で1,033人となっております。

以上です。

○新改 秀作議員

1,000人からということでございます。4人に1人と言えば、高齢者は私も含めて65歳以上は8,200人、その4人に1人は軽度も入れるとすれば2,000人になるわけですね。私も入っていると、私も多々そういうぼったくようなことがありますので、入っているのかなと思っているところでございます。

これもなかなか多いと思いますけれども、町長に1点だけちょっとお伺いしますが、今、何年か前からですけども、さつま町の自殺者が非常に多いということをどこでも聞かれるわけでございますけれども、そういうこの病気、認知症とは、躁鬱、いろいろございますけれども、認知症との関連性というのは町長は個人的にはどのような見解をお持ちですか。

○町長（日高 政勝君）

自殺者の対応についても今大きな課題になっておりまして、今国や県、町もですけども、自殺者の予防対策というのにもいろんな取り組みをいたしております。

この自殺の原因となるものというのは、やはりこの病気を苦にしておることが一番多いんじゃないかと思っております。また経済的な理由とかいろいろありますけれども、特に多いのはやっぱりこの病気を苦にしておることになっているというようなふう統計的にはなっているようであります。

○新改 秀作議員

病気を苦になんですけども、その病気をたどればかねての生活習慣病とか、いろいろそっちからの要因というのがもちろんあると思います。これも一つはやっぱり今の認知の関連性が私は個人的にはあるんじゃないかと思っているところでございます。

予防の中に、これはまた包括支援のほうからですけども、私たちのまちはサロンの拡充というわけでどこも取り組んでいるんですけども、今判れば、その実態がどうであるのか、それでまた昔から懸念されました男性の参加者はどの程度あるのか、その辺のお示し願いたいと、担当課で構わないです。

○高齢者支援課長（有村 哲君）

ただいまの御質問、サロンの数でございますが、各公民会を中心として地域で行われているサロンが合計117カ所でございます。そこに加えまして脳の健やか塾というものが6カ所、合計で123ございまして、いずれも女性の参加者の割合が高うございます。

それぞれのサロンで若干の違いはございますが、平均的に見ますと女性の参加者の比率がおおむね8割、男性が2割弱と。回数が何回もございましてそれぞれ変動はしておりますが、1年を通してみますと男性の参加者が2割弱になっております。

○新改 秀作議員

全体で2割もいっちゃう。私の地域では何日か前にちょっとお聞きしたんですけど、「初めて男性の方が来られました」って推進員の方が喜んでいらっしゃいましたけれども、これもやっぱり声かけだというような感じでいろいろおっしゃっていらっしゃいましたけれども、全体で2割というのは私のほうのあれではちょっと意外でした。私たちもやっぱり地域ももうちょっと声をかけてもらって、男性の参加者もふえるように努力をしなければと思う。町全体でもまたその辺を参加者の男性をふやす努力も行政として要請しておきます。

それから、このサポーターの件ですけれども、現状はどうであるのか。そして職域の場合でのそういう手続をするサポーターの養成というのはやっぱり現状はどうであるのか。担当課長で結構でございますのでお示し願いたいと思います。

○高齢者支援課長（有村 哲君）

認知症サポーターの養成講座につきましては毎年行っておりますが、平成30年度分の実績で1年間に225名、これまでの実績で2,518名でございます。

職域に関しましては、例えば郵便局の方とかが、1つの郵便局ではなくて複数の郵便局で集まったところでちょっと講座を開いてくれという要望もございまして、こちらから出向いて講義をさせていただいております。

以上でございます。

○新改 秀作議員

今の郵便局で取り組んでもらっているというようなことでございますけれども、これがまた企業でも広がればいいなと思うところでございます。ただし、知識、理解を持って家族を助けるという意味でも、これも行政のほうでも進めていただきたいと思うところでございます。

時間がありませんので終わりといたしまして、共生と予防を車の両輪とこれにも書いてあるわけでございますけれども、認知症の人を乗せて運転するのは家族、あるいは近所の人、民生委員とか健康づくり推進員とか、そういう人にかかっているわけでございます。高齢者が体操やいろんな趣味を楽しむ、私たちの場合はサロンとかでもございます。そういうところに行きたがらない人に行ってもらう、そういうのをいろんな人に声をかけてほしいと。拒絶されても、認知症らしい人には声をかけるというのが一番いいのではないかなと思っているわけでございます。

私もそういう経験があったから声をかけたわけですが、なかなかその後には踏み出せない、あともし何かあったらねと、そのあとは声をかけただけで踏み出せない。やっぱり、それが一応頑張っている人を、もしその人が認知症であったならば、家族の方がどんな手助けを必要であるかという人、人の力が必要ではないかと思うところであります。

行政としても、こういうので健康づくり、あるいは包括、みんなとして一体的な取り組みが必要ではないかと思うところでございますので、ますますの行政の指導を要請いたしまして、この件については終わります。

続きまして、文化センターの件でございますけれども、先ほど町長からいろいろ係長22名に

よって4つのグループで構成して検討委員会でやっている、プロジェクトチームをつくってやっているということでございます。

平成30年11月に検討委員会が開かれてから、本年6月にこれがプロジェクトチームですか、6月にして7月から今12月ですからこれで9回の会議を開いたということは私も意外でした。まだ1回か2回かなと思っていたんですけれども、やっぱり相当頑張っておられるということでございます。

頑張っておられるということは、相当やっぱり実を結んで進んでいると思われるわけですが、もちろん検討課題というのがこれほど多ければなかなか大変だろうと私個人では思っているんですけれども、この位置関係ですよね。この辺なんかがある程度もう絞って二、三カ所でもあるのか、その辺を町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

非常に文化施設となりますと、今までのこの位置の問題を含めて、やはり多くの皆さん方が集まりやすい場所というのが当然候補に挙がるかと思っております。

多くのこの皆さん方が利用するとなると、それなりのまた駐車場の問題ということも当然考える必要がありますし、利便性の問題ありますので、これについて候補地は挙げて検討はしているようではありますが、まだどこという方向は具体的にはお示しできる段階ではないかと、まだ全くの検討中ということで御理解いただきたいと思いますと思っております。

いろんな候補地は当然挙げながら、それぞれメリット、デメリットというのを取捨選択しながら今検討を進めているという段階でございますので、またこれらが煮詰まって、ある程度の方向ができて、プロジェクトチームのまとめをして、この検討委員会というところに上げて、さらにまた検討委員会で検討をしながら、また町民の皆さん方とのやはりこの関係の皆さん等の意見というのは当然お伺いをしながら、最終的な基本構想というのをまとめるということになろうかと思っておりますので、まだそういった段階にまでは至っていないというのが実情でございます。

○新改 秀作議員

今検討委員会を言われたんですけれども、最終的にはやっぱり外部からとか民間、住民を入れた検討委員会というのををお持ちになる考えなのか、その辺をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

これについては、やはりこの町民の皆さん方がいろんな機会にお使いをしていただくということになるわけでありますので、やはりこの広く町民の皆さん方からの御意見というのを拝聴した上で、この基本構想を練り上げていきたいという基本的な考えは変わらないところであります。

それがまたいつの時点になるかは、まだスケジュール的にこの今内部の調整を始めて、いろんな幅広く意見を出し合っている段階であります。そういうある程度の方向性が煮詰まりつつある段階では、そういう町民の皆さん方にも中に入っていていただいて、いろいろと御意見を聞く機会をつくってまいりたいと思っております。

○新改 秀作議員

今で7億円基金をやっているわけでございますけれども、これも何年積み立ててどういう、いつするのか、まだいまじゃ判りませんと言うのだが、町長の腹の中じゃいつごろを目指して検討委員会を、検討委員会の中でもちょっと言われたはずじゃ、言われたはずやけどそれはちょっと判りませんけれども、そういう計画がなけりゃ、何年後にはやりましょうかちゅうような感じの町長のこの腹をちょっと聞きたいんですけれども。（笑声）そういう計画がなくて、例え借金しても、もうするんだと決めたら早くつくって借金を返したほうがいいんじゃないですかと思いますけれども、町長の腹はあと何年後には計画するんだということをお示し願いたいと。

○町長（日高 政勝君）

一応、現状の文化センターが昭和48年ですか、第2次オイルショックのいわゆるセメント等もないという時代に、いわゆるトイレットペーパーがもうなくなるという時代にできた、この広域のやはりここ周辺の町、5カ町だったですか、一緒につくった施設で、一部事務組合でつくった施設だと思っておりますが、その後、合併によりましてさつま町が引き受けた形になっておりますけれども、非常に現状はもう冷暖房、冬は暖房が効かないとか、夏は冷房が効かないとか、修繕をしても、なかなか修繕もそういう効果が出ないという状況が来ておりますし、どうしてもやっぱりこれをつくりかえにやいかんだろうなという考えを持った時点でこの積み立てを、平成28年からいたしてきまして、ちょうど2億円から3億円ぐらいを積み立てて、今ちょうど7億円まで来ておりますけれども、これをできるだけ借金をたくさんしないと、後世に負担を残さないという意味合いから、できればこの基金を10億円以上はやっぱり持つておく必要があるかなと思っております。まだそれが7億円程度だからですね、その事業規模から想定したときに、まだ半分もいかんのかなと思っております。

それでまだ先が見えんとですが、ただ、先ほど申し上げましたとおり、この町が事業主体で、今までの公共事業の進め方は町が事業主体になってそこをつくっていくとなると、今申し上げましたとおり、まだしばらくは積み立てをせにやいかんと思っております。

しかし、方法として民間資金を活用してつくっていただいて、あとから町がこれを少しずつ返していくと、あるいはこの管理運営まで今は担っていただけるということも考えますと、これはもうそういう方向を具体的にどんな手法でそういう流れにもっていかうことか決めれば、これは近いうちでもその公募をして、そういう民間事業が、なら私どものところでやらせてくださいというところを公募して決まれば、近いうちでもできないことはないと思いますが、そういうもの、PFI、先ほども申し上げましたとおりPFI方式も今あわせてこの検討をいたしております。

それで、そこは資金づくりは当初から相当な資金をつくらなくても、あとあと少しずつ返していけばいいわけですので、そういう方法もありますので、そこも併せて検討いたしているということでございます。

いつまでとお金をいくらぐらいと言われても、今は積み立てていくほかないと思います。あとあと任意的に負担をしても、ある程度やっぱり資金を持っていないといかんわけですが、それに対してまた起債も効きますし、そこ辺もうまく総合的に考えて、今いろんな検討をしているという段階であります。御理解いただきたいと思います。

○新改 秀作議員

なかなか私はいわば合併何年かの記念にどう思っているという答えが返ってくれば一番ええかなと思っていたわけですが、やっぱりつくって、もし落成式なんかやるといったら、せめて三、四年前にはそういうのを計画していなければ、何も行事はできないと思うんですね。やっぱり、もうちょっと今度は検討委員会をするときには、その日にちまでですね、いつごろするんだ、合併10年、20年だ、いつだというような感じで、何か記念に残る年にしたいというような気持ちをまた議会のほうでも言ってもらえればいいと思います。町民の方々も相当不自由されている方もいらっしゃると思いますので、なるべく早く着工をできるように要請しておきます。いろいろ時間もありますので、またこの件は要請しておきます。

おかげさまでこの美術館のほうも、私もいろいろ調べてみましたけれども、民間でやられるところがたくさんあるものですから、これまでお金をかけてもまた大変かなと思ってですね、このごろになってホールのギャラリーという感じでこういうのを設けてもらえれば一番いいのかなと思って、前向きな答えだと思っておりますので、その辺の要請をよろしく、教育長もよろしくお

願います。要請しておきます。

次に、この文化事業でございます。

先ほどいろいろ教育長からも説明がございました。任意団体の皆さんのおかげで文化協会というのはなっているんだと、私は彼らの力というのはやっぱりすごいなと、いろいろホームページの立ち上げから何からいろいろ聞いております。

やっぱりそういう人たちと教育長も、やっぱりその任意団体の方とのたまには懇談会みたいなことを開いて意見を聞くとか、そのお金を何百万円くれとか何とかちゅう問題じゃなくして、やっぱりそういう意思疎通を図って、たまには懇談会なんかもやるあれはございませんか。

○教育長（原園 修二君）

町内のいろんな団体、加盟していない団体、いろいろたくさんあることは承知しておりますし、いろいろ催し物があったり、それから企画展があたりした場合、案内があつたものに関しては、ほとんど出ているつもりではおります。

いろんな方とお話をしておりますが、いわゆるその今おっしゃるように、本当に具体的な腹を割ったというところまでのところは、まだできていないのかなと自分で反省をしているところです。今おっしゃったようなことで、私で取り組めることは一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○新改 秀作議員

そういうお互いにそういうので出席されているのは判りますけれども、やっぱりその話し合いを持たれたりしながら、少しでも支援を広げていかれたら私なんかでもいいなと思っておるところであります。趣味を利用していろいろなさっている方もいらっしゃると思いますが、その辺の再度検証をして要請しておりますので、中身を精査して支援するところはするということなのでございましたので要望しておきます。

この助成金につきましても、五百何名、数字から言うと会員が五百何名の中の30万円かちゅうようなことかと私は思っていますけれども、私も中身はよく精査はしていないんですけれども、その辺なんかはどうかな、あるのかなちゅうふうに思って、その辺も中身をちょっと見たりして、できるところはしてもらいたいと思っていますところでございます。

この文化事業の見直しでございますけれども、見直しと言っても、せっかくさつま町が国の指定を、さつま町の島津家の墓所が指定を受けて、やっぱりここにいろいろみんなこれを機会にまた文化事業も発展するように思うわけでございますけれども、私たちも1月にこの議会と北薩地域振興局ですね、これらの問題で議会も勉強会をするようになっておりますので、この歴史ゾーンの整備を含めて、また議会のほうも一体となって取り組まなければならないと思っていますところでございます。

これに先ほどの今の任意の団体に少しはあるんですか、伝統芸能関係は相当いろいろな補助もある、いろんな方面からもあると思うんですけれども、やっぱりその辺なんかはばらつきが、全然何にもなくて自分たちでやりなさいというような感じなのか、その辺は教育長、どう思われますか。

○教育長（原園 修二君）

今ありました伝統芸能の団体等には補助はなされているということでもあります。ボランティアに頼っている部分が結構ありますので、そこら辺のところは詳細なところはまだ把握しておりませんが、実際どんな具体的なところは、先ほどお話がありました例えば文化協会のほうも五百何人出して30万円というようにお話が出て、それは少ないんじゃないかというような御指摘もあったところですが、実際にそのいろんな任意団体、それからボランティアで成立しているような

ところの活動の様子等もきちんと把握できていない部分もまだありますので、そこら辺はまたしっかりと把握をして検討してまいりたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

その辺もまた把握して検討してみてください。

最後になりますけれども、町民が日々の中で健康で文化的な生活を行うことは、町としてもこれほど喜ばしいことはないと思われます。結果的にこのことが町の発展につながるものと思います。

そういった意味におきましても、先ほどのあらゆるスポーツの振興でもございましたけれども、文化協会を初め史跡、郷土芸能などの文化の振興は大事な活動であると考えます。この活動を基盤にして、まちが推奨しています交流人口200万人につなげていけたらと思うところであります。ますますの文化事業の発展を祈念しまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、12番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○宮之脇尚美議員

それでは、事前に通告をしておりました2項目について順次質問をさせていただきます。

まず、1項目めの包括業務委託についてでございます。

これは皆さん御承知のとおり昨年の9月定例議会だったでしょうか、7億5,000万円ほどの債務負担行為が提案をされて、いろいろ執行部、議会ともに白熱した議論が展開されたわけですが、議会としては時期尚早ということで、これについては修正をさせていただいたということでございます。

したがいまして、今後の包括業務の取り組みということでありますが、まず現在の検討状況と今後のそういう取り組みへの時期、見込みについてお伺いをしたいと思います。

あわせてこの包括業務の2点目でございますが、本町における包括業務委託の取り組みについては、課題も非常に多くあるように感じるところであります。私どもも議会の行財政改革特別委員会の中で、今年5月に日南市に研修に出向いてまいりました。日南市の説明を受けた中でもいろいろ370人ほど臨時職員の方がいらっしゃるということでありますが、現在包括業務としてお願いしているのが70人ほどというようなことであります。個々にいろいろ希望を聞きながら、370人ほどの中で70人ほどが希望されて、そっちの会社のほうに移転をされたということでもあります。もちろん身分的な保証とかいろいろありますから、そういう点とやはり税法上の問題で、やはり配偶者として入っていらっしゃる方々というのは遠慮をされたようにも聞いておりますが、いろいろあるように感じるところであります。

今後、本町における包括業務の取り組みを行う場合に、非常に課題も多いかと思います。一番考えられるのが来年4月からは、次の質問にもありますけれども、会計年度任用職員の問題もでございます。包括業務を委託する場合は、いわゆるその契約でありますから、契約を行う時点で当然10%の消費税もかかりますし、あるいはまた事務管理経費もかかってくると、こういうことになると、日南市が大体15%ほど事務管理費として別途に予算化しているということでありますが、人件費プラス25%の上乗せをするということになると非常に多額の経費が必要になってくるわけでありますから、そういうことを考える場合に、全国の状況を見ましてもこの包括業務の取り組みについては、大きな団体は、やはり市であります、取り組んでいるようでありますけれども、本町のまず財政状況を考えたときに、この2点目の会計年度任用職員を活用した

ほうが、安価で安定したサービスが行えるんじゃないかというようなふうに思っているところでございます。

もちろん国は、平成12年ちょっと過ぎたころだったでしょうか、公共サービスのいわゆる改革を行うということで、公共改革推進法が成立をされまして、もちろんまた政府も基本指針を示しておりますけれども、これに基づく法律によって、地方公共団体の取り組みということもうたわれているところでありますが、そういう問題もありますけれども、本町におけるそういう今後の見込みというのを伺いたいというようなふうに思っております。

次に、2項目めの会計年度任用職員ということであります。

これについては、もう法律で自治法並びに地方公務員法が来年4月から施行されることになっておりまして、今現在準備が進められているのではないかとこのように思っているところであります。

したがいまして、今回この会計年度任用職員に適用される人数や具体的な職種、あるいは予算規模等はどのように見込まれているのかということでお伺いをするところであります。

会計年度任用職員については、いわゆる働き方改革の中で、これまで不安定でありました役場の、特にこの公共団体が雇用いたします臨時職員の身分の不安定な部分を一挙に解消するということで、これは非常に政府のほうも前向きになって、そういうふうな財政措置もあるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、これをもって臨時職員の方々もそういう不安定な雇用形態というのが一挙に解消されるというようなふうに思っているところでありまして、非常にいいことではないかというふうに思っておりますが、本町のそういう状況等を含めて説明を求めるところでございします。

いずれにしても、包括業務、会計年度任用職員、民間でできることは民間で、いわゆる官でやることについては、やはり権利、あるいは権限に基づくそういうものを残して、できるだけ民間にやらせるということは基本的な方針になるということでもありますけれども、やはり今後の行政というのは大きく様変わりをしていくのではないかとこのように思っております。そういう一部の不安もあるわけではありますが、もしそういうところもありましたら、またぜひお知らせをいただきたいと思ひます。

以上で1回目の質問を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

宮之脇尚美議員から、包括業務委託ほか1項目の御質問をいただきましたので、それぞれお答えをいたします。

まず、1点目の包括業務委託について、その現状と今後の見込みについてでございます。

包括的な業務委託の制度の導入につきましては、その導入に係る関連議案を昨年9月に御提案申し上げましたところですが、地元企業への配慮とか、あるいはこの事業着手に当たっての慎重な取り組みがまだ必要ということもございまして、時期尚早的な考え方も御意見として出されまして、導入が見送られたところでございします。

また、議会におきましてはこの5月、行財政改革対策調査特別委員会において先進事例の調査も実施されまして、その結果、議会としての考え方も6月の定例議会で報告をいただいたところでございします。執行部といたしましては、議会のこのような御意見等を真摯に受けとめまして、着手の時期あるいは方法等について慎重を期してきているところでございします。

今後の予定でございますが、包括業務委託につきましては、一定程度の規模、やはりこの

50名程度ぐらいはないとそのスケールメリットが生かされないと思われますことや、さきに御指摘、御意見にもありましたけれども、地元民間企業へのこの委託なども考慮する必要がありますことから、こうした問題を総合的に聴取しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

昨年の段階におきましては、給食センターの民間委託について、非常勤職員も含めたセンター職員の退職とかあるいは病気休暇といったこともございまして、職員の適正な配置が安定的ではなかったということも要因があったために包括業務委託も視野に入れていたところでございますが、現段階におきましては、職員配置とかあるいは3センターから2センターへの集約ということのめどが立ちましたことから、早急な展開につきましては見合わせているところでございます。

ただ、最終的には1センター化とか、あるいはこの民間委託を想定しておりますので、次の職員の定年退職のタイミング、あるいは具体的には令和3年4月を機に、包括業務委託を含めました何らかの転換を図っていく必要があるというふうに考えております。

あわせまして一部民間委託につきましても、既に取り組んでおります公園等の管理作業などを含めます現業部門の民間委託の検討を進めながら、残された部門におきましても包括業務委託について改めてこの枠組みの検討を進めてまいりたいと考えております。

この包括業務の委託はもとよりであります。直接的な業務委託、あるいはこれまでの指定管理制度、こういった民間ができることは民間でと、こういう基本的な考え方が今打ち出されておりますので、そういった意識のもとで外部委託を進めつつ、正規職員も含めまして全体的なこの職員数を削減しながら、行革に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の本町における包括業務委託のこの取り組みについての課題でございます。

おっしゃるとおりいろんな多様な課題を抱えております。この包括業務のメリットとかデメリットの視点から考えて、先ほど御指摘がありましたけれども、課題も整理して踏まえていくべきだというふうに考えております。

まず、メリットとして考えられる主なものとしましては、職員が行う行政事務がスリム化をできるということがございます。2つ目は、やはりサービス部門の充実ということも挙げられるかと思っておりますし、3つ目は、リスクの軽減ということも考えられると。そしてまた4つ目は、非常勤職員のサイドとしましては、単年度限りというのが複数の年数で契約が可能で、身分の安定が図られるということが言えるかと思っております。

一方、デメリットとして考えられますことが、やはり直営との比較では、先ほどもありましたとおり、やはりこの諸経費、消費税も上がってきております、そういう部分が上乗せしなければならないというのがございます。経費が割高ということも確かに言えるかと思っております。

それから、直接的な指揮命令ができませんので、場合によってはこの仕事の関係についてはやりにくい場合も想定をされます。現段階におきましては、やはりこの受託事業者というのがやはり限定的であるということも考えられるところであります。

また課題としまして、このデメリット側に存在するわけですが、最も留意すべき点というのは、委託する場合のこの事務比率の部分について、先ほど申し上げましたとおり経費が高くなるというようなこともあるかと思っています。このことについては、この所管事務調査の報告でも指摘をされた点であります。

事務比率の部分で経費がアップする部分については、これらをどういうふうにかバーをしていくかということがございますので、そういうことも視野に入れながら、この導入に際しましては十分検討した上で、この提案ということになるかと思っております。また、導入に当たってのこの枠組みにつきましても留意をしてまいる必要がございます。

とにかく経費を下げるためには、それなりのスケールメリットというのがなければならぬと思っています。先進事例から観察しますと、少なくともやっぱり50人程度の規模が必要ではないかと考えております。こうした課題を整理しながら、本町に適したこの枠組みを作ってまいりたいと思っていますところでございます。

それから、大きな2番目の会計年度任用職員の関係につきましてでございます。

いよいよ来年の新年度からこの制度が施行されることになっております。この人数とかあるいはこの職種、予算規模ということでございます。今回の地方公務員法及びこの地方自治法の一部改正につきましては、事務執行上これまでのこのルールの大枠、大きく変更する改正であると感じているところであります。

従来、行革におきましては一般職の定数削減を柱に、国からの指導がなされてきたわけですが、削減部分の単純事務について従来の事務補助等でカバーをして、人的にもこの経費的にも削減、改革が進められてきたという経緯がございます。このことが国を含めた都道府県、市町村の公務のサービス全体で進めてきたところでございます。

特にこの歳出の現在28節でございますけれども、その7節の賃金という項目がなくなるということでもありますし、これまで想定していなかった大きな改正であると感じております。働き方改革の流れの中での見直しであるわけですが、勢いこの同一労働同一賃金という発想に直結しなければならないということでもありますけれども、実際はその実務の内容を見まして、こういう考え方に画一的になるのかということもなかなか評価も分かれるところではないかと思っています。

今回の改正を国の指導に沿って進めた場合に、相当のこの新たな財政支出が予測されます。当初から慎重な考え方で取り組んでまいりましたが、近日までの報道で大方の自治体でこの国の指導に沿った運用が進められるというところでございます。本町におきましても、ここ数カ月を要しまして、この非常勤職員の洗い出しとか勤務条件の整理などを調査し、準備を進めてきております。

会計年度任用職員としまして、新たにこの手当を支給するとか、あるいはこの通勤手当等の費用弁償等の支給、こういったことも出てきております。場合によっては、この大幅に財政を圧迫することも想定されますことから、今後、今ちょうど予算編成の作業にこれから入るわけですので、そういった段階を踏まえた上で調整をしなければならないと思っています。

職種につきましては、ほとんどそのまま会計年度任用職員へ移行するものと考えているところであります。また人数におきましても、延べでの数値であります。最大205名程度を想定いたしております。なお、今後、予算編成の段階で人数の縮減調整とか1人当たりの勤務日数の縮減というのは当然調整をする必要があるかと思っています。また、1日当たりの勤務時間の縮減の調整、こういったこともあります。

そういうことで、これから予算編成の段階でないと具体的な詰めというのを、やはりこの予算の総額の中で調整がございまして、今の段階で正式なこういったところの把握というのは発表できる段階ではございませんので御理解をいただきたいと思いますが、予算規模につきましても、国としましては、こういった人件費については交付税でこの基準財政需要額、いわゆる普通交付税の中の基準財政需要額に計上されるか、あるいは特別交付税でされるかと、そういったところもまだ判明していない段階でございます。そういうことでどの程度また措置をされるのかも判らない状況にありますので、やはりこの当初の段階ではシビアにやっぱりせざるを得ないというふう考えておるところであります。

この中でやっぱり退職者が出ますので、退職者とのにらみ合い、そしてまた一方では、この将来の人事構成を考えたときに新規採用もしなければならない、再任用がある、そういうところで

総体的にこの人事管理というのを考えていかなければならないことになっていきますので、この辺も人件費が膨大なことにならないように、そしてまた国の財源措置がどの程度あるかによって大きく左右されることでありますので、その辺は総合的に勘案をした中で進めてまいりますけれども、今の段階では5,000万円程度の新たなこの任用職員の人件費が必要かと思っているところでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○宮之脇尚美議員

ただいまの答弁で、ある程度包括業務、会計年度任用職員、それぞれの考え方を説明いただいたわけではありますが、まず、この包括業務の関係でございまして、

その後、私もいろいろ総務省を中心としたホームページ等を調査したところでありますが、各自治体とも非常にまだ包括業務については、慎重な取り組みになっているというふうなふうに思うところであります。

非常にいい制度であればいいんでしょうけれども、やはりその財政負担というのが大きな主になってくるのではなかろうかということと、やはりその現にいる臨時職員の方々をこの、雇用は安定するんでしょうけれども、業務としてどの程度包括業務の委託の中に入れて契約をするかということが大きな課題になってくるんだろうというふうなふうに思っておりますし、先ほど言いましたように経費の負担というのが大きいのかかってくると、この小さな自治体にとっては、特にそういうことが言えるのではなかろうかというふうに思うところでございます。

ただ、国としては、非常に多くの事業をこの民間に委託をしております、最近では国会でもいろいろ問題になっております桜を見る会の中でも、データ保存の問題等を行政が云々ということもいろいろ新聞、テレビ等で報道されているわけではありますが、やはりそのいろんな取り組みの中でそういう支障も出てくるんだというふうなふうに思っております。内々恐らくバックアップはどこかにとってあるんだろうという、そんなふうには私は思うんですけども、ないということの説明をされておりますので、今回の場合は抹消されたんだろうというふうに思っているところであります。いずれにしても、この包括業務については、当初の段階では、こういうことが経験のある業者でないとなかなか難しいんだということが言われていたわけではありますが、決してそうではないだろうと、法人格ではなくても、やはり公共的な団体等でも受け入れられるんだということも言われております。

先ほども町長の答弁の中でありましたように、ぜひ地元業者のほうである程度の研修、お互いの意見交換を図りながら、可能な限りは地元のほうで受けていただいたほうがいいんじゃないかというふうなふうに思っております。日南市のほうでも県外の業者に、これは主に管理業務を主とする会社、いわゆる大手の民間の会社のマンションとかあるいは社員寮とか、そういうものを幅広く管理業務を請け負ってやっていらっしゃる会社でありますし、ホテル等も一部やっていらっしゃるようではありますが、こういう管理についてもなれていらっしゃるようでありまして、受託をされているということでもありますけれども、お伺いすると、やはりその役場のOBを地元で事務所を構えて、役場のOBを事務局長として採用された。こういう行政の内容について、非常に民間の業者も、初めてだったのかどうか判りませんが、そういう人事管理を含めた形で、あるいはまたその委託をされる、受託をする業務の内容等が把握をできないということ、そういうことに至ったんじゃないかというふうなふうに思っているところであります。

本町でもやはり、今後どうなるか判りませんが、ぜひそこら辺も幅広く検討をされて、今後取り組んでいく必要があるんだろうというふうなふうに思うところでありますが、いろいろ

課題がありますけれども、お互いにそういう意見交換の場も持ちながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

この意見交換の場というのは、当然こういう業務の受託ができるような民間という、企業さんもありますし、あるいは法人等もあるわけでありますから、幅広く意見を求めてよりベターな方向を選択していくということも必要じゃないかと思うんですが、そこら辺について伺いをするところであります。

○町長（日高 政勝君）

この包括業務の制度というのが新しく打ち出されてきて、総務省のほうからもこういう行革の一つの方向もありますよと、そのほうがいろんな単純のそういう業務を包括的にして民間にお願いして、民間のほうで雇用の問題では安定的になる。また役場のほうも毎年この公募をして、また面接をして雇用計画という、いろんな事務からも解放をされるということもありまして、そういった作業から解放されて、本当にこの住民サービスのほうに精力的に専念ができると、よりサービスが高められるという面もあって、こういう御提案もしてきた経緯がありますが、おっしゃるとおり、中身をもっとやっぱり十分包括委託をする分については詰めをしながら、おっしゃるとおり、民間の場合でもできるだけこの地元で受けができるものについては地元という方向も、確かに一番メリットも高いことでありますので、そういう方向も検討をしていく必要があるかと思っていますところでございます。

おっしゃるとおり、民間の皆さん方との意見交換の場、協議の場というのは当然必要になってくるかと思っておりますので、その段階になりましたら、そういう機会ももうけてまいりたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

ただいまの町長の答弁である程度了承いたします。やはり地元で雇用されるとそれなりに税収等も発生するじゃないかというようなふうに思っておりますので、ぜひそこら辺については、そういうことを含めてやはり経費的な負担の問題もあわせて検討しながら、取り組みをされる場合には、先ほど指摘したような問題を十分認識しながら進めていただければというようなふうに思っているところであります。

この問題については、以上で終わりたいと思います。

次に、2番目の会計年度任用職員の関係でございします。

これはもう法律がちょうど2年ほど前だったでしょうか、二、三年前ですね、平成29年でしたっけ、たしか公布をされております。来年の4月から、いわゆる現在の法に基づかない臨時職員の雇用はだめですよというところが一番基本になってきますし、また賃金あるいは厚生制度、福利厚生との関係ですね、ここら辺、そしてまた先ほどありました費用弁償とか、あるいはまた費用弁償にかわる出張なんかの場合の旅費等も当然想定されるかと思うんですが、そういうものを当然見るんですよということになれば、町長が先ほど説明されました5,000万円ほどが必要になってくるんだろうというようなふうに言われております。

恐らく各団体ともそういう形になるかと思うんですが、会計年度任用職員の問題については、従来から問題になっておりましたいろんなその問題を、いわゆる法律の穴をくぐりながら本町のほうも長年やってきておりまして、いきなりこれに切りかえていくと、行政サイドとしてもある程度戸惑う部分も出てくるんじゃないかと思うんですが、最終的にはやはりこういうことの制度を取り入れて、実際にそれを適用していくとなると、やはり採用にも慎重さが求められるということになってくると思うんです。

これまでは志望すれば何とか採用をしていただいた分でも、なかなかこういう業務に適さない

方については、もう御遠慮をいただくということにもなりかねないというようなふうに思っております。やはりその臨時職員といっても全くの単純労務もありますし、やはり場合によっては秘密事項の書類等の整理ということなんかも入ってくるんだろーうというようなふうに思うんですが、当然これは各課の課長さん方が人事管理の責任者でありますから、そういう課長さん方の命令のもとにそれぞれ仕事の配分というのはされると思うんですけども、そういう具体的な職種もぜひフォロー、抜粋をしながら、こういう通年で採用される職員については、ぜひそういう採用に当たっての慎重性というのを考えながら、場合によっては、パートタイムというのは特に問題はないかと思うんですけども、そういうパートタイムを含めた形での臨時職員の運用というのが必要じゃないかと思うんですが、そこら辺のパートタイムの問題とこの常勤の臨時職員の問題の整理というのはどういふようなふうに考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の会計年度任用職員につきましては、本町の場合はそのフルタイムということはもう考えていないところであり、今までのその勤務の実態に即して、いわゆるパートタイム的なそういう方向に全てなっていくかと考えているところであります。

○宮之脇尚美議員

常勤の臨時職員は考えていないと、いわゆるパートタイムだけということでありますけれども、それでもやはり給料とか、あるいは福利厚生の関係というのはどのようなふうに考えていらっしゃるのか。

これでいきますと、法の趣旨からいきますと、1年度雇用でいわゆる会計年度内における雇用をするんですよということなんです、これについては、例えば10カ月であれば1年間の雇用というのはないわけでありますね。そういう部分については、パートタイムの域と常勤の年間を通じた雇用との差というのは、どの程度の時間が区別になってくるのか、そこらへんはどうなんですか、総務課長にお伺いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

パートタイムとフルタイムの時間的な制約の関係になります。条件の関係についてになりますけれども、基本的には厳しく言いますと、フルタイムは私たちと同じ時間を勤務する職員ということで、それよりも1分以上短ければもうパートタイムという捉え方、非常勤職員という捉え方になるかというのが法律の解釈だったように、平成28年から29年に改正されたときの考え方だったというふうに理解しております。

先ほど町長答弁されましたように、本町ではフルタイムは今のところ予定がないということでありまして、今私が17時15分で退勤しますけれども、17時で今のところは勤務時間を制限しております。これから単価的な部分にも触れることとなりますけれども、予算の調整の段階で1日の勤務時間をどれぐらいにするのか、あるいは週の時間をどれぐらいにするのか、そして月の時間をどれぐらいにするのかというのは、単価も含めてトータルの費用も含めて検討しなければならない材料となってまいりますので、これは1月の予算編成に向けて調整の必要があるというふうに理解しているところでございます。

○宮之脇尚美議員

今説明がありましたように、フルタイムでは余り行われたいという考え方でありますけれども、こういうことの時間的な差をタイムラグがそういうことで通年じゃないということの説明になるかと思うんですが、それについては法が予定している、いわゆる通年での雇用というのは特に問題はないということになるんでしょうか。

地方公務員法では、これまでの不安定な雇用を安定させるということが法の趣旨だったと思う

んですけども、そこらへんはどうなるんですか。通年でなければ午後５時１５分までの常勤職員の、職員の勤務時間は午後５時１５分ですが、午後５時までやったらそれでいいんだということになるんですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

もともと国が同一労働同一賃金、その労働者の待遇等のことを改正の中で触れた折には、想定されるところはできるだけそのフルタイムといいますか、職員と同じような身分にするというのが究極の目標だったというふうに理解をしておりますが、その中でもパートタイム、フルタイムがあるんだということで認められたところで、市町村もそれぞれの都合がございまして、経済的といいますか予算的な部分もありますので、そこで色分けといいますか線引きをせざるを得ないというのがもう実情でございます。

どのぐらいの交付税措置がなされるのか今のところ判りませんので、こちらが国が当初で言っておりますような財源手当がつけば、それなりのフォローもできるのかと思いますけれども、それが示されない今の段階では、非常に慎重に進めるべきだろうというふうに理解しているところでございます。

○宮之脇尚美議員

フルタイムでない限り、パートタイムという理解でいいんだというようなことで、そのようなふうな説明だと思うんですが、例えばそういうパートタイムの場合には、福利厚生との関係というのはどうなるのかということと、その賃金を決定するに当たっては、やはりこれまでの賃金を踏襲されていくのか、あるいは新たに独自の給与表を策定されるのか、あるいは他の団体の状況を見ながら今後決定していくかという、そういう３点に絞られるかと思うんですけども、そこら辺についてはどうなんですか、福利厚生を含めて説明をお願いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

福利厚生を初め、いろいろな条件につきましてはフルタイムも考慮に入れながら、バランスのとれた対応をする必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

賃金の単価等につきましても、今条例で定めた部分と町長が特に必要と認めて定める部分がございまして、そういったところも御指摘のとおり他の団体ともバランスのとれた取り組みが必要になってくるだろうと思いますので、ここは特に近隣の市町村の動向というのも注視されるところだろうと思いますので、そういったところは気をつけながら、バランスのとれた改正といいますか、取り組みになるように運用してまいりたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

非常に現在の臨時職員の方も、この問題については非常に関心のあるところではないかというようなふうに思うところでありますが、現在のその臨時職員の数、それから年間の、平成３１年度、３０年度でも結構ですが、全体の臨時職員の賃金、ここら辺の額というのはどうですか。現在の人数とそれから予算といいますか年間を通じた金額、そこら辺はどうなんですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

今の非常勤職員の数につきましては、月でばらつきがありますけれども、１６０人ぐらいから２１０人ぐらいの推移だというふうに理解をしております。

それから予算規模につきましては、ざっくりでありますけれども、トータルで３億円程度ではなかったかというふうに記憶しております。

○宮之脇尚美議員

いずれにしても、職員数は今後また平成３７年度だったでしょうか約３００人台に、３００人そこそこで若干超えるような数字で推移をしていくんだというようなふうに定員管理計画の中で

はなっているかと思います。

勢い、この行政事務というのは減っていけばいいんでしょうけれども、なかなか削減をするにしても、やはり住民からのそういう要請があればスクラップということも不可能ではないかというようなふうに思っておりますし、また、これだけ時代が多様化してきましたと、これまでにないような住民の要請、要望というのも上がってくるんじゃないかというようなふうに思うところであります。

そういうときに、やはりこの職員のそういう判断とか、現場もある程度足を運ばれて、そういうところについての対策というのでも検討されるんでしょうけれども、今後、臨時職員が増えて職員数が減っていくとなると、行政サービスというこの根幹にかかわる問題にもかかわってくるんじゃないかと私は懸念をするところであります。

従来は、私も在職した経験がありますが、非常にそれぞれの担当課関係の法令等も勉強され、あるいは財政的にもいろいろと工夫をされながら厳しい時期を乗り切ってきた時代もあったわけですが、今後もまたそういう時代も恐らく近々に訪れてくるんじゃないかなろうかというような心配もあるわけです。

国の場合には、シンクタンク、民間でもたくさんありますから、そういうところで活用すれば何とかカバーできるんでしょうけれども、こういう地方の自治体では、なかなかそこら辺が難しいというふうに私としては思っております。

したがいまして、その職員数とこの臨時職員のバランスというのは、非常に担当課とされても今後の推移ということについては頭を悩まされているんじゃないかと思えますし、町民としても臨時職員のいうことと正規職員でいうことに対する問題というのは非常に受ける側、要請をされる側としても不安な部分も臨時職の場合には出てくるんだろうというようなふうに私は考えます。

したがいまして、やはりこの職員数というのは、人口比率に応じて決定をしていかなければならないわけですが、その時代の要請に応じた行政サービスのあり方ということについても、やはりもうちょっと内部でも論議をされてということについて重点を置いていくのか、あるいはまたそういう住民に対するいろんな要請等に対して応えていかれるかということについて、町長としては臨時職員が適当なのか、職員が適当なのかということは、これは明確には言えないわけですが、再任用職員もいらっしゃるわけでありまして。

再任用職員のこういう問題の中で、はざまにある中で、もう少し活用方策があるんじゃないかと私は考えます。当然この臨時職員との、臨時職員と賃金がほぼかわらない方もいらっしゃると思うんですけども、その再任用職員を生かす具体策というのはないものかどうか。これは会計年度任用職員と比較をした場合に、当然もうそういう経験者というのは重要な存在になってくるかと思うんですが、そこら辺について町長はどのようなふうにお考えかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かにこれからの人事の管理のあり方というのが、非常に定員管理を含めて難しくなるというのを感じております。

確かに今回の会計年度任用職員、来年の4月からいわゆる非常勤の公務員ということになりますので、非常勤というか、いわゆる公務員という立場になっていく。当然いろんな正式な職員と同じようにいろんな事件やら事故とかがあったら、当然この分限とか懲戒も発生をするという、そういうことになりますので、今までの意識を大きく変えてもらわんといかんというのがあるかと思っております。

やはり公務員という立場で町民の皆さん方にサービスを提供していただくということになりますので、身分もそれだけ保証をされたら、そのかわり責任もあるということの意識をしっかり持

っていただくことが大事であります。

そしてまた、これからそれぞれの個別に対応の面接もする必要がありますけれども、なかによっっては先ほどありましたとおり配偶者の方等については、そういう立場になることについてはもう遠慮をしたいとか、あるいはもう勤務についても報酬の手当がついたり通勤手当がついたりということで、ある程度になると今度はいわゆる控除の問題とかいろんな問題が、保険の問題とか出てまいりますので、そのようなところは十分協議をしながら対応していただくということになるかと思っております。

そしてまた、これから再任用の方も退職者がここ数年2桁でずっと二、三年続きますので、こういう方々が全て再任用という希望を出していただければ、またこの人たちはまた頑張ってもらわにゃいかんということになりますと、一挙にまた、この会計年度任用職員の人件費、そして再任用職員の人件費、そしてまた一方では新規採用の職員も採らなければならないということになりますので、そういうことも人事管理というのは人等を考えていく必要がありますが、おっしゃるとおりこの再任用職員というのは、これまで数十年にわたって地方公務員として頑張ってきてもらっておりますし、もう仕事に対しても精通をしております。そういう方々をやっぱりうまく活用して、住民サービスの質を落とさないということは非常に大事なことでありますので、この辺のおっしゃるとおり活用策というのは、十分この各部署で配置をしながら、サービスが低下しない取り組みが大事かと思っているところでございます。

○宮之脇尚美議員

ただいまの町長の答弁で了解をいたします。

最後に1点だけ、この包括業務の委託の場合と会計年度任用職員の雇用をした場合のこの経費的な比較、これについて、もし知っていらっしゃれば、総務課長で結構ですが、どちらがどのようなふうになるのか経費的な大きな部分、会計年度任用職員が大きくなるのか、それとも包括業務委託のほうが大きくなるのか、ここら辺、数字としては出していらっしゃらないのでしょうか。

○総務課長（崎野 裕二君）

会計年度任用職員と包括業務委託の経費の比較ですが、この両者の比較ですと、事務比率と先ほど御指摘のありました契約と消費税率の部分が上乘せされますので、その部分で言いますと包括業務委託のほうが直接的には経費が高くなるというふうに理解をしております。

○宮之脇尚美議員

判りました。非常に大きな課題であるかと思うんですが、今後ともさらにいろいろこの内部で検討されながら、よりよい方向で行政運営が図られるように、ぜひ町長を中心に努力をさせていただくように要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、宮之脇尚美議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、14番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従い、質問をいたします。

ことしの6月に研究会から協議会に名称を変更され、本町におけるグリーン・ツーリズムの推進に活躍されているということは、皆さんも御存じのとおりだろうというふうに思います。

ただ、そういう中で今いろいろ時代は変わってきて、日本の農村は少子高齢化、だけど、世界はグローバル化できている中であって、本町のグリーン・ツーリズムの現状と今後の展開についてお伺いをいたします。

2点目は、地域おこし協力隊とは、国において人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、地域おこし活動をやってもらって、その定住定着を図っていくことで、意欲的に地域力の評価を図っていくことを目的とした制度でございます。そういう制度が始まって、さつま町においては平成28年度からこれに取り組んできております。これまでたしか4名の隊員を採用されて、現在2名の方が隊員として活動されているというふうに伺っております。そういう中で、地域おこし協力隊の現状と活用策について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員からグリーン・ツーリズムほか1項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、本町のグリーン・ツーリズムの取り組みにつきましては、県内でもいち早く、平成19年3月にさつま町グリーン・ツーリズム研究会が発足をいたしているところでございます。そして、平成22年度におきましては、鹿児島県グリーン・ツーリズムフォーラム、引き続いて、平成23年度には九州グリーン・ツーリズムシンポジウムが本町で開催をされまして、県内外から多くの関係者が来町されて、交流がなされたところでございます。

また、平成26年度からは鹿児島大学医学部生などを中心とした地域医療トレーニングキャンプの誘致を行いまして、医学生の皆さん方もこのグリーン・ツーリズムのところに宿泊をして、地域のいろんな地域医療についての勉強の機会もつくっていただいたところでございます。

また、鹿児島県庁の新任職員の研修につきましても受け入れて、地域との交流が図られたところでございます。現状につきましては、町グリーン・ツーリズム協議会が中心となりまして、北薩広域公園との連携を図りながら竹細工教室、あるいは竹細工の体験、あるいは炭焼き、トールペイント体験、こういったことなどの森林体験学習を行われております。あるいはまた農家民宿、体験型の教育旅行という一環としまして、県外から多くの修学旅行生が本町においでいただきまして、受け入れをしていただいたところでございます。

また、本年6月の総会におきましては、先ほどございましたとおり、町グリーン・ツーリズム研究会から町グリーン・ツーリズム協議会というふうに名称を変更されまして、新たな一歩を踏み出されたところでございますが、会員数が23名ということで、年々減少傾向にございます。

また、会員の皆さん方の高齢化にも関係するかと思いますけれども、こういうことで会員数が減っているというような実情がございます。修学旅行生の受け入れ時の受入家庭の確保というのがこれからの喫緊の課題といえるかと思っております。

このようなことから、近隣の薩摩川内市とか出水市との連携を図りまして、受け入れの家族の

確保ということに努められているところでございます。

会員増を図りまして、受け入れ態勢を整備するために今月の8日にはセミナーを開催し、事務局としましても、こういった新規会員の確保についての取り組みを実施いたしておるところでございます。

また、北薩広域公園との連携とか、森林ふれあい体験活動支援事業を活用いたしまして、沢登り体験とか、あるいはこの竹細工の体験等の魅力あるイベントの創出に取り組んでいるところでございますが、こういったことにつきましては、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

おっしゃるとおり、今、インバウンドの方も年々日本国内への入り込みが多くなってきておりますので、こういったことも視野に入れながらの取り組みというのは必要かと考えているところでございます。

こういった本町の豊かな自然、文化というものを経験していただくように、少しでも長く滞在してもらう農泊、これを通しまして、農家の所得向上についても一助になればと考えておりますので、町としましても支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の現状と活用策についてでございます。

地域おこし協力隊のこの制度につきましては、御案内のとおり、人材を積極的に地方に誘致をしまして、その定住定着を図ることなどを目的としておりますが、平成21年度に創設をされたところでございます。

本町におきましては、現在4名のこれまで受け入れをいたしておりますけれども、全国的には1,050の団体がこの受け入れをいたしております。隊員数も5,359名ということになっておるようでございます。

こういったことで、国においても、地方へのこの人の流れというのをつくる一定の効果があつたと分析をしているようでございます。令和6年度におきましては、隊員数を8,000人まで増やしていきたいという目標も掲げられております。

活動内容としましては、地場産品の開発、販売や、あるいはこの空き店舗の活用とか、耕作放棄地の再生、あるいはまた環境保全活動などの幅広い分野がこの対象になっているところでございます。

さつま町におきましては、平成28年11月から第1号となる隊員を初め、これまで4名の隊員を採用し、12月1日現在、男性が1名、女性が1名の2名の隊員がそれぞれ活動をいたしております。

ただいま活動中の2名は、ともにこの商工観光PR課に所属し活動しておりまして、そのうち1名は、平成31年4月からきららの楽校で施設のPRとか、イベントの企画・実施に従事しながら、さつま町での定住、起業に向けての独自の活動も継続されているところでございます。もう1人につきましては、本年10月から町の観光協会の法人化に向けて業務をスタートいたしております、SNSなどを活用した情報発信への取り組みなど、これからの取り組みに大いに期待をいたしているところでございます。

なお、これまで退任をされました2名の隊員につきましては、移住定住と観光分野の業務を担ってもらい、一定の成果があつたというふうに考えております。

協力隊員など町外からの人材の受け入れでございまして、活動に取り組んでいただくにはその受け皿となる行政とか、あるいは対象となる地域で制度の趣旨、あるいはニーズの掘り起こしもそういったことの十分な準備が必要であると認識をいたしております。

現在あるそれぞれの地域課題などを協力隊員だけが担うものではなくて、行政、地域、隊員一

体となった活動によりまして、解決をしていくという制度本来の趣旨を見失わないように努めて、さまざまな分野で協力隊制度を活用できるという視点を持って、これからも臨んでまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○森山 大議員

ただいま答弁をいただきましたが、話の内容では重複するところがありますので、御容赦をいたしたい。

1 問目は、グリーン・ツーリズムの会員数は、今町長のほうからも言われました 23 名であるというところでございます。しかし、ホームページを見たら 9 人になっているんですが、宿泊施設としては、農家民宿美の里から観真庵までの 9 件ということで、資料を見たらメンバーは 23 名だというこの違いはどういうことなのかお伺いをいたします。

○農政課長（四位 良和君）

ホームページに掲載されております 9 名については、いわゆる旅館業法に基づきます簡易宿泊業の許可をとっていらっしゃるところでございまして、会員の中には、日帰り型の体験のみの活動を行う方等がいらっしゃいます。そういったことでその差があるというふうに理解しております。

○森山 大議員

交流実践活動を見たら、森林体験学習、北薩広域公園との共催イベントになっているんですけれども、人数でいけば 127 名、教育旅行受け入れでは 106 名だと。そうしたときに、今の 9 件のところで、一般の宿泊というのがグリーン・ツーリズムにあるのかどうかお伺いをいたします。

○農政課長（四位 良和君）

現在、この宿泊の関係につきましては、教育旅行受け入れを中心に行っております。前段でございました体験活動のほうについては、いわゆるグリーン・ツーリズムの中でも日帰り型ということで、体験をしてそのまま帰る、県内の方が帰るという形で、宿泊の部分についてはこの教育旅行の受け入れ、先ほど議員のほうからございました 106 名が中心になっております。そのほか、個人の努力で受け入れている部分がありますが、この分について少し人数を把握していないところであります。

以上です。

○森山 大議員

まず、グリーン・ツーリズムの組織についてお伺いをいたします。

会員は二十数名と、23 名と総会資料を見たらなっているんですけども、町のホームページを見たら、施設としては県立北薩広域公園を入れて 10カ所ということになっているんですが、自分のところの家とか、設備をしたとかということではなくて、入っている会員というのは、どのような活動をされているのか、支援をされているのか。明確に町のホームページみたいに 1泊幾らでとかいうことではない方は、どういう会員なのか判らない気がするんですが、活動の支援をされているということなのかどうか、まずそこが私はよく判らないもんですからお伺いをいたします。

○農政課長（四位 良和君）

これまでグリーン・ツーリズム協議会につきましては、平成 19 年からこの研究会という形で立ち上がってまいりました。当時は 35 名の会員の方がいらっしゃって、現在 23 名という形になっております。

実は、平成29年度、30年度の財政監査団体等の指摘もございまして、この十数年経った中で自立化への移行といったような指摘もございました。

町としての取り組みとしましては、先ほどありました組織のまず第一歩として名称変更して、理事化の意識づけを行いながら専門部会に予算の費目等を設けて、それぞれの活動の活性化を今図っているところでございます。

町の支援策の部分につきまして申し上げますと、地域全体が魅力ある地域ということをPRするために、今現在、会員の皆様方と事務局に農政課がなっておりますので、施設の特徴を捉えたパンフレットの作成等の検討を行ったり、あるいは宿泊施設でございますので、安全講習会の参加への義務の徹底、それから保健所の、食を提供しますのでそういった食の提供の講習会の実施、それから、先ほど町長の答弁にありました新たなどんどん会員が減っておりますので、新たな会員増を目的としたこういったセミナーの開始といったもので支援をしているところであります。

以上です。

○森山 大議員

さっきありました協議会の総会資料を見させていただくと、森林体験学習、北薩広域公園の共催イベント等が平成30年度の交流実践活動は127名だと、教育旅行受け入れでは3団体で106名、11軒の農家が受け入れられて約6名を受け入れられているという実績があるようですが、北薩広域公園での活動、また教育旅行だけの受け入れがメインとなっているんですが、これ以外のフリーというか、これ以外の利用というのがあるものなのか、北薩広域公園や教育旅行だけなのか、ほかはあるのかないのか、そこも担当課長でいいですから、お伺いをいたします。

○農政課長（四位 良和君）

まず、1点目の活動の内容の北薩広域公園との連携の関係であります。答弁の中にもありましたように、沢登り体験とか、北薩広域公園との連携として竹炭体験等しております。それから、研究会独自で神子の紙すき体験等を実施されたり、キノコの駒打ち体験等を実施されているところでもあります。北薩広域公園と特に連携しながら、研究会自らこうした体験型の日帰り型の活動をされているところでございます。

2点目の教育旅行受け入れ等に、宿泊型のグリーン・ツーリズムの様式につきましては、大半は今議員指摘のありました106名のこの教育旅行の受け入れがもうほとんどメインになっているようでございます。高齢化してまいりましたので、中にはこの9件の中にももう、一応もう届け出は県のほうに許可の届け出はしているけれども、もう、うちはもう受け入れはしないよというところが2カ所ほどございまして、年々非常にそういった形で受け入れのため模索というのに大変苦慮しているところでございます。

この教育旅行の内訳を見ても、受け入れのほうが先ほどありましたように件数があるんですが、出水市等にもお願いしながら受け入れを行ってもらっているような状態でございまして、今後の課題としましては、この新たな民宿法、いわゆる旅館業法に基づくものや、平成30年の6月にいわゆる民泊新法が適用されましたので、こういった方々等も入れながら、受け入れの拡大に努めていく必要があるというふうに考えております。

なお、戸別で農家民宿で受け入れをされている数等については、若干、申しわけございませんが、把握をしていない状況がありますが、これまでのおつき合いの中で繰り返し反復的に受け入れをしている農家が数名程度ありますが、しているという情報はつかんでいるところであります。

○森山 大議員

今課長が言われました。いろいろと答弁がございましたけれども、そういう中で、実はグリー

ン・ツーリズムとはまた少しニュアンスも目的も違いますけれども、ゲストハウスというような民宿を経営されているさつま町の方が1軒ございまして、話を伺いに行きました。その人の話では、月に4組から5組あって、年間60組ぐらいの利用の実績があると。そして、1泊から2泊ぐらいが平均で、多いときは4泊、5泊ということもあるということでございました。その方々は8割から9割が香港や韓国の外国人だということで聞いて、私もびっくりしたところでございます。

その外国人の人たちが、さつま町のこの田舎に来て泊まって活動されるのを聞いたら、1つは指宿とか、天文館とか、桜島とか、霧島とかというようなさつま町の宿を拠点にされて有名な観光地に行かれる方と、イギリス、フランス、アメリカというような方たちは、歴史とか、文化とか、景色とかといった生活のほうに興味を示されるという2つのタイプがあると、そういうふうに聞きました。また、言葉の関係も今はアプリで翻訳のアプリソフトがあれば、中学生ぐらいの英語力で言葉の負担にもならないというようなふうにも聞いております。

そういうことで、国も外国人旅行者の受け入れ拡大というのも大きな国の観光立国というようなものもあるわけで、さつま町においても外国人をターゲットにした観光とか、交流人口を増やすとかいうものも大事なことでないかというふうに私は思うんですが、課長でもいいですが、外国人旅行者等の受け入れについて、ゲストハウスは別として、外国人就労者は何百人とかと確認されているんですが、例えば、紫尾温泉とか、湯田温泉とか、さつまりゾートゴルフ場とか、外国人の旅行者のさつま町を訪れるそういう人たちとかという実態というのを、何か把握されているのかどうか、お尋ねをします。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

外国人の観光旅行者の数が幾らぐらいいるかということになるかと思いますが、正確に、外国人、インバウンドとか多くなっておりますけれども、何名さつま町に観光で来ていらっしゃるという数字はちょっと具体的には把握をしていない状況でございます。聞くところでは、さつまゴルフリゾートですか、あそこに韓国人の方が大変、冬場は、特に冬場に多いというふうに聞いておりましたけれども、今の情勢の中で韓国からのお客さんが大分減るというようなことを聞いているわけですが、その分が観光という意味では多いというふうに思いますけれども、あと湯田の旅館等でやはり台湾とかそこの方が宿泊に来られたり、あるいは曾木の滝から昼食を湯田で食べられたりということで、お伺いするところでは、若干インバウンドの方が増えてきているというような話は聞いているところでございます。

正確にはちょっと観光の方が何名かということは現在で把握していないんですが、ちょっと難しいところはありますけど、今後、そういう面も把握できるように努めていきたいというふうに思います。

○森山 大議員

課長、ゲストハウスの制度とか存在は御存じでしたか。

○農政課長（四位 良和君）

ゲストハウスと呼ぶのかどうかなんですが、6月15日に施行されました住宅宿泊事業法、いわゆる民泊ですが、よくテレビ等であります都会のマンション等を180日以内の超えない形での滞在型というのは理解しております。県のほうに以前確認したことがございますが、本町には1件あるということは理解しておりました。ただ、議員御指摘の60組もあったということがありましたので、この辺については、今後、グリーン・ツーリズム協議会の中でもそういった方のお話を聞きながら、相互刺激ができればなと今ちょっと考えたところでございます。

○森山 大議員

ゲストハウスというのは、Airbnb（エアビーアンドビー）サイトがあってアプリもあると。世界で組織があって、クレジットカード等で受け入れや予約や料金も保護している話で、世の中は本当に進んでいるんだというふうに実感をしているところでございます。国際化とか、インターネットとか、ウェブとか、SNSの世界が広がっているということのようでございます。

実は、ことしの11月の南日本新聞でこういう記事が載っていました。新聞でいわれているように、まさに外国人から見た農村の生活とか、風景とか、いろんな行事とかそういうものが非常に新鮮に映るとか、魅力的に映るんじゃないかという気がしております。それを見た外国人の富裕層が名だたる観光地もだけど、田舎のそういうところも非常に興味を示している状況だという記事もございました。

だとしたときに、グリーン・ツーリズムの中にも、このゲストハウスの取り入れた活動を今後する必要があるのではないかというふうに私は考えますが、例えば、グリーン・ツーリズム協議会では昨年までの実績ですが、外国人の受け入れがあったものをお尋ねをいたします。

○農政課長（四位 良和君）

現在のところでは把握していないところがございます。ただ、恐らくなかったのではないかと。これまでお付き合いの中での繰り返しのリピートはあったかと思いますが、インバウンド的なものがこのグリーン・ツーリズム協議会のほうであったかというのは、少なかったのではないかなというふうに理解しております。

○森山 大議員

そうしたときに、それはどういうことが考えられるのか。ほかの出水とか、全国的なグリーン・ツーリズムの中では、外国人というのは利用がないものなのか、ゲストハウスの方は非常にあるのに、逆にいったらなぜグリーン・ツーリズムはないのか、そこあたりを研究されて工夫されていないのか、それについての見識はないのかをお尋ねします。

○農政課長（四位 良和君）

先ほども申し上げましたが、ただいま宿泊のうちの約8割がインバウンド、外国だよという話をお伺いしました。今後、協議会の中においても、そうしたいろんな情報交換等ができながら、新たな視点といいますか、を持っていく必要があるというふうに理解しているところであります。

グリーン・ツーリズムは御承知のとおり、農村を丸ごと地域を売り出すというのが本来目的だったと思いますので、そういった、特に宿泊型で農家の方々の所得になるという部分であると日帰り型よりも滞在型の反復的また定期的な長期的な宿泊が一番効果があるだろうというふうには理解しておりますので、今後は先ほどいただきました情報等も参考にしながら、セミナー等も開きましたけれども、研究を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○森山 大議員

それと、ゲストハウスは聞いたところでは、ゲストハウスを拠点にされて指宿、天文館、桜島、霧島とかに観光される外国人もいれば、また逆に、さつま町の我々からみれば、何でというありふれた景色、風景にすごく感動されて喜んでもらっているというふうに聞いております。そういう意味で、さつま町の景色や風景とか歴史とか、文化とか、といろんな中で外国人にアピールできるものがたくさんあるのではないかと思うんですが、そこあたりについて町長はどのように認識されているのかをお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

今のインバウンド、日本の全体の受け入れ態勢を、今は約3,100万人入っているようですが、これを、来年、またオリンピックもあるということで、目標としては4,000万人

という目標を掲げておりますけれども、やはりこういった流れというのは、今までは都会のそういうところだったみたいですが、これからはやはり今ありましたように、いろんな自然の豊かなそういう地方のほうに行って、歴史、文化、そしてまた、いろんな体験ができるということに興味を示されておるようでございます。特に、このグリーン・ツーリズムの農泊については、特に外国人の方も非常に興味が高いということになっておるようでありますので、これについては、グリーン・ツーリズムとしましても受け入れについては、新たな体制づくりというのが必要になってくるかと思っております。当然また、我々行政としましても、今、商工観光PR課のほうにも言っておりますのは、やっぱり多言語で情報発信をせんといかんよということに、いろんな観光のパンフレットのつくり方についてもですが、ただ日本語だけの対応だけじゃもうこれからだめじゃないかと、やはりいろんなところから日本にいらっしゃるわけでありますから、そういう方々に対して、やはり情報発信をして来ていただくということが大事かと思っておりますので、そういう観光パンフレットのつくり方ももう早目に対応してくれということで指示はいたしておりますし、あるいは、SNSでの、町内に約400人の外国人がいらっしゃいますので、そういう方々に対しても発信をなさいということで、もう既に広報の場合はやっておりますけれども、いろんな形のやはりPRというのは大事かと思っておりますので、これから国内にとどまらず、いろんな国とのそういうお付き合い、交流というのは、交流人口を深める上では非常に大事だと思っておりますので、対応をしまいる所存でございます。

○森山 大議員

ぜひ、ゲストハウスまでとはいかなくても、今後、努力してグリーン・ツーリズムを工夫されてやっていただきたいと要請をしておきます。

次に、地域おこし協力隊の答弁がありました。これを聞いたときにいろいろ活動をしていただいて、一生懸命にPRとか、地場製品の開発とか、その方が支えてきて取り組まれて成果があったものとか、方向が見えてきたものとか、地域の宝を取り出していただいたとか、何かそのような具体的な成果というものが把握されているのか、あるとすればそれを教えていただきたい。

○町長（日高 政勝君）

これまで4名になっておりますが、既にもう任期を終えてこの10月末で隊員としての役割を終えられましたけれども、この方もまだ町内に在住をしておられるところでございます。もう1人の方は、一応ほかの職が見つかったというようなことでそちらのほうにもう新たな就職をされて活動をされております。

今までの実績として、特に第1号でいらっしゃいました方については、神奈川県からいらっしゃったところでございますが、3年間の任期を務めていただきました。本当にこの地域おこし協力隊、その見方で本町のいろんなところに目を向けていただいて、いろんなところにまた発信をし、掘り起こしもしていただいたと考えております。

1つは、鶴田地区の手すき和紙の関係、それから本町の特産であります竹細工、こういったことについては、改めて女性ならではの視点でいろんなところに技術的なものを発信していただいたなと思っておりますし、御本人もデザイナーという立場から、新たな和風雑貨のデザイナーの技術を生かしていただく、そしてまた、伝統工芸の技術を生かしていろんなところに発信をしていただいたというふうに考えております。

また、チラシとか、あるいは町の観光パンフレットですかね、ポスターとか、そういうところまで新たなデザインの視点で作成をしていただいてPRもいただいたところであります。そのほかのグッズとか、竹でつくったグッズやいろいろ考案をしてPRの一つになっているところでございます。本当3年間という限られた期間でありましたけれども、非常にさつま町の特徴を生

かした方向、地域おこしに頑張っていたいただいているところでもあります。

もう1人は、山口県からおいででございましたが、1年間の活動となりましたけれども、移住者から見た町の様子などを伝える広報誌の発行とか、あるいは名前が、北海道の名前が似ているということで地震がありましたあそこの交流があったりして、募金等も初めてそちらのほうに直接お届けになったりということで非常に感謝もされていたところがございます。

皆さん方お互いに3人、その当時はまだ3人でしたけど、お互いに連携をとりながら、また1カ所の拠点でいろんな情報発信の取り組みも協力をいただいたという経過がございます。

それぞれ本当こう特色のある活動をやっていたいただいたなと思って、さつま町にとってもこの協力隊の御支援というのは、いろんな面で若い人たちのまたいろんな発展の大事になったんじゃないかなと思っているところでもあります。

○森山 大議員

ただいま町長のほうから答弁がございましたけれども、それについては広報とかPR等されたかと思うんだけど、それについての町民の判断とか、それを受けての何か具体的な取り組みというそういうものがあつたのかどうかお伺いをいたします。

○企画政策課長（角 茂樹君）

地域おこし協力隊の活動の状況についてでございますが、それぞれの活動を通じまして地域や関係者の皆様など、広く伝わっていくことが理想的な姿ではないかというふうには考えております。が、現状は議員御指摘のとおりであるというふうに感じてはいるところでございます。現在は、さつま町地域おこし協力隊フェイスブックでそれぞれの活動などが動画や写真、文字等で行われておりますけれども、広く町民の皆様に広がりを見せているとはいえないというふうには思っているところでございます。

地域おこし協力隊の紹介や活動を通じましたイベント等の取り組みにつきましては、広報紙、お知らせ版、新聞等を通じまして、議員御指摘のとおり周知が図られているというところではございますけれども、さらに配属課や隊員と協議を行いながら、活動パートナーとしてより身近に感じられるよう、紹介する方法等については、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○森山 大議員

やはり国は、早急的には定住につなげないといけないような定住定着を図るということだけでも、定住という意味で今の活動隊の皆さんが町長ともいろんな話はされていると思いますが、定住について、さつま町の定住の条件というのはどういうふうに評価されているのか。私は、外から見てすぐれているところもあり、逆に他人から見てさつま町はもっと力を入れないといけないところ、不足している分というのを感じられていると思っているんですが、ただ、そういうのについて、町長は他人の皆さんからいろいろお話を聞いて政策に反映するとかそういうことをされているのかお尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

せっかくこうして数年にわたって、3年間という限定の期間でありますけれども、中にはその都合によって新たな職につかれる方もいらっしゃるわけでありまして、非常に違った視点でやっぱり本町ではない方々でありますから、見る目というのが今まで気づかなかった点の新たに身を入れていっぱい見ていただく、やはり再発見というんですかね、いいところを再発見して伸ばしていただくということがあります。特に、本町は竹の問題がありますので、私はもう竹については、1つは、今、早堀りタケノコでもう日本一という1つの関係で市場のほうからも高い評価をいただいておりますけど、これはもっともっとやはり伸ばすべきだということで、チッ

ブ関係についても竹林整備の補助もやっておりますし、これについては、それなりのやはり経済的な効果というのが出ておりますし、一方ではまた、景観的な問題も竹林としての整備で見直しがされてきているんじゃないかと思ってきておるところでございます。

そのほかの情報発信のあり方というのが、今までは観光パンフレットとかそういう形が主体でございましたけど、今は情報化の時代であります。先ほどありましたとおり、インターネット、あるいはいろんな情報媒体というのが今ありますし、若い人は、特にSNSとかフェイスブックとかいろんな媒体がありますので、それを使うのが非常に上手でありますから、そういう方々の力を得て、また町としましてももっともっと広くPRをしてお客さんが来ていただく、さつま町を知っていただく、そういうことについてはすごく大事なことでありますので、そういった面は力を入れていく必要があるかと。今でもそういう形で取り組みをいたしているところでございます。

○森山 大議員

最終的にはこの事業は定住定着だけど、まちにとっては町外者からの視点というのを大事にしないといけないと。地域の人たちが気づかない町外者から見たなかまから見た視点というものがあってそれを期待されているはずだが、そういうのを町長とすれば、それを引き出すような努力をどんなことをされているのか、しているのかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

地域おこし協力隊の皆さん方と時期時期にいろいろ話をしてもらっておりますので、そういった皆さん方の意見というのを聞きしながら、いろいろ施策に反映できるところは反映していくということにしているわけでございます。

そしてまた、ただ行政的な面だけでなく、地域においてもそういう村づくりとか、いまでは白男川のほうに一人に入ってきてもらっておりますけど、地域との触れ合いによって、またそういう地域の振興とかそういう面でも非常に価値のある仕事だと思っておりますので、これからはやはり行政という立場よりも、地域のやはりそういう地域おこしという本来の目的がありますので、そういう面でのつながりというのは、これから大事ななと思っているところであります。

○森山 大議員

最後に、協力隊員の人たちの意見とか思いをいかに具体化にするということか、また、さつま町にせっかく興味を持ってきてくれた人間を生かさないといけない、その人たちを生かしているかどうかということだというふうに私は思っております。今後も期待していますので、隊員の皆さんと一緒に頑張っていただきたいと要請をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、森山大議員の質問を終わります。

次は、7番、舟倉武則議員の発言を許します。

〔舟倉 武則議員登壇〕

○舟倉 武則議員

通告しました2項について質問いたします。

まず、1項目めの行財政改革についての本町の借入現在高と返済計画について伺います。

町長は、平成31年の施政方針で行財政については、普通交付税の縮減や人口減等による町税の減少など自主財源の確保が厳しい状況であり、経常的経費の占める割合も年々増加が予測されることから、財政の健全化への努力をしたいとのことであります。

合併当初230億円の借り入れ、起債があり、実質公債費比率も18%を超えており、地方債

の発行に県の許可が必要となる手前であり、そのような状況の中で返済計画はつくられ、年間の借り入れの上限を15億円とし、返済は毎年10億円ずつ減らすという計画がなされて順調に140億円までは減額されましたが、現在はどうでしょうか。

合併から14年経ち15年目に入っています。単純計算しますと、230億円から140億円を引きますと、90億円を切っていなければならない計算になります。昨年の決算審査の中でも指摘したところですが、減額に向けて努力しますとの答弁でありました。現在の残高とこれからの返済計画について伺います。

また、人口減に伴う適正な職員数については、前回の一般質問で同僚議員からあったところですが、再度伺います。

県が昨年示した2045年の将来推計人口によると、7市町村が人口半減で、3割が高齢化率50%超とあります。本町は1万2,599人で高齢化率49.5%とのことでありますが、本町の人口減は急激に進んでいるものと思われます。パソコンなどが普及し、IT化も進んでいます。このような現状を鑑み、正規職員、再任用職員、一般職非常勤職員について、計画的に検討する必要があるのではないかと思います。このことについて、町長に伺います。

次は、2項目めの人口減対策として、観光振興による交流人口を増やす施策について伺います。

人口減対策としての定住政策も推進されておりますが、なかなか難しいところであります。本町は価値ある資源の宝庫であります。このような中、自然体験型DMOの推進などを初め、歴史的名所、史跡、公園や伝統芸能がたくさんあります。宗功寺公園、紫尾山頂公園、鶴田ダム周辺公園や、先日テレビで華々しく放映されました中津川の金吾様踊りなど挙げればきりがありません。このような情報などを発信し、四季折々の旬のものを食べ歩き、観光名所をめぐり宿泊し、ゆっくりとくつろぐといったようなツアーを組んだり、また価値ある資源を活用するとともに、日本一おいしいお米、早堀りタケノコなどを初め農産物などの6次産業化に取り組み、特産品として薩摩のブランドにし、観光マップをつくるなどしてはどうでしょうか。

また、先ほど述べたように、本町で食事をしたり、宿泊し温泉につかり、帰りには特産品のお土産をたくさん買っていただく。さらにはスポーツ合宿などにも手厚いサービスをすることにより、来町者も増え商店街にも活気が出るし、特産品も売れて経済浮揚につながるとともに、観光を通じ交流人口の増になるのではないかと思います。町長のお考えを伺います。1回目の質問といたします。

〔舟倉 武則議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

舟倉武則議員から、行財政改革ほか1項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをいたします。

まず、本町の地方債残高と今後の返済計画についてでございますが、平成30年度末における一般会計の地方債の残高は134億3,902万円でございます。

残高の主な内訳としましては、交付税が今なかなか総額が確保できないということで、臨時財政対策債を国が発行しております。この分が約53億円、過疎対策事業債が約33.1億円、合併特例事業債が約23億円などとなっております。

御承知のとおり、合併当初におきましては、平成17年度末でございますが、地方債の残高というのは約236億円、実質公債費比率が20.2%という極めて憂慮すべき状況にございました。

また、この町債の許可制度というのがございまして、平成18年度からはこの協議制度に移行

しまして、従来の公債費比率が起債制限比率に変わりまして、実質公債費比率という新しい比率に変わったところでございます。この比率が18%以上になりますと、起債の借り入れに当たっては許可が必要ということになり、また25%以上になると、単独事業の起債の借り入れは認められないという一つの制限を受けられるということになったわけでございます。

本町は先ほど申し上げましたとおり、合併当時は20.2%ということで、国が示す18%以上になっていたというようなことでございます。これを何とかやはり町債、借金を減らすという方向に努力をする必要があるというようなことで、公債費負担適正化計画というのを策定いたしまして、7年以内にこの比率を18%未満にするという目標を立てて、積極的な取り組みを始めてきたところでございます。この間、県の北部豪雨災害とかありまして、当初の計画を1年延長する措置をとったところでございますが、平成22年度におきましては、実質公債費比率が16.6%となりまして、年間計画よりも早く目標を達成することができたところであります。

さらに、これ以降も自主的に策定をいたします公債費負担適正化計画に基づきまして取り組みを行いました。現在まで約102億円減少をいたしました。実質公債費比率も4.7%ということで、さきの決算特別委員会の中でもお示ししたとおり、県内市町村では鹿児島市に次いで2番目に低い比率となったところでございます。

なお、今後の返済につきましては、毎年の元利償還金が約13億円から14億円程度で推移していくのではないかと見込んでおります。借入額を抑制しないと、やはりこの残高は減らないということでございますので、今後におきましても、将来の負担を可能な限り軽減をさせていくために、公債費負担適正化計画に基づいた取り組みを徹底していきたいと考えております。

一時的には、今後予定をされます光ファイバーの設置とか、あるいは流水小、鶴田小の統合に伴います新しい校舎建築という多額の経費も予定をされますので、今申し上げました一時的には公債費が上がりざるを得ないと考えておりますけれども、この公債費負担比率の急激な上昇については、極力、そういうことがないように配慮してまいりたいと思うところでございます。

それから、次の行財政改革の2番目の少子高齢化に伴う人口減少に対して、本町の適正な職員数についてということでもあります。

本町におきましては、平成の合併直後から行財政改革の個別計画でありますいろんな計画をつくっておりますが、先ほどの借金を減らすということが大きな柱、そしてもう1つは、人件費を減らすというのが一つの大きな目標でございました。そういった事務的な経費でありますので、それを減らしていくことが財政の健全化につながっていくという方向を打ち出して積極的な取り組みを行ってきたところであり、公債費については先ほど申し上げましたとおり、公債費率が4.7%まで下げてまいりましたので、あとは人件費をどうするかという問題であります。このことにつきましては、定員管理適正化計画を策定いたしまして人件費の関係を減らす、いわゆる定数の削減、こういったことを視野に取り組んできております。

しかしながら、一方では国とか県からの権限委譲というのが、仕事がどんどん市町村におりてくるわけでありまして。そのことをまた住民の皆さん方については、身近なところで行政サービスを受けられるという面がありますので、これについては、必要なものはどんどん受け入れをして仕事を受け入れてきております。一方では職員をすごい減らしながら、一方では仕事をどんどん受け入れているという実態がございまして、職員の皆様方には大変な御苦勞をかけているかと思っております。

それで計画に沿いまして、合併当時から10年間で100人減らすという目標を立てまして、実質、100人削減をしてまいりました。そういう中でございますが、今は非常にまた人口減少の時代に入っております、こういう時代背景もにらみながら、将来の定員の適正な管理計画を

また見直す必要があるかと思っているところでございます。

今情報通信技術、ＩＣＴ、あるいは人工知能、ＡＩとかいろいろ新しい技術も入ってきておりますので、こういったものを活用しながら、さらに適正な定員管理計画を策定する必要があるかと思っております。

そしてまた一方では、再任用職員がここ数年かなり増えていきますし、きょうまた一般質問でありましたとおり、会計年度任用職員の皆さん方も一つの公務員としての位置づけをする必要があるかということになってまいりましたので、こういったことを考えますと、全体的な総数を意識しながら、総合的に判断をして取り組んでいく必要があるかと思っております。急激な人件費のアップになると思っておりますので、この辺は十分配慮した上で取り組みをする必要があるかと思っております。再任用職員が増える一方では、会計年度任用職員もということになりますので、できるだけ先ほどもありましたとおり、再任用職員のベテラン職員をうまく活用して、会計年度任用職員はできるだけ少なくというのが理想的ではありますがけれども、その辺のところも視野に入れながら、いろんな検討を研究してまいりたいと思っております。

それから、もう１つの観光振興による交流人口を増やす施策でございます。

交流人口としましては、３０年度で約１１５万人ということを押さえておりますけれども、御意見にありますように、本町におきましては、非常に食の宝庫といわれるぐらい四季折々を通じましておいしいものが生産されますので、そういった地域資源を生かす。そしてまた、泉質のすばらしい温泉も町内あっちこっちにございますし、また、地域のイベントとしまして非常に各地域特色のあるすばらしい取り組みをしていただいて、町内外から多くの皆さん方の入りこみ客も多いわけでございます。そういったところをもっともっと伸ばして交流人口を増やしていくことが、まちの活性化につながっていくんじゃないかと思っておりますので、これについては、地域の皆さん方と一緒にやって取り組みを進めてまいりたいと思っているところでございます。

そしてまた、県立の北薩広域公園というのが市街地と隣接して整備中であります。これも引き続き歴史ゾーンまで整備をしていただくように県のほうには強く要望をし、また、国のほうにも要望をいたしてきているところでございます。こういったこと等もうまく連携をしながら、とにかく本町がすばらしい交流のまちだというふうになるように努めてまいります。

特に、さつま町の場合は、スポーツの合宿も盛んなところでございますので、今御意見にもありましたとおり、スポーツ合宿の皆さん方との連携ということも非常に大事かと思っておりますので、宿泊、飲食、そういったことも十分地域経済に影響があるような形で取り組みがなされるように努力をいたしたいと思うところでございます。

今定住の関係がなかなか厳しい、人口が少子化の中で難しいところになりますと、交流人口をいかに増やしてまちの活性化を図っていくかということが極めて大事かと思っておりますので、これについては関係機関、団体とともにさらなるまちの活性化が図られる努力をしてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○舟倉 武則議員

ただいま町長から借入金の現在高と返済計画が示されたところでありますが、借入金は少ないほうが利息の負担が軽くなることは重々御承知のこととは思っております。

先ほど町長からありましたように、毎年の元利償還金が１３億円から１４億円程度ということで借入額を抑制したいとのことで、将来の負担を可能な限り軽減させていくとのことであります。

そこで、財政調整基金の現在高は幾らかお尋ねします。また、年間の基金の取り崩しの金額についても伺います。

○町長（日高 政勝君）

財政調整基金の関係につきましては、財政運営を健全的に運営していくため積み立てをいたしておりますが、これについては年度間の財政調整という意味合いもありますし、大きな災害が来たり、代行的なプロジェクトの事業が入ったりということ等も考えて積み立てをいたしておるところであります。現在のところ、平成30年度末で47億3,000万円余りでございます。これが多いか少ないかというのはいろいろ見方がありますけれども、御案内のとおり、今年度におきましても10億3,000万円取り崩しをいたしておりますので、なかなかこの額が本当に満足かといえ、なかなかそういうことも言えないところでございます。

取り崩した分については、できるだけその年度間に財政運営を見ながら、少しでもまた積み戻しをしていくという努力もいたしておりますけれども、現在高がもう既に41億3,000万円ということになっております。6億円少なくなってきております。

さらに、今後の決算見込み等を見ながら予算組み立てが幾らできるのか、そしてまた、決算剰余金の2分の1以上の法的な積み立てが幾らできるかというのがありますけれども、年々厳しくなっていくことはもう変わりないと思っておりますので、引き続き、やはり今ありましたような行財政改革というのは真剣になって取り組んでいかないと、毎年のように10億円単位で取り崩しをしておつたらもうそう長くないということがいえるわけでございますので、できるだけ効率的な行財政運営を要して、積み立てが減らないような形の取り組みというのは必要かと思っております。

○舟倉 武則議員

ただいま町長からありましたように財政調整基金は多いほどいいわけですが、先ほど借入金が134億円と聞きました。130億円で計算しますと、金利1%としたときに1億3,000万円、年間町民1人6,570円となります。1日の返済額35万6,000円となります。借入金の平均利息が3%と聞いておりますが、3%のとき、3億9,000万円となります。1日で106万8,000円、約107万円、町民1当たり年間1万9,700円になる計算であります。

財調積立金は47億3,000万円で、約50億円に近いとのことでもあります。今はゼロ金利0.001%です。50億円積み立てても5万円の金利です。借入金の利息は1%で5,000万円、3%となりますと1億5,000万円となります。預金するより借入金を減らせたと思っております。

例えば、財調の10億円ぐらい取り崩しがあるとき言われましたが、47億円、50億円あれば、30億円を借入に回すとすれば、3%、9,000万円の利息の支払いをしなくて済む計算になります。世の中、自然災害など何が起こるか判りませんが、積立金を最小限にとどめ返済金を減らす考えはないか、町長に伺います。

○町長（日高 政勝君）

確かに、今予期しない大きな災害というのが全国的に発生をいたしております。やはり町民生活の安定を期するためには、迅速な復旧復興というのが求められるわけでもありますので、それを行うためには、やはり必要な財源というのをやっぱり持っていないとどうにもならないということになりますので、こういった不測の事態に備えての財政調整基金という意味合いもあるわけがあります。

通常のこうした財政運営のほかに、こういった災害への対応ということも当然必要ですし、また、大規模の事業を行う場合も、積み立ては別途しておりますけれども、時にはこっちからのほうからも財源を補てんしないとならないということも考えられるわけでございます。

したがって、できるだけ、おっしゃるとおり、少子高齢化もどんどん進んでおりますので、将

来負担をやはり少なくしていくためには、借金を減らしていくということが、積み立てを今のゼロ金利の時代からは、非常にそういうことがいえるかと思っているところでございますので、可能な限り地方債の借入れについては、抑制をするということが基本にあると思っております。

ただ、今後予定をされております光ファイバーの整備、これも3年から4年にかけてやるということで計画の提案をいたしておりますけれども、これについては合併特例債という借金です。これを交付税が措置をされますので、非常にこれ有利な起債であると。丸々借金とくに償還をする必要がない、国が見てくれる財源でありますから、それについては非常に大きな公債費比率には影響はそんなに大きくならないと思います。

ただ、あとあとまた予定をされております鶴田小、流水小学校の新校舎の新築、そういうものはまた文科省の補助金とか3分の1しかありませんし、あとはまた借金で、どうしてもある程度は賄ければならないということになりますと、若干の公債費比率の影響が出てくるのかなと思っておりますけれども、これについては、最善のまたいろんな努力をしながら、急激な上がりかたがないように努めてまいりたいと思っているところでございます。

そういうことで、おっしゃるとおり、町債を減らすということを優先にならざるを得ないとは考えておるところであります。一方で財調のほうも可能な限りやはり持っていないと予算編成すらもできないとなるとこれ大変ですので、一緒になって並行しながら努力をしていきたいと思っております。

○舟倉 武則議員

有利な地方債を選択しながら町民サービスの充実に努め、地方債と財政調整基金の均衡を図りながら、持続可能な財政運営を行っていききたいとのことでありますが、最終的に一概には言えませんが、借入金はどうぐらいまで減らす考えであるか町長に伺います。

○町長（日高 政勝君）

将来の公債費負担適正化計画を策定して、現在高というのをとにかく減らしていくという方向にはもう変わりはないと思っております。したがって、過去においてもそういう負担適正化計画をつくって、いわゆる起債の毎年の借入額というのをできるだけ抑えてきております。先ほど申し上げましたとおり、年に13億円、14億円の中でしていけばかなり減ってくるなと思っております。

先ほど申し上げました光ファイバーにしろ、あるいは学校の新築の関係というのが出てまいりますので、若干はそういう年次においては償還額というのが増えていかざるを得ない。ただ、うらうちとしては合併特例債がありますので、比率としては上がらないと。累計額として上がっても負担比率はそんなに影響はないというふうに考えております。

ただ、今でどの程度とですけれども、類似団体が、平均を見ますと97億円程度であります。さつま町は百三十幾ら今のところですので、かなりまだ公債費比率は高いんですけれども、累計額、残高そのものはまだ高いということになっておりますので。ただ、これでそこの中身というのは、丸々元利償還金を町の税金等で返済をせんにやいかんというものと、中には国が財源うらうちをしてくれる、また交付税で、ちゃんと見てくれるというのが合併特例債とか過疎債であったり、そういう70%とか65%、そういう割で見られますから、それで公債費比率はあがらないということになっています。額そのものは上がってこんです。それで、できるだけそういう元利償還を、国が見てくれるようなものを有利な起債を使うということにいたしているところであります。できるだけ136億円から近いところにやっていきたいと思っておりますけど、今後3年間、借入れを全くしなかった場合でもやはり92億円ぐらいはなると思っておりますので、恐らく、もう100億円ちょっとはやはりあるのかなという思いはしております。できるだけ減らす方向は思

っておりますけれども、１００億円そこまでするのかなというふうに考えているところであります。

○舟倉 武則議員

このことの最後であります、町民福祉の向上を第一に財政運営に努められることを要請して、次は、適正な職員数については人口減の数字が物語っております。余談であります、ことし中学校が統合されて新入学生が１６６名でした。また、昨年の出生数は１２０人ぐらいで非常に少ないです。

ところで、本町ではここ３年間で５０人ぐらいの退職者が出るようであります。よって、再任用職員も多くなりますので、それぞれの現状に応じて対応してもらい、職員の適正化に努められることを要請して、次の質問に移ります。

観光振興と交流人口を増やす施策についてであります、各集落にはいろいろな伝統行事がたくさんあります。先ほど述べたように、さつま町の全てのイベントを集約し年間を通じて宣伝すれば、交流人口も増えるのではと思います。また、観光イコールお土産品といわれます。

ところで、ことしはラグビーワールドカップで日本中が盛り上がったことは皆さん御存じのことと思います。また、本町は、来年、国体少年ラグビーの開催地であります。

そこで１つ提案ですが、本町にはラグビー用語のトライと同じ虎居という地名があります。さつま町の銘菓としてトライまんじゅうというネーミングにしたお菓子などをつくったらと思っております。例えば、ラグビーボールの形をした外側はかるかん風か大福風にし、中のあんは本町の特産品を入れてお土産品として売り出したらと思います。

虎居城のいわれを少し調べましたのでお知らせしますが、虎居城は、昔、宮之城を中心とするさつま町一帯を治めていた大前氏が虎居城を築いたと宮之城記に書いてあります。虎居城は天守閣のある城ではなく、塩の城や中の城など７カ所からなる山城であります。

虎居城という名前は、虎居の父子たる形に準じてこれを築くなり、そのときは城の名を虎居城と唱うと書いてあります。つまり、平安時代にできて虎居城と唱えていたことが判ります。そういう歴史のある名所であります。そこで、食改グループなど専門家の意見を聞きながら、さつま町の銘菓として商品開発をしたらどうでしょうか。町長に伺います。

○町長（日高 政勝君）

非常にアイデアのある御提案をいただいたところでございます。ラグビーの関係については来年の２月に早速リハーサル大会、そしてまた、１０月に本大会をやっていくということで今実行委員会等で準備を進めているところでございます。

せっかくの機会でありますし、多くの皆さん方が県内外からおいでいただくというふうに考えておりますので、この機会を捉えてやはりさつま町のようなＰＲをする絶好の機会だと思っております。ご提言にありますとおり、場所も虎居で行われるということですから、以前もそういうお話を聞いたことがございますが、本当にこの地名にのっとってそういうものが町の特産としてなっていけば非常にありがたいなと思っておるところでございます。

今ちょうど提案にありましたトライまんじゅう、あるいはトライ何とかというネーミングのお土産品とか手土産品、こういうお菓子とか含めまして紹介ができたというふうに考えておりますので、町の商工会の皆さん方とか、あるいは町の特産品協会というのも組織があります関係の皆さん方と一緒に何とか機会にそういうものができないか商品開発をしていただきたいということは、私のほうからもまたお願いをしまいたいと思っておりますのでございます。

非常にワールドカップがあって、ラグビーについては今までラグビーを経験していない関心のない方も関心が高まってきております。ワンチームという一つの流行語も大賞をいただいてきて

おりますけれども、そういう形のチャンスを生かしていくということがまた非常に大事かと思っておりますので、町としましても関係機関等としっかり対応をしまいたいと思っております。

○舟倉 武則議員

今回の提案は、4、5年前から町内外の友人知人から虎居にちなんだネーミングの銘菓をつくらないかと言われていましたところから今回の質問となりました。全国では、ラグビーランチとかもうラグビーをつけたネーミングがたくさんあります。この虎居（トライ）というのだけがないわけですので、もうさつま町のブランドとしたらすばらしいものになるのではないかと思います。そういうことから、質問のメインは虎居まんじゅうをさつまの銘菓として全国に広め観光客のお土産とし、本町への交流人口の増加が見られればと願っているところからです。

何回も言いますが、本町は自然や資源が豊富な上に歴史的名所、史跡、伝統芸能や農産物など全国に誇れるものがたくさんあります。また、景観として、北にそびえる連峰紫尾山、1,067メートル、九州で2番目に大きい母なる川、川内川、137キロメートルがまちの中心を流れ、国道3本が交わり、便利なすばらしいまちであります。これらの全てを専門家にコーディネートしてもらい、宣伝をし、観光を目玉に本町を売り出し、にぎわいのあるまちづくりをしたらと思っております。そしてまずは、来年の鹿児島国体、少年ラグビーの成功を初め、観光振興による交流人口を増やす施策をオールさつまで推進し、人々が集うにぎわいのあるまちにしたいものです。

最後はみんなでスクラムを組みワンチームとなってさつま町を盛り上げ、まちの繁栄と充実発展を願って質問を終わりたいと思います。町長の思いがあれば、お聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

非常に熱意あふれるいろいろすばらしい御提言をいただきましたので、これらを拝聴いたしまして、もう関係機関、こういったせっかくの機会を十分生かす取り組みができるようにしっかり頑張っまいると思っております。ありがとうございました。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、舟倉武則議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後2時35分とします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時33分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

町長、最後になりました。お疲れ様です。さきに通告しました行財政改革について質問いたしますが、これまでに多くの方が行財政改革について質問されております。重複されるかもしれませんが、質問のほうをよろしく願いいたします。答弁のほうを。

行財政改革は3次まで取り組まれ、財政的には後年への積み立て、組織・機構の再編等の取り組み成果は表れていると感じていますが、人材育成、町民参画の協働のまちづくりはいまだ道半ばではないかと思えます。人口減、高齢者が増える我がまちの状況の中で、町民の視点や感覚に立った参加と共同の機会を拡充するこの視点の取り組みは、さつま町の課題は、少子高齢化対策、

健康増進、安心安全なまちづくりと町民地域コミュニティが一丸となり取り組む形ではないでしょうか。

以前にも人口増対策にも質問いたしましたが、町長は我がまちだけではどうにもならないとの国の施策等を見ながら取り組むと答弁されましたが、このことで、行政改革の中でどういうふうに動いてきたのでしょうか。

3次行政改革が平成31年、令和1年までですが、健康づくりと人材育成、行政機能の充実、行政課題の迅速な取り組みと住民から信頼される職員の育成のその成果はどうでしょう。

次の3項目について質問いたします。

1番目、平成36年、令和6年には職員定数308人が目標ですが、職員減で町民サービスが低下するし、今以上に地域コミュニティは下がるのでは。地域の活性化に職員の力は重要と考えておりますが、いかに考えられますか。

2番目に、10月には女性議会が開催されました。県職員、他市町村では多くの女性の管理職、活躍がされておりますが、女性の管理職の登用、女性の活躍の場といかにお考えなのかお聞きします。

3問目に、次期行政改革大綱の取り組みが示されると思いますが、行政改革と地域力向上は大事と考えます。今後のさつま町の進む道は、総合振興計画は2025年度までですが、行政改革と一体となった施策が必要と感じます。推進に取り組まれる考え方をお聞きいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君） 川口憲男議員からの行財政改革についての御質問でございます。それぞれお答えをさせていただきます。

まず1点目の行財政改革を進め職員数が減少することで町民サービスや地域コミュニティ力の低下が懸念される、地域の活性化には町職員の力は非常に貴重だと考えを伺いたいということでございます。

合併後の行財政改革につきましては、定数削減と先ほど申し上げましたとおり、人件費の削減、そしてまた、借金の残高の削減というのが大きな柱として取り組んできたところでございます。

職員定数はもとより、議会を初め各種の行政委員会等におきましても皆様の御理解のもと、大きな改革がはかられてきたところでございます。職員数につきましては、ただいま舟倉議員の質問でも述べましたとおりですが、これまでに約100人の削減を実施いたしてまいりました。

一方で御指摘のとおり、行政サービスへの影響というのはもとよりでございますが、自治コミュニティや地域経済の影響なども無視できない部分もあったかと考えております。

職員削減に対応した課題を克服するため、事務事業の見直しとか電算処理システムのさらなる構築、あるいは共同事業の際にこういったことで事務の効率化を図ってきたところでございます。

また、地域コミュニティの活性化を図って地域担当職員制度を創設し、職員には地元のコミュニティのいろんな取り組みへの応援、支援を進めてまいりました。これらはいずれも、職員の能力をフルに活用していることでもございますので、職員には土日祝日、休日、夜間などプライベートの時間も相当数の時間はこういう地域へのいろんな活動への参加ということで、ある面、いろいろと自分の時間的な余裕もないことであったと感じております。職員向けには、日ごろから各地域のイベント等には積極的に参加して、折に触れ、その成果についてまた町政にもいろんな形で反映できるということをお願いをいたしてきているところでございます。

今後の人口減少でございますが、御案内のとおり、ここ3年、4年、生まれる子供というのが

日本全国でも100万人を切ってきておりまして、特に2019年ですかね、本年にあっては90万人というところまで減ってきております。非常に、先行き、さらに厳しい環境が到来するだろうということが想定されます。

現在、開発が進められておりますICT、あるいはAI等と人工知能、未来型のシステムの導入ということも合わせて研究をいたしまして、いろんな工夫をしながら行政サービスの維持に努めてまいらなければならないと考えているところでございます。

また、コミュニティーの維持、活性化につきましても新たな組織体制の構築なども含めまして研究をしてまいりたいと支持をいたしております。

職員数の削減で確におっしゃるとおり、マンパワーによる影響というのは少なくないと感じております。ただ行財政改革をして、やはり行財政改革というのは、やはり将来にわたっても行政が安定的に運営をして、町民の安心安全を守るという使命がございますので、そういった方向で取り組みをいたしておるところでございます。

職員数と事務事業のバランスということは、当然、配慮をしながら進めているわけでございます。特に、ここ3年先を考えますと、現職の今ここに並んでいる課長等もほとんど、もう2人を残して全部やめるということになっておりますので、いかに管理職のリーダー的な存在を育成をしていくかということも喫緊の課題となっているところでございます。

それから、2点目の男女共同参画が進められているけれども、現在の町の管理職の構成について、それから、多くの女性職員の管理職登用という、登用ということでございます。

現在、本町の管理職員の構成の状況についてであります。課長職に1名、それから課長補佐職に2名、係長職に7名、女性を登用いたしております。他の団体におきましても今女性活躍推進社会ということになっておりまして、その実現に向かっていろんな取り組みが進んでいるところでございます。

女性の登用につきましては、本町でも男女共同参画推進計画にも目標を定めております。これに向かって少しずつそういう方向の取り組みをいたしておるわけでございますが、今のところ、まだ登用率が低い状況には変わりないところでございます。そこに進むためには、まずはやはり係長職の登用というのが大事でございますので、そこから今スタートになっている感じでございます。優秀な職員なら男女を問わず登用すべきと考えておりますので、いろんな部署に配置をやっているところでございます。

次に、3点目の次期行革の取り組みが示されると思うが、行革の推進と地域力との関係でございます。

御承知のとおり、現在の第3次行政改革大綱の計画につきましては、本年度で5カ年の計画期間が満了ということになりますので、引き続きこの時代の変化、新たな町民ニーズということを視野に入れながら対応をしてまいる考えでございます。

御質問のとおり、現在、第4次行政改革大綱の策定作業を進めております。さらに厳しさを増す財政状況、あるいは進行する少子高齢化、人口減少といろんな課題がございますので、これらにしっかりと対応できる計画づくりをする必要があるかと思っているところでございます。

第3次の行革大綱としての考え方でございますが、1つは将来にわたる財政の健全化、2つは組織づくりと人材育成、3つは効果的・効率的な行政運営、4つは町民参画と協働のまちづくり、こういったことを柱にしながら35の事業を位置づけで推進を図っております。

次期計画におきましては、AIとかRPAといった革新的な技術を活用した業務環境の改革とか、公共施設整備への民間試験の活用とかこういったことも検討をしながら、これから整備予定であります光ブロードバンドを活用した地域振興策と新たな取り組みも検討をしていく必要があ

るんじゃないかと考えております。

そのようなことから、第4次行政改革大綱につきましては、これらの新たな取り組みの計画に位置づけをしながら、さらにはこの10年後、20年後といった将来のさつま町を取り巻く環境も想定に置きながら、策定を進めてまいりたいと思っているところであります。

それとまた、こういった行政運営の円滑な推進には、それぞれの地域の御支援、御協力というのが不可欠でございますので、これからも地域コミュニティーの永続的な活力維持とか、向上につながるあらゆる施策を講じてまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

お答えいただきました。今のこの行財政改革の中の定数計画については、きょうの私の前に多くの議員の方々が同じような質問されております。職員の活性化といいますかね、についてはいろんなところが出ておりましたけれども、一番先、私も申し上げたいと思っているのですが、町長、日本一の行政サービスを目指すワンストップサービスですかね、親切丁寧、きょうよりあしたというように心持ちで対応していくということをおっしゃいました。

この言葉を私も常々思っているところでございますが、今の答弁の中に、そこに皆さん座っていらっしゃる管理職の方々の指導力といいますか、もう3年後には皆さんがそこになくなるということでしたけれども、そのことを考えれば、残った職員の方々にいかに指導力を高めていけるかということなんだと思います。

また、決算特別委員会ですかね、決算特別委員会のときにもちょっと指摘されたところがあったんですけども、職員研修の見直しの指摘もありました。こういうところも、やっぱり職員の意識改革にもつながるんじゃないかと思っておりますが。

町長、再度、お伺いいたしますけれども、現在、職員の任務といいますか、事業とかいろんな行政事務に関して、どういうふうにこれまで推移といいますか、変化があったのか。

1つに、私、こういう新聞記事をちょっと入れたんですけども。行政というのは、国、県からの事業が下におりてくれば、それをここで全うしていく、全うしていくちゅうか、そのの指示されたとおり、自治体の職員はつくっていかなきゃいけないと。これでは地域の未来は開けていけないということを指摘された新聞記事がありました。これは地域経営ということがありましたけれども。

海外に目を向ければ、自治体が地域経営の意識を持って本当の自治の実現を進めていくと。そういった中で、さつま町の地域支援活動、職員の体制ですか、されておりましたけど、こういうところにどういうふうに生かされてきたのか、行政改革をするなかで職員の研修とか、そういうのがいかに生かされてきたのか。私は前にも言ったんですけども、やっぱり職員が意識を持って業務に当たるということが大事ということを常々申し上げてきたんですけど、この行革を据えてどういうことが表れてきたのか、町長の答弁を求めます。

○町長（日高 政勝君）

行政改革も当然関係あるかと思っておりますけれども、基本的に今までの地方行政というのが、中央集権から地方分権という大きな流れに変わってきておるわけです。いわゆる日本のまちの行政は、責任をもってその能力でやはりやってほしいというようなことが基本になっているわけですが、それになってからもう久しいわけですけども。確かに、この考え方というのは、今まで、国が手本を示してそれに見習って全国ナショナルミニマム、そういう形でずっと同じような行政が受け入れておりましたけれども、もうこれじゃなくて、地方は地方なりの特色を生かしたまちづくりをなさいと。それについては、ちゃんと責任を持ってやりなさいというのが基本的

な流れになってきておるわけです。それは、今になってみれば、非常にすばらしいことで、町の職員の方もそういう意識のもとで自分のまちについては、まちの行政は自分たちで担っていくんだということについては、確かに意識が変わってきたなというふうに理解をいたしております。

ただそこには、やはり自立自興の中でやっていくには、当然、裏づけとなる財源がなければいかんと思いますが、財源については交付税がありますけれども、なかなかそこまで補助金をもらったり、いろんな制度の活用をしていかないと、なかなか自立をしていくところまで行けないというのが実態ではないかと思っております。それで、やはり財源をしっかり確保して、そしてまた、地域の皆さん方に合った政策を出して、責任を持って遂行ができるという形が非常にいいかと思っておりますけど、なかなかそこまでは、おっしゃった地域経営というところまでは、まだ十分達していないのかなと思っております。やはり、依存財源というのはおっしゃるとおり、7割以上あるわけですから、国のそういった補助金とか交付税に頼らざるを得ないというのが実態でございます。

これからもとにかく、しかし、権限移譲もどんどん、もう国からこういう仕事がありますよ、もう権限を委譲していいですよというのは手挙げ方式ですから。町民の皆さん方に身近な行政は、身近な市町村のほうでやはりやっていくべきだと私は思っておりますので、権限移譲ができることはもう全て受け入れてやってほしいということで、各課には指示をいたしております。

また、新たに農地法の関係についても、農業委員会で進めてくれるようお願いしておりますが、やはりそういう形でもうわざわざ県まで行かなくても、身近な役場で処理ができるとかそのほうが、やはり迅速な対応ができてサービスができるということですから、非常に仕事はどんどん増えてきております。それで、できるだけまたここでは職員数もおっしゃるとおり、正規職員が限られている行革の中でいかにざるを得ないということも、財政的に考えればやむを得るところもありますので、いかにやはり効率的にやっていくかということを考えていかないと、これからは難くなる時代だと思っております。AIとかいろいろありますので、うまく活用できるころは、そういう単純な膨大な業務については、そちらのほうに任せて、本来の企画とかそういうほうに専念できる形をつくっていくことが職員の本来の姿であると思っておりますので、そういう努力はこれから必要かと思っております。

○川口 憲男議員

先ほどから、この財源を考えていく中では人件費の縮小とか、人件費を縮めることが大事ということのところがありました。特に、もう補助、国からの交付税とかいろんなのがなくなっていく中でその財政をどういうふうに賄っていくかということになりますと、舟倉議員からもありましたように、財政貯蓄のところを割り崩すところという点もありましたけれども、やはりその少ないお金をいかにして活用していくか、それから、それを地域に動かしていくか、こういうことにやっぱり職員として頭を使う、あるいは提案をするということがあると思うんですけども。

以前も申し上げたことがあると思うんですけども、私もちょっともう年齢が大分行きましたけれども、若いころになりますと、民間の会社では職員提案というようなのがありまして、いろんな提案を社員から募集してそれを事業に生かす、そういうような事業がございました。やはり、今の時代にそれも私は必要じゃないかと常々感じております。

今の若い人たち、先ほど町長の答弁にもありましたように、今SNSですかね、いろんなあれを活用して若い人たちはそれなりに頭の判断が柔らかくなってきているし、そういうことができるようになってきていますけど、そういうのを庁舎内で取り入れて、あるいは補助金、あるいは何ですかね、こういう資金等をいかにして活用していくか、これをこういうふうに使ったらどういうふうになるかということは、職員の方々のほうが卓越した考え方を持っていらっしゃると思

うんです。

平成36年ですかね、308人というような目標を掲げていらっしゃるんですけども、先ほどの同僚議員の質問で言われましたように、包括業務にしたり、あるいは会計年度任用職員の対応をしていく中でも、やっぱり職員の動きというのが非常に大事になってくると思うんです。そういう提案制度を取り入れてまちの活性化を図るという考え方について、町長はいかに考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

非常に膨大な業務を遂行する中で、やはりそれぞれ与えられた職務があるわけでございますけれども、従来どおりのやり方でやっていけば無難なところもありますけれども、やはり一工夫をして見直しをしていくということが、その結果がまた住民サービスの向上につながっていく、サービスの質の向上につながっていくということになるわけですので、万全と、例えば、前の人がそのままやってきたことを踏襲するんじゃなくて、前例踏襲だけではなくてやはり創意工夫、改善という視点を持って仕事をやっていかないと、仕事の効率性、あるいは仕事の効果というのが上げられないということがございますので、常にそういうことは考えながら仕事にあたってほしい。そしてまた、そういうことを感じたらやっぱり提案制度というのがありますので、提案をするようにということで活用をしていただくこともあるところでございます。提案の強調月間を設けたいということもありますけれども、特段、今はそこまでしておりませんが、いつでも随時そういうことは提案をする窓口は開いておりますので、そういう思いの職員がおればどんどん上げて、そしてまた、全体で審議をして行政審議委員会というのもありますし、これはいい提案だから実現をしていきたいとかいろんな検討の機会もありますので、できたらそういう職員がどんどんやはり提案をしていくことが職場の仕事の改善につながっていけばありがたいと思っていますところであります。

○川口 憲男議員

全くおっしゃるとおり、創意工夫、改善の心を持って、若い職員がそういうふうに関心をもち、心を持てるような雰囲気づくりも大事かと思っておりますので、実質、そういうところをしていただくように課長連中もおりますので、ぜひ指導力を高めていただきたいと要望しておきます。

次に、2番目の管理職への女性の登用を私提案いたしましたけれども、男女均等法、これはもう大分経つわけなんですけど、町長の説明の中に、答弁の中に課長が1名、補佐が2名、係長が何名やったですかね、7名ぐらいいらっしゃるということだったんですけども。やはりこれが少ないとは申しませんが、やはりさっきの若い職員と同様に女性の方々にも現代にあったといえますか、今の若い女性の方々もすぐそういう考えを持った方がいらっしゃると思います。

先般の町長も答弁されたと思うんですけども、女性議会ですか、も開催され、若い高校生の2人が鋭く町長にもこういう提案ということを示したとおりに、これから先もぜひやっぱり男性もどうかかしちゃならんぞというぐらいに、女性の方々の活躍の場を庁内の行政の場でも示していただきたいと思います。課長でもいいんですけども、今町職員における女性と男性の比率はどうなっているのか。

それともう1点、身障者の方々がこれも何名だったですかね、各あれによって2%か3%ですかね、登用しなきゃならないということがありましたけれども、ほかのまちに比べて、さつま町はそういうところをどういうふうに取り組んでいらっしゃるのか、総務課長でいいと思いますが。

○総務課長（崎野 裕二君）

一般職の男女比率の関係についてでありますけれども、おおむねであります、女性は25%、男性は75%、3対1ぐらいの割合になっているかと思っております。

身障者の関係につきましては雇用義務がありまして、たしか、今、2.5%に上がってきていると思いますけれども、その中で今は4名をカウントしているところでございます。

○川口 憲男議員

町長、今総務課長の答弁お聞きになったと思うんですが、職員構成の中で女性が25%、男性が75%、こういうふうな比率であるということでしたけれども、町長としてこういうところを一概にはできないでしょうけれども、女性の採用、あるいはこういう係長職の登用とか、こういうところで、こういう比率をもう少し上げるといような考え方、やっぱり女性の活躍の場をこういうところに引き出すということの考えはないか、ちょっとお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

現在の割合については、女性が4分の1ぐらいということになりますけれども、採用の時点は公務員の場合は成績でということになっていますので、男女、それはもう全く関係ない、成績で優秀であればもう男女に関係なく採用ということにいたしております。場合によっては、もう女性が男性よりも多い年もあります。そういうことにはなっておりますが。

あとまた、入職された後も全く給料にしろ、休暇勤務の関係というのはもう男女全く同一であります。やはり女性の場合は結婚して家庭に入るとかいろんな出産とかありますので、今は育児休業とかいろんな産前産後の関係もしっかり整っておりますし、そういうところで復職はもう完全に可能でありますし。

要は、やはり職場に入れば、それなりのやっぱり多面的にいろんな業務をこなしていかなければならない。そしてまた、町民の皆さん方ともいろんな交渉とか、いろいろ仕事へのいろんな現場での対応とか、いろんな職種でそれが十分クリアできるということが一番また大事なことでございます。それなりにまたしっかりやっている女性職員もいらっしゃいますので、そういう方々をいろんなやっぱりポジションポジションで育成をして、管理職としてのそういう育成をやはりしていかないと、なかなか特定した業務のところだけではやはり難しい面がありますので、もうさまざまなもう男女にかかわらずいろんな職場で体験をさせる、そういう人事異動も今はやっておりますので、ちょっとそうなりますと、そういう経験豊富になって管理職でも十分やっていけるとそういう形に育っているんじゃないかと思っておりますので、今そういう対応で進めているところであります。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのことで、非常に難しいところがあつて、私も余り追及ができないところがあるんですけれども。願わくば、先ほどおっしゃいました、これは女性の職場、これは男性の職場ということなしにもできていったらいいんじゃないかと思うんですけど、やっぱり女性としてできないところもあるんじゃないかと思いたすけれども。ぜひ、女性の活躍の場ということを言われておりますので、そこあたりもこれからの採用のところでも出てくると思うんですけれども、ぜひ考えていただけたらというふうに思います。

なぜこういうことを言うかといいますと、先般だったですかね、3月ごろの議会だったですかね、産前産後の女性の方々に対応するための場所といいますか、をつくってくださいということで宮之城保健センターに設置していただきました。そのところでもちょっと、そこは薩摩川内市の産婆さんちゅうてええのかな、の方が交代で来てしていただいている現状です。いわゆる今そういうところでは、女性に、若いお母さん方とか、子供を持ったお母さん方、それから妊婦の方々については受けがいいというふうに聞いておるんですけれども、そこに男がおったらどうだろうかというような考え方もあるんですけど。専門分野でそういうのはできますけれども。そういうところを考えたときに、女性の活躍の場というのは往々にしてあるんじゃないかと思いま

す。うちのまちでもやっぱり女性対男性、あるいは身障者の比率をよりよく採用があるとおっしゃいましたけれども、年次的にパーセンテージを上げていかれるような考えを持っていただきたいと、そういうふうに取り組んでいただきたいと。そういうことによって、さつま町の女性の活躍の場が、また一段と広がっていくんじゃないかと私は考えます。そのことは、先ほどおっしゃいましたように、採用のところだったり、いろんなところがあるということでしたけれども、再度、お答え聞きましてこの質問を終わりますが、どうでしょう。

○町長（日高 政勝君）

今は非常に女性の皆さん方の活躍の場というのは、いろんな法律の年次的に整備をされてきておりまして、社会進出が進んで、もう今では本当民間の企業にしましても、あるいは公務員の職場にしましても、管理職の皆さん方が増えてきております。十分対応できる能力を発揮されておるようでございます。やはりそういう心構えがもう今は本当皆さんでできているのかなと思っておりますし、その役職になっても本当努力をされて立派な対応をされているようでありますので。これからは本当法律にあります男女共同参画社会ですので、そういう社会の中でもともに活躍できる社会が実現できる方向ではないかと思っておりますので、これから役場におきましても、女性の皆さん方が本当に自信を持って活躍できる、そういう登用のあり方というのは念頭に置いた上でやっていく必要があるかと思っております。

○川口 憲男議員

大変なことでしょうけれども、採用のことから始まりますから一概にはできないと思うんですけれども、町長の答弁のとおり、何とかさつま町が女性に対する考え方が違うよというようなまちづくりに取り組んでいただけたらと思います。

それから、3番目の次期行政改革についてですけれども、大きな柱で将来にわたる財政の健全化、組織づくりと人材育成、それから効果的・効率的な行政運営、町民参画と協働のまちづくり、この4本の柱を掲げて取り組んでまいるということでございました。これは3次の改革とほぼ一緒ぐらいですけど、これを継続していくことによって、いろんなことが結びつかれていくんじゃないかと思っております。先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、財政の健全化を強くうたっていらっしゃいましたから、このことも一番必要なところじゃないかと思っております。

それで、私が一番お願いしたいということは、この地域力の向上をいかに取り組むかということと組織づくりと人材育成、それから効果的・効率的な行政運営のこの点で、地域のコミュニケーションを向上することが一番これから先も大事だと思いますが、これについてももう少し、具体的にはこのまた大綱の中を見らなきゃならないと思うんですけれども、ことしの3次を踏まえて、どういう点がやっぱり今後必要かと。先ほど1回目の質問でもお答えいただきましたけれども、やはり町民サービスにつながらないようなところももっていくということもおっしゃいましたけど、再度、答弁があればお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

行政を推進する上において、今この地域の、例えば、公民館であったり、公民会であったり、いろんな形で各面から御理解と御協力をいただいております。そしてまた、町民の皆さん方へしっかりと橋渡しをしていただく、そういう役割も担っていただいております。行政の推進に、やはりいろんな政策が御理解いただいて浸透をしていくということが一番大事でありますので、そういった役割も担っていただいております。

ただ、地域にいろんな御意見をお伺いしますと、非常に少子高齢化が進んで地域の行事の運営も年々厳しくなっているということがああるようです。戸数もどんどん減っていく、若い人がいない、役員のなり手もなかなか厳しいということもあって、いろんな課題があるようござい

ますけれども、こういったこと等については、今までも町のほうでも公民会の運営についてはそういった支援もいたしておりますし、また、特別ないろんな活動をするに当たっては、特別な地域活動支援事業もいたしております。そのことが今さつま町にとっては、ほかの地域と違って非常に地域が元気があるというふうに考えております。非常にさまざまな取り組みをいただいて地域の活性化ができていいるなという思いがあるわけでありますが、やはりこれらがずっと継続する形が一番大事かと思っております。

そのためにはやはり職員も、先ほどもありましたとおり、地域担当職員、あるいは地域にいろんな行事に積極的にいかかわっていく。やはり役場職員ですから、市町村の職員というのはまず地域あってこそそのやはり職場が成り立っていくわけでありますから、地域が元気になる、もうそのことがまちの活性化になる。そしてまた、いろんな意見を聞いてまた行政に反映できる反映をしていく、そういうこともありますので、そういう役割をしっかりとやっていただきたいということをお願いをいたして、今全職員がいろんな形で携わっていただいていると思っているところであります。

これからもそういう形で十分連携をとって、地域の皆さんから信頼される職員になってほしいとそういう感じでおるところであります。

○川口 憲男議員

私も町長の答弁のとおり、そのように思います。ぜひ、今後の4次の行革大綱の中でもそういうところをやっぱり肝に銘じてといいますか、強く職員の方々とも一体となって取り組んでいただきたいと思います。

最後に、さつま町のことじゃないんですけど、これはさつま町は往々にしてというより、3町がうまく、旧3町が合併いたしましたから、宮之城の薩摩の鶴田と。どこ行っても職員の方々もそのところを知らないということはいらっしゃらないんですけど。

他町の、他町といいますかね、他の市町村のところでちょっと話す機会がありまして話をする中で、さつま町はどうですかということでお聞きしたところで、こういう点がありました。

ある私に聞かれた人は、ちょっと大規模といいますかね、戸数、町が大きかったもんですから、職員の異動をしたところが、宮之城から鶴田に行ったと。そしたら、その鶴田のところでもその方が行かれたら、鶴田のこういうことをしてくれとか、こういうことを教えてくれちゅうたら、私は来たばかりで判らないので、というような対応を受けたと。これ、今、例はさつま町でちょっと言いましたけど、さつま町のことじゃないですけども。

やっぱり先ほど町長の答弁にありました、職員なんかも地域のコミュニティの継続的なところを思っていることをおっしゃいましたけど、その職員から受けた私の知り合いの方は、もうこれじゃ合併した意味もないし、あそこにいつて何をとりょうと思っても非常に苦労すると、それならどこに行ってもう1回聞くのかということ言われておりました。さつま町ではそういうことを聞いていないんですけども、私も薩摩に行ったり、宮之城はもちろんですけど、鶴田に行ったりしても、職員が変わっていてもすんなりいろんなことがとれるんですけど、やっぱりそこには地域と一体となった職員の取り組みといいますか、職員の活動がそこに見えてくるんじゃないかと思えます。

町長の答弁にありましたように、ぜひ今度の4次行革の中でもそういうところを網羅して、やっぱり地域の職員ということで動いていただけるようなシステムづくりに頑張っていただけたらと思います。

これから先の取り組みですからどうなるかは判りませんが、3次を踏まえて、そういうような活動ができるような行革大綱のつくりにしていただけたらと思っております。

私も地域コミュニティーの永続的な活力維持向上につながることのあらゆる施策を講じてまいりますという町長のこの答弁にもありますように、ぜひそういうところは、4次にも取り組んでいただけたらと思います。ということで質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

△延 会

○議長（平八重光輝議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会いたします。

延会時刻 午後3時16分

令和元年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

令和元年12月10日

令和元年第4回定例会一般質問
令和元年12月10日（第3日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
7	(4) 柏 木 幸 平	1 交通安全対策について (1) 幼稚園、保育園及び学校の交通安全対策について伺う。 (2) 宮之城中学校のバス通学生徒の安全管理について伺う。 2 児童虐待防止について 児童虐待が社会問題となっている。町内における事例はないものか。また、関係機関等の連携など対応は十分か伺う。
8	(6) 田 野 光 彦	1 コミュニティ・スクールの位置づけについて (1) 本町では、現在コミュニティ・スクールを導入しているが、導入の際のコンセプトは何だったのか。また、コミュニティ・スクールを導入している小学校と統廃合によって新生した学校との差異をどのようにとらえているか伺う。 (2) 地域創生のためにもコミュニティ・スクールは必要である。中1ギャップ等の生徒のトラブルを防止するために、小中一貫教育が必要と考えるが、その対策を伺う。 2 街路樹等の維持管理について 本町は3本の国道が通り、町外からの人や車の往来も多いが、街路樹に植栽されているツツジ、サクラ、サルスベリ等は、周りに雑草が生えて手入れがされていない。どこがどのように管理しているのか伺う。
9	(3) 三 浦 広 幸	1 獣被害対策について 山間部では、電気柵を設置した農地の外回り畦畔被害が発生して、耕作放棄の一因ともなっている。獣による畦畔被害の助成策について伺う。 2 指定避難所の生活環境の整備について 災害時等における指定避難所のバリアフリー化の整備率と対策について伺う。 3 自然体験型DMO観光推進事業について (1) 観光地域づくりを行う「やさしいまち」が、かじ取り役とし

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		て取り組んできた主な事業の概要と成果を伺う。 (2) K P I の達成状況について、毎年評価・分析した上で関係者と共有し、計画の見直しをするようになっているが、達成状況と見直しの有無について伺う。 (3) 今後のDMOの事業推進体制の確立と継続的なサポート体制をどのように考えているか。また、2020年に自立するDMOになるために、どのような対策が必要か伺う。

令和元年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和元年12月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
町民環境課長	丸 田 忠 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
子ども支援課長	鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
耕地林業課長	野 田 真一郎 君	商工観光PR課長	岩 元 義 治 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
教育総務課長	中 間 博 巳 君	学校教育課長	界 敏 則 君
学校給食センター所長	中 窪 啓 二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 7 2 号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について
- 第 3 議案第 7 3 号 土地及び建物の無償譲渡について
- 第 4 議案第 6 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 6 4 号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 5 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 6 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 8 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 0 議案第 6 9 号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 7 0 号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 7 1 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	6 3	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について
	6 5	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉セン ター条例の一部改正について
	6 8	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 0 款 地方交付税 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 2 1 款 町債 歳 出 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費 9 款 消防費 第3条 債務負担行為の補正 第4条 地方債の補正
	6 9	令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	7 0	令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	7 1	令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
文教経済 (第2委員会室)	6 4	さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につ いて
	6 6	さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
	6 7	さつま町営住宅等条例の一部改正について
	6 8	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 2 0 款 諸収入 歳 出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 1 0 款 教育費

委員会	議案番号	件名
		1 1 款 災害復旧費 第 2 条 繰越明許費

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和元年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1、第2日目に引き続き「一般質問」を行います。

質問通告に従って、発言を許可します。

まず、4番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

おはようございます。まず1項目めの交通安全対策について、その中の1の幼稚園、保育園、学校の交通安全対策について、まず伺いいたします。

質問の子供たちの交通安全対策とバス通学については、10月6日に開催された、第1回さつま町女性会議において、保護者の代表の方が質問をされております。

また、11月22日に行われた商工会役員と議員の懇談会では、女性部より通学路にある危険建築物撤去と中学生のバス利用についての要望があり、それぞれの改善を求められたところでございます。私も以前より不安に思っていた件でしたので、今回、子供の命を守る観点から、一般質問をすることにいたしました。

まず、幼稚園、保育園、学校の交通安全対策についてですが、通園・通学において、園児は保護者や通園バスの送迎でほぼ安全かと思っております。また、児童生徒においては、学校関係や地域の見守りなどの協力もあり、場所によっては安全が守れているところもあります。しかし、近年は、高齢ドライバーによる運転操作ミスの事故や悪質なあおり運転の巻き添えによる事故等、さらには、運転手の不注意や飲酒運転による暴走事故もあり、子供たちが交通ルールを守っていても、危険な場合も考えられます。現在、各園、学校においては、どのような交通安全教育をされるのか、伺いいたします。

次に、宮之城中学校のバス通学生徒の安全管理について伺いをいたします。

現在、宮之城中学校の生徒数は504名で、通学手段はバス利用が192名、全体の38.1%、自転車129名、29.6%、あとの183名、36.3%は徒歩か自家用車の利用とのことであります。

新学期のころは、バス通学生徒の見守りもたくさんおられ、そんなに長い渋滞もなかったように思われました。しかし、6月から7月の夕方7時前のころ、国道328号、宮之城屋地の屋地仲町バス停付近に来ると、鹿児島方面に向かい、3台のバスが停車しており、また反対側には2台のバスとワゴン車が1台停車し、バスの後ろについた対向車同士が譲り合いになり、渋滞が起き、バスが移動するまで、その後、片方ずつの通行になっておりましたが、停車したバスの先が横断歩道と交差点で飛び出しがないか慎重な運転になり、さらに車のスピードが落ちて渋滞が起きておりました。

最近、国交省は横断歩道のそばにある危険なバス停の問題で、全国の警察と協力し、全てのバス停付近の事故のリスクを判定した上で、特に危険度の高いバス停の名称や所在地を公表することです。

この危険なバス停とは、横断歩道のそばにバスがとまって交差点などに死角をつくるバス停のことで、屋地仲町のバス停は、横断歩道から５メートルくらいのところにあり、交差点になっております。

そこで、町内の生徒が乗降車するほかの停留所にも、このような危険なバス停と思われるところがないものか、お伺いいたします。

続いて、児童虐待防止についてですが、児童虐待が社会問題となっている、町内には事例はないものか。また関係機関等との連携など、対応は十分なのかということでお伺いをいたします。

児童虐待防止については、３月議会において川口議員が一般質問をされておりますが、その後も児童虐待のニュースが報じられ、隣接の出水市でも事件が起きております。

鹿児島県は出水市女児死亡の件で、県の中央児童相談所と県警や自治体との間で情報共有が不十分だったなどの指摘があったため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会ができ、今後の対応として警察と地域、学校との橋渡しを担うスクールサポーターの活用強化を図るとのことです。

今回の件で、県内の自治体でも対策がとられておりますが、町内においては、このような児童虐待の事例はないものか。また関係機関との連携など、対応は十分なのかお伺いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。柏木幸平議員から交通安全対策ほか１項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをいたします。

まず１点目の幼稚園、保育園及び学校の交通安全対策についてでございます。

全国各地で登下校中や散歩中の無防備な児童生徒、園児の列に車が突っ込むなど、歩行者が交通ルールを守っているにもかかわらず、大きな痛ましい事故に遭遇したニュースが報じられることがございます。非常にやるせない思いを感じる人が多いところでございます。

計画的に整備をされました幹線道路におきましては、歩道など安全施設も十分に整備されているところでございますが、市街地の住宅密集地におきましては、物理的に幅員が広げられない事情があるため、歩道等の安全施設の整備が施されていない道路があるのも事実であります。

一般的な道路に関する施設整備につきましては、毎年、各公民館長を通じまして危険箇所等の要望調査を実施いたしております。緊急性のあるものから整備を要しているところでございます。

また、近年の保育園児等の散歩中のたび重なる事故を受けまして、子供たちが集団で登校する路線の点検を進めるよう、先ほどございましたとおり、国から指示がございまして、本町におきましても、９月に町内の幼稚園、保育園に呼びかけまして、警察署、道路管理者と合同で危険箇所の点検を実施いたしたところでございます。

これを受けまして、対応策の検討を進めてきております。場合によっては、この通学通園のルートの変更とか、交通規制の対象になるものもあるかと思っているところでございます。

いろんな方法を持ちましたにしても、自動車が乗り入れる道路にある限りには、いつ何時、危険がつきまとうとも限らないということを考えておかなければならないと思っております。

したがって、登下校中、道路歩行中での悪ふざけなどにつきましては絶対やめて、十分注意しながら急いで通行するなど、通学時の道路交通上の留意事項ということにつきましても、改めて家庭とか、あるいは教育現場におきましても、十分教えてあげることが大事かと思っております。

町におきましては、学校周辺などの一定の区域につきましては、エリアで規制をかけるゾーン30指定に取り組んでおります。既に盈進小学校周辺につきましては、それを実施しているところでございますが、必要があれば、その他のエリアにつきましても、指定エリア内の地元の賛同が得られますと、警察署とか関係機関に相談、協議をして、進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、交通安全施設等の設置にかかわります要望事項につきましては、緊急性あるいは重要路線など、優先順位の高いポイントから年次的に整備を進めております。

なお、簡易な施設につきましては、道路管理者で行いますけれども、信号機とか交通標識、これについては、県の公安委員会の所管でございますので、基準に沿って進められているところでございます。必要によっては、町のほうからも要望をいたしているところであります。

次に、児童福祉の関係の児童虐待防止の関係について、町内における事例とか、関係機関との連携についてであります。児童虐待につきましては、連日のように、最近におきましては新聞、テレビ等で報道をされております。

昨年3月に東京と目黒区で5歳児が死亡しました事件とか、あるいはことし1月に千葉県野田市の小学校4年生の女子児童が虐待死した事件におきましては、全国的に衝撃を与えたところでございます。

県内におきましては、最近、出水市で8月に発生しました4歳児死亡事件は記憶に新しいところでございます。大変痛ましいことが身近な地域で発生しておりますので、適切な指導・対応、関係機関との連携のあり方等というのが、大変重要になってきていると感じております。

本町における児童虐待と判断する事案でございますが、平成26年度と平成27年度に各1件、28年度におきましては3件、29年度におきましては2件、30年度におきましては3件発生をいたしております。本年度も、11月末現在で児童相談所への通報が1件発生をいたしております。

これらの近年の通報事例を内容的に申し上げますと、一つは内縁の夫からの暴力とか、暴言を警察のほうに通報をされたもの、それから不審な傷を乗員が児童相談所のほうに通報をしたもの、そのほかの子供の面倒での夫婦げんかを子供が警察のほうに通報したものとか、父親が子供へ暴力したことを子供がSNSに掲載をして、匿名者が児童相談所に通報したものなどが挙げられております。

これにつきましては、児童虐待に対する住民の認識というのが、今、全国レベルで浸透をしてくているものと考えております。少しの異変に対しましても、警察への通報あるいは児童相談所へのほうに直接通報されていることが、児童虐待の件数にカウントされていると判断をいたしているところであります。

町といたしましても、人命にかかわるような緊急性の高い事案に至らないように、児童相談所の指導とか協力をいただきながら、さつま警察署と常に連携をいたしております。

DVの被害者の避難とか、あるいは母子生活の支援施設への入所などにつきましても、緊急に対応をいたしているところでございます。

子供が就学をしている場合におきましては、教育委員会及び学校と情報を共有できるように、連携を密に図っております。

また、児童相談所、北薩地域振興局、町の民生委員、児童委員協議会、町教育委員会、警察署などにつきましては、こういった関係機関で構成いたします、さつま町要保護児童対策地域協議会というのがございますので、その中でも町内における事案も検証をしながら、児童虐待防止に向けた通報・連携体制のさらなる協力をお願いをいたしているところであります。

今後におきましても、児童相談所の指導をいただきながら、関係機関との情報を共有するとともに、迅速な対応に最大限努力をしまいる考えでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

柏木幸平議員からの幼稚園や学校の交通安全対策についての御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

各学校では、毎年、警察や交通安全協会の方、それから役場総務課の交通安全指導員を講師として招聘をしまして、交通安全教室を実施しております。その中では、道路の安全な歩行の仕方、横断歩道の渡り方、安全な自転車の乗り方などを実際に体験しながら、具体的に指導しております。

また、学期始めや長期休業中前には、交通ルールをしっかりと守ることや自転車に乗るときはヘルメットを必ず着用することなど、交通安全についてきめ細かに指導するほか、日ごろから帰りの会等で道路の飛び出しや左右確認の不注意などがないように、事故防止について繰り返し指導しております。

授業においては、学級活動の時間などに登下校中の場面などの絵を、黒板サイズの大きな絵ですが、それを使って、この中にどんな危険があるか、どうすればこの危険を回避できるかなどを考えさせる危険予知トレーニング、危険予知トレーニングの頭文字をとってKYTと言っておりますが、このトレーニングにも取り組んでおります。

町の教育委員会でも、児童生徒や地域の実態に応じて、繰り返し交通安全について指導するように、各学校に対して指導しているほか、町の交通安全専門指導員に具体的な指導を依頼したり、町の防災行政無線により、保護者や地域の方々に登下校の時間帯に通学路で見守り活動をしてくださいという依頼をしたりするなど、地域ぐるみの取り組みをお願いしているところであります。

次に、2点目の宮之城中学校のバス通学生徒の安全管理についての御質問についてお答えさせていただきます。

生徒の学校への通学手段につきましては、先ほど議員から御指摘がありましたとおりであります。全校生徒の3分の1強がバス通学をいたしている状況にあります。通学路の内訳につきましては、民間路線バスが4路線、町営の通学優先バス7路線の計11路線を利用しております。御質問の横断歩道は、この通学優先バス7路線に係る屋地仲町停留所付近にある横断歩道であります。

この場所においては、御指摘のとおり、登校時間帯に1回、下校時間帯に2回、ほぼ同じ時刻に生徒の乗降のため、道路の両サイドに車両が停車する時間帯があります。この時間帯は、特に大型車両の通行に影響を及ぼしている状況にあり、また近くに横断歩道があることから、歩行者の横断時においては、追い越し車両等にも十分注意をする必要があると考えています。

御質問にありました、危険なバス停と思われる停留所については、今回の国土交通省の調査対象方針が信号機のない横断歩道の付近にあって、バスの停車時に車体の一部が横断歩道にかかるバス停としておりますので、これに該当するバス停は民間路線バスで1カ所というふうに捉えておりますが、現在のところ、このバス停での生徒の乗降はありません。

なお、信号機のない横断歩道のバス停につきましては、数カ所ありますが、いずれも5メートル以上は離れているという状況であります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○柏木 幸平議員

まず、園と学校の交通安全対策についてから質問いたしますが、これからの交通社会は、高齢のドライバーがますます増えることを考えると、子供を事故から守る新しい視点を取り入れた指導が教育現場にも必要になってくるそうで、近年の事故から痛感するのは、危機回避能力をあわせて教える必要があるそうです。しかも、これは交通安全に限ったことでなく、子供を狙う犯罪から身を守る手段としても重要な力になるそうです。そのために、最近は身をもって危険性を知り、回避できる能力を高められる体験型の交通安全教育を取り入れる学校もあるとのことでした。

さらに、家庭において意識を高めることは子供への影響が大きく、日ごろからの注意喚起を促すことにも結びつくので、最近は交通安全教育に保護者も参加させる学校も出てきているそうです。

このように、社会情勢に合わせた交通安全教育が行われているとのことですが、本町ではこの体験型の交通安全教育や保護者参加の交通安全教育に取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。

○教育長（原園 修二君）

体験型の交通安全教育については、先ほど申し上げたとおり、全ての学校で交通安全教室を実施し、実際の道路などで横断歩道を渡る練習をしたり、校庭に模擬道路をつくって自転車の正しい乗り方等を練習したりしています。

特に、宮之城中学校におきましては、本年度は自転車に乗ったスタントマンが車にはねられるという衝突事故を再現してみせて、交通事故の恐ろしさや危険性を擬似体験させるという活動を実施し、交通ルールの大切さなどについて学習をしました。

また、保護者参加型の交通安全教育については、町内の2つの小学校、柏原小学校、永野小学校ですが、PTAが主催し、親子一緒に自転車の乗り方教室を実施しているほか、学期始めなどに全ての小中学校で、主に登校時にPTAも参加した見守り活動を行っております。

体験型及び保護者参加型の交通安全教育については、効果的であるというふうに考えておりますので、学校の教育課程を工夫したりして取り入れていくように、各学校に指導していきたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

今、本町においても、そういう体験型あるいは保護者の参加をした交通安全教育もやっておられるとのことですが、まだ全校的にはされていないということでもありますので、そこらあたりも、やっぱり児童生徒に身の危険を体験させるためにも、そしてまた、家庭での、そういう交通安全の指導といいますか、保護者と話し合うことでいろんな危険性を身につけるといいますので、そのような対策も全校に向けて対策を行っていただければと思っております。

近年は、自動車事故死者数が減少している一方で、登下校中の子供など、歩行中や自転車に乗用中の事故死者数が増えているそうで、警視庁が平成26年から30年に起きた交通事故を分析したところ、歩行中や自転車乗車中の小学生の死者・重症者は、この6年間で約6,000人になっているそうで、学年別に見ると、最も多いのは1年生で、学年が上がるにつれて減少する傾向にあるそうです。

小学校1年生になると行動範囲が広がり、子供だけの行動が増えるのが事故の要因のようです。同様に、中学校でも自転車通学を始めたばかりの1年生の事故が多く、やはり環境にふなれな時期は、事故に遭う危険性が高い傾向にあるそうです。

以前、私は、当時の教育長に一般質問で、就学前に親子で自宅から学校までの通学路を歩き、防犯も含めて危険箇所のチェックをされるよう、就学前の説明会でされたらどうですかと提言したことがありますが、小学校、中学校では親子での通学路のチェックは実施されているのか、

現状をお伺いいたします。

○教育長（原園 修二君）

各小学校では、1年生入学前や入学当初に親子で通学路を歩いて歩道の歩き方、それから横断歩道の渡り方、左右確認する場所や一旦停止する場所などについて確認をしたり、保護者が指導したりするなどの通学路チェックをしております。

盈進小では、土曜参観時に親子での登校を呼びかけて通学路の安全を確認してもらったり、柏原小学校では、年2回の空き瓶回収時に子供会を中心に通学路点検を行ったりして、そういう実践もされております。

今年度に入り、全国各地で登下校中の児童生徒が被害に遭う事件事故が相次いで発生したことから、町の教育委員会ではことし7月、登下校中の様子や通学路の状況を改めて点検して、今後の指導と関係機関との連携を強化することを目的に、全ての小中学校でアンケート調査を実施いたしました。その際に、親子で通学路の危険箇所等については確認をしているところであります。

この調査結果については、各学校で児童生徒や保護者への指導に生かしたり、各学校が毎年作成しております危険箇所マップというものがありますが、それに反映するように指導しております。

また、関係機関に情報提供するとともに、それぞれが実施している安全対策を講じていただくように要請したり、町が委嘱をしております2名のスクールガードリーダーに重点的に見守りをお願いしたりしております。

先般は、さつま警察署や役場の総務課、それから建設課、校長会、町P連など、関係機関で構成されているさつま町通学路安全推進会議というものを開催して、各学校から出されておりました、対策が必要な箇所等の現地視察、合同点検を実施し、対応について協議したところでもあります。

通学路の安全確認というのは1回やって終わりということではなくて、機会を捉えて実施して、その都度その都度、改善をして指導に生かしていくということが大事だと思っていますので、そのようなふうに取り組んでいきたいというように考えております。

○柏木 幸平議員

通学路のチェックは親子で実施されているということで、安心をいたしました。

次に、保育中に園児が巻き込まれて死傷する事故が相次いでいるということで、国交省は未就学児が巻き込まれている交通事故を防ぐため、防護柵設置や車のスピード抑制対策などに取り組む自治体への財政支援を強化するとの報道がありました。

また、厚労省と内閣府は保育園などが実施する園外活動の安全を確保するために、キッズゾーンの設定推進について、都道府県などに通知をしたとの新聞記事を見ましたが、そのキッズゾーンを設置すると、見守り活動を行う保育支援者、キッズガードの配置や路面の塗装による注意喚起など、具体的な交通安全対策を実施できるようであります。

町内の幼稚園や保育園で行われている散歩や交通教室などの園外活動、また学校で行われている徒歩での一日遠足や校外学習、持久走大会など、集団で移動する校外活動があると思います。たまにこう、まちで見かけたりはしているんですが、引率されている保育士や先生方を見たりしますが、安全管理に大変な心配や御苦労があろうかと思っております。

そこで、園外活動や校外活動の集団活動の安全管理については、どのようにされているのかお伺いをいたします。

○教育長（原園 修二君）

各学校では、園外活動、校外活動などの際には、学級担任だけでなく、管理職や学級担任以

外の職員、それから支援員など、できるだけ引率者を多くして安全管理に努めているところであります。

特に、横断歩道を渡るときなどは、職員が先回りして歩道に立って、子供たちをこう導くというような、完全に渡り切るまでの確認というのを行うようにしております。

また、校外学習の活動場所や移動経路等については事前に、実際に歩いたり行ったりして危険箇所や注意点、そういったところを出かける前の指導というものをしっかりしているところです。移動中も常に注意喚起を行っているところでもあります。

県内の学校を見ますと、学校応援団とか、PTAに校外学習時の見守り活動を依頼する例もあるようです。本町においても、PTAに協力を依頼しているなどの工夫がなされておりますが、集団移動の際の安全管理、引率者の負担軽減などについても、さらに有効な方法がないか、いろんなところの先行実践、そういったもの等も参考にしながら研究してまいりたいというふうに思っています。

今後も事故防止に努め、子供たちが安心して活動できるように十分に注意を払うよう、学校、職員、園に対して指導してまいりたいというふうに思います。

○柏木 幸平議員

当町では、2005年2月21日に県下一周駅伝の応援帰りの中学生の列に車が突っ込み、1人が亡くなり、15人がけがをする痛ましい事故が発生しております。あの苦しみは二度とあってはいけないと常々思っております。園外活動や校外活動中の交通事故を防ぐために、見守り活動の支援者といえますか、そういうのを移動中に派遣をする、派遣च्छゅうか、そういう考えがないのか、お伺いをいたします。

○教育長（原園 修二君）

校外学習等に移動する際の、それに対しての安全委員の派遣ということではありますが、今現在のところでは、学校の中で工夫されているPTAに依頼をしたりとか、支援員や、そういったところの依頼ですので、まだ具体的にそこまでということについては、今のところ、具体的に検討しているという段階ではありませんが、議員が言われたとおり、安全管理に関しましては、いろんな方法で、いろんな、各機関といえますか、そういったところの連携というのが必要だと思いますので、十分また研究してまいりたいというふうに思います。

○柏木 幸平議員

やはり団体行動の場合は、先ほどから言っておりますとおり、いろんな高齢者のドライバーが多くなったことや危険が増していると思いますので、今後についても、やはり、そういう、協力体制を得て安全管理に努めていただけたらと思います。要請をしておきます。

次に、宮之城中学校のバス通学生徒の安全管理についてですが、先ほどの説明では、危険なバス停と思われるバス停での生徒の利用はないとのことですが、屋地仲町バス停は、国交省の危険なバス停には、その対象にはならないかもしれませんが、交通量や交差点あるいは横断歩道があることを考えると、通行車両によるバス停への追突か接触あるいは集団で待っている生徒たちへの、暴走車などが突っ込むというような、そういう危険性のあるバス停と思われるわけです。

そういう中で、現在のこの場所になった経緯ですね、そういうのが、財源の問題だったのか、場所の選定などで一気に解決できなかったから、あそこにされたと思うわけですが、やはり生徒数が多いバス停の発着所については、もっと安全な場所に移すべきだと思っております。別な場所に、バス通学専用の簡易な待合室がある停留所をつくるとか、既存の屋地学習館や宮之城保健センターなどの施設を利用したりして、そういう待合所の安全なところの設置も必要じゃなかったかと思うんですけど、そのような検討はされなかったのか、お伺いをいたします。

○教育長（原園 修二君）

先ほど申し上げましたが、この11路線による通学バス手段を決定する段階においては、町内における3社の民間路線バスが運行されている中で、それらを活用しながら、いかに効率的・有効的に利用できるかということを念頭に置いて、関係機関や学校関係者とも協議し、十分検討を重ねて進めてきたという経緯があるというふうに認識しております。

議員から御指摘のあります、今、具体的にお話のありました、屋地学習館、宮之城保健センターなどの利用につきましても、当然、議論になって検討がなされておりますが、複数の車両が停車するための一定の敷地面積が必要なことや国道328号線から宮之中学校へ通じる道路はいずれも道路幅員が狭いということなどがあって、バスの出入りが非常に困難であるということ、さらには、通行車両も多い中学校近辺における朝夕の事故、交通渋滞、そういったものを誘発することも予想されたことから、学校周辺における適所の選定は難しかったところであります。

○柏木 幸平議員

民間バスだったら、どこでもというわけにはいかないかもしれませんが、町営のこのバスについては、宮之城屋地の秋葉公園の横のグラウンドとか、広い場所もあるわけですが、それと、やはり商店街の民間バスのバス停利用も考えると、商店街の空き地の適地を見つける必要があるのかなという思いもあります。

学校周辺の空き地の利用が、道路幅が狭いとか、先ほど言われたわけですけど、そういう場合はバスの一方通行にするとか、あるいは町のほうで拡幅をしていただくとか、やはり、そのような対策も必要かと思いますので、バスの選定については今後も協議されるよう要請しておきます。

あと考えられるのは下校時のコース別にバスの分散をするとか、それからコース別に場所を分散する、そういう方法もあるかと思うんですが、そのような考え方はないのか、お伺いをいたします。

○教育長（原園 修二君）

宮之中学校の下校時に対する帰りの現状というものを私どもこう見ておりまして、ある程度把握をしているところでありますが、特に、下校時間帯の車両が道路の両サイドに一斉に停車すると、で、間が非常に狭くなって、そこところが非常に難しいというところで、対策が必要であるということは、もう課内でも、教育委員会の中でも議論をして話題にしているところであります。

対策としては、議員御指摘のとおりで、停留所の場所をずらすとか、コース別にずらして設置をするとか、発車時刻を少しずらしていく、今、同時時間帯に3台来ておりますので、その時間帯を少しずらすとか、そういった方法などが考えられますが、いずれにしましても、学校、保護者、関係機関との協議が必要となってまいりますので、一定の期間を要するものだというふうに考えております。解決の方法については、知恵を絞ってといいますか、いろんなところからの御意見をいただきながら、解決していければいいなというふうに考えているところであります。

○柏木 幸平議員

協議にはちょっと時間がかかるということではありますが、先ほどから言っておりますように、危険を伴うバス停でもありますので、そしてまた、一般車両にも迷惑をかけている状況でもありますので、早急の対応を要請いたしておきます。

このような場所で、多忙な管理職2人が生徒の乗車の安全管理をされているのを見ましたが、校長が出張の場合は教頭が1人で対応とのこと。教員の働き方改革が今問われている中で、こうしてさらに業務が増えている感じがいたします。事故が起きない前に、また適地が見つかるまで、当分はこの交通整理をしたり、乗降の安全管理をしたりする補助的な人が必要かと思えます。

が、学校だけに生徒のバス通学の安全管理を任すのはどうかと思っております。これに対しては今後の対処が必要だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

議員から御指摘がありましたとおりでありまして、下校時間帯に校長と教頭が、子供たちがバスに乗車していくのを見送るということをずっと続けていらっしゃるところであります。安全指導も行われておりまして大変感謝しておりますし、また心苦しくも感じているところであります。

その中で、生徒に対する安全対策ということに関しましては、学校で交通安全に関する注意喚起はもちろんのことなんですが、バスを利用する生徒は、道路を横断する場合は、屋地仲町の横断歩道ではなくて、押しボタン式の信号機が設置されている、少し離れていますが、本町側の横断歩道を利用するように指導がなされておりまして、このことは生徒も大変よく、きちんと守っておりますので、車が来る中で、手を挙げて信号のないところで、ぱっとこう渡ると、そういう事実は今のところはないと思います。子供たち、非常に守ってくれておりますので、ありがたいことだなと思っておりますが、ですから、バス停付近の横断歩道は利用していないという状況であります。

ただ、生徒以外の子供や一般の方も利用されている横断歩道ですので、安全管理につきまして、やはりおっしゃったとおり、校長、教頭の自発的な、そういった周りに頼るというのではなくて、現状を踏まえながら、保護者やP T A並びに地域等の協力依頼など、これも検討していかなければならないというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

この件に関しては、教育委員会だけの問題なのか、町長とされてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

中学校が統合になって、ちょうど登下校中の時間帯は非常に人数があふれておるし、また時間帯によっては、非常に交通量も多いというところでありますので、とにかく安全を期するという意味からは、今、校長、教頭の両先生方が管理職という立場で、責任を感じながら、そういう対応をしていただく、これは非常にありがたいことだと思っておりますが、やはり、今、教育長からありましたとおり、地域の皆さん、あるいはP T Aの皆さんとか、いろんな話し合いをされて協力ができる方については、お互いにそういう体制ができるような話し合いは、やっぱりやっていく必要があるかなと思っておりますのでございます。

町としましても、とにかく事故がないように、安全を期していくための努力はしてまいりたいと思っております。

○柏木 幸平議員

やはり、私たちも通っていつもこう危険を感じるわけですから、そのような一般車両通行にも迷惑がかかっている。そしてまた、第一に生徒の命にかかわるような危険な場所でもあると思いますので、改善方法をぜひ早急に行ってほしいと思います。

次に、児童虐待防止についての質問をいたします。続けます。

児童虐待には、身体的虐待、新聞報道からの情報ですが、それが25.2%、心理的虐待が55.3%、養育放棄（ネグレクト）が18.4%と性的虐待1.1%の4種類に大きく分けられ、このうちの複数が入り混じって子供たちの心を、子供たちの心身を傷つけているそうです。

今年1月、千葉県の子供4年生の虐待事件では、虐待対応の基本がなされていなかったとのことで、何としても守るべきだったし、救える命だったと、千葉県の検証委員会は公表しておりますが、やはり早い段階から関係機関との連携と情報の共有が大事だったところだと思います。

さつま町においても、迅速な対応に最大限努めるということではありますが、不安に思ったのは、出水市の事件で行政間の連絡がうまくいっていなかったということでもあります。

例えば、虐待歴を持つ対象者が転入したり転出したりしたとき、子ども支援課に情報が入ってくるのかということです。さつま町では、転入転出の手続は町民課ですが、そのような町民課との、まあ、難しいかもしれませんが、そのような情報を得られるつちゅうのが難しいかは判りませんが、そのような庁舎内での連携も必要かと思っておりますが、情報の共有についてはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

まず、虐待の情報につきましては、児相から子ども支援課に連絡が来ます。虐待対応につきましては、住所移転を伴わない場合が多いことから、町民環境課と必ずしも共有しているわけではないです。

緊急を要する事案は住民異動に関係なく、一時避難されたり、あるいは施設へ入所させたりする場合がありますので、警察署や児相との緊急対応が優先しているところでございます。

避難分離が必要な場合などに被害者から相談があったときは、子ども支援課から町民環境課に情報をつなぐ場合があります。虐待認定された世帯ごとの転入転出の事例は特にありませんが、市町村間の情報連携に24時間対応できるようにしておりまして、警察署と合同対応できるようにしているところでございます。

○柏木 幸平議員

時間もなくなりましたので、私が用意している質問について進みたいと思います。

県の児童相談所への虐待の通告や相談件数、また虐待認定件数は増加傾向にあるそうで、虐待などの相談や調査、児童の一時保護、保護者の指導に当たる専門職の児童福祉士を体制強化するため、10月から県内の3児童所に児童福祉士を5人増員するとのことですが。

出水市では、再発防止策として虐待などの相談窓口を一本化した安心サポートセンターを設置しております。

また、薩摩川内市では虐待の対応が問われたことなどを受け、来年度から市民福祉部に部長級の、仮称ですが、医療福祉対策監を置く案が報告されたと新聞掲載がありました。

同市では、福祉部門の窓口を一本化しており、国も総合的な課題を抱える家族を丸ごと受けとめ、支援していく自治体の取り組みを後押ししているようで、厚労省は2016年、こうした体制づくりのモデル事業を初め、補助金の交付などで支援しているそうです。さつま町においても、児童虐待に関する事案が今年も1件発生しているとのことですが、このような一本化した窓口は必要ないのか、また現在の対応はどのように、そういう、窓口体制になっているのか、お伺いいたします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

本町には身近に警察署がありますので、まずは情報を確実に共有することに努めております。

また、町の職員の対応につきましても、2人体制を原則にしておりますが、本町には子育て専門相談員を子ども支援課設置と同時に配置しております。児童虐待のみならず、日ごろの母子保健等に相談対応いただいておりますので、今日のような本町の通報件数の実態の中では、当面は専門相談員を継続的にお願いしていきたいと思っております。

また、子ども支援課は昨年4月、課全体を子育て世代包括支援センターに位置づけました。これは、国が全国展開を目指して、母子保健法を一部改正したのですが、母子保健施策を通じた虐待予防が狙いであります。母子保健分野と児童福祉分野が一つになったことで、体制が強化できましたので、子育てのストレス等が軽減できるよう、相談支援をさらに充実させてまいりたい

と考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

相談支援の充実を図っていくということですが、やはり件数は、少なくとも、やっぱり油断をせずに、子どもの命を守るために尽力をしていただければと思っておりますが。

また最近、話はまたちょっと変わってくるわけですけど、来年4月から施行される改正児童虐待防止法で、親による体罰禁止が定められたことを受け、厚生労働省の有識者検討会は、指針素案の中で体罰の定義や具体例を示しましたが、保護者の理解や判断、それから虐待防止について、どうつなげるかは行政だけでなく、児童生徒の保護者ということで、教育委員会にも関係してくると思いますが、そのような今後の改正児童虐待防止法、これによる今後の取り組みはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○教育長（原園 修二君）

児童生徒に関する事案の発生ということに関しまして、先ほども町長から説明がありましたが、先ほどおっしゃったように、発生件数ではなくて、発生件数が少ないと言いながらも認定件数が増加傾向にあるというようなことも全国的にありますので、教育委員会としましては、大変憂慮しているところであります。

御指摘ありました、先ほどの虐待防止法の改正ということで、親の体罰の禁止と、それから関係機関の連携、責務等が一層強化することが盛り込まれていますが、この中で、学校や教職員には、特に早期発見の努力義務が課せられております。

それと、発見した際は通告をしなければならないと、通告の義務を課せられております。これを受けまして、教育委員会としましては各学校に対しましては文科省や、そういったところが虐待の指導の手引とか、そういったものをたくさん、たくさんではないんですが、つくって学校に配布しましたので、そういったものを使って研修の強化、研修の充実、まずは教職員がしっかり勉強するということです。

それから、あと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置していただいておりますので、それと学校との緊密な連携と情報交換、それから子ども支援課や児童相談所、警察、関係機関との連携をまた密にするということ、それから体罰の禁止が、先ほど指摘ありましたけれども、こういった児童虐待防止法の改正された内容についてのパンフレットも出ておりますし、そういったもの等を使いまして、各学校や家庭にも配布しております。そういったことについて、広報や啓発活動の充実について、指導助言に努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

虐待防止対策の抜本的強化の中で、相談窓口の周知徹底としまして、電話番号の189番（イチハヤク）の周知と無料化及び児童虐待全般につきまして、12月の5日に開催されました民生委員、児童委員の研修会の中でも説明申し上げました。今後も周知を図ってまいりたいと考えております。

また、国は地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進を掲げておりまして、児童虐待防止対策体制総合強化プランに、令和4年度までに、全市町村に支援拠点を設置する目標を定めました。これは、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、専門的な相談対応や必要な調査訪問等による継続的な児童福祉分野の支援拠点を示すものです。

この児童福祉分野の支援拠点と母子保健分野の子育て世代包括支援センターの一体的な支援が求められているものです。本町はいち早く、児童福祉と母子保健を統合しました子ども支援課を設置しておりますので、さらに充実した体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（平八重光輝議員）

柏木議員に申し上げます。残り時間が3分となりましたので、時間内に終わるようにお願いします。

○柏木 幸平議員

了解いたしました。もう、そしたら最後の締めに入ります。

児童虐待の発見は、社会全体で目を光らせ、監視するほかないと思われまますので、関係機関との連携で、子供たちが虐待に遭わない監視体制の強化を図り、子育て日本一を目指す我がまちから子供の犠牲者が出ないように、引き続き気を引き締め、対策を講じてほしいと願うばかりでございます。このことを要請いたしまして、私の全質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開はおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

○田野 光彦議員

さきに事前通告しましたように、コミュニティ・スクールの位置づけ、2つ目は、街路樹等の維持管理の2点について伺います。

まず、コミュニティ・スクールは、学校運営協議会制度を導入した学校とされておりますが、その中身は、地域とともにある学校づくりであると理解しております。

本町では、山崎小学校と佐志小学校にコミュニティ・スクールを導入しておりますが、本町での導入した際のコンセプトは何だったのか、またこの2校のコミュニティ・スクールを導入している小学校と統廃合によって申請した柏原、盈進小学校や導入していないほかの学校、流水、鶴田、中津川、求名、永野の各小学校と宮之城中学校との差異、違いですね、を現状でどのように捉えているか伺います。

次に、平成27年の国の再生実行会議では、4年前ですが、学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育を提言しております。これに関して、私は地方創生のためにもコミュニティ・スクールは必要であり、また中1ギャップ等の生徒のトラブルを防止するためにも小中一貫教育、あるいは施設統合型の義務教育が必要であると考えます。

しかし、本町では、中学校が既に宮之城中学校1校のみとなっており、今となっては施設統合型としての義務教育学校の設定は不可能であり、小中連携を図るためには、施設分離型の小中一貫教育の形態をとるしかありません。これについて、小中連携のあり方をどのように考えているか伺います。

次に、街路樹等の維持管理についてであります。

本町は、国道3本が通り、町外から人や車の往来も多いですが、街路樹等に植栽されているツツジの木あるいは桜、サルスベリ等は周りに雑草が生えて、手入れがされていない状態です。

どこがどのように管理しているのか、まず伺います。

第1回の質問とさせていただきます。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

町長より先に答弁する失礼を御容赦ください。

田野光彦議員から本町におけるコミュニティ・スクールの位置づけに対する御質問について、お答えをさせていただきます。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるための仕組みで、学校運営協議会制度というふうに言われております。

学校運営協議会は3つの役割がありまして、1つは、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、2つ目として、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる、3つ目としまして、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる、この3つの役割があります。これによって、保護者や地域の皆さんが学校運営に参画をし、学校と目標やビジョンを共有して、これまで以上に子供たちの健全育成、学校運営の改善を図るものです。

本町のコミュニティ・スクールは、山崎小学校と佐志小学校に平成29年度の1年間の施行期間を経て、昨年度、平成30年度に導入いたしました。これにあわせて、さつま町教育委員会は、鹿児島県小中一貫教育及びコミュニティ・スクール連絡協議会という組織に加盟をしまして、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールについての情報交換会、連絡会等に参加をして、実践研究をしているところであります。

コミュニティ・スクールは、平成29年4月に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、設置が努力義務化されたことを受けて、徐々にほかの8小学校に導入していく計画であり、来年度は盈進小学校、柏原小学校、宮之城中学校の3校にコミュニティ・スクールを導入していく計画であります。

本町の学校は、これまでもそれぞれの地域と密接に連携をしております。学校は地域の大きな支援を受けて運営されていますが、コミュニティ・スクールを導入した山崎小学校、佐志小学校からは、学校と地域が情報をこれまで以上に共有するようになったとか、協議会にかかわる各機関との連携が強化されて、教育活動の一層の充実につながっているなどの報告を受けているところであります。

コミュニティ・スクールの導入により、地域とともにある学校づくりがさらに進んでいくものと期待しているところでございます。

次に、中1ギャップのトラブルを防止するための対策ということでお答えさせていただきます。

児童の小学校から中学校の進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階でうまく適応できずに、生徒指導上の諸問題につながっていく、いわゆる中1ギャップが指摘をされております。このような中において、中1ギャップ等の解消のために、小学校から中学校への接続を円滑にする必要があるということから、近年、全国的に小中連携や小中一貫教育の取り組みが進められています。

本町におきましては、先ほど述べました、県の小中一貫教育及びコミュニティ・スクール連絡協議会の参加のほかに、もう10年以上になりますが、薩摩中央高校も加えて小中高連携の実践をしております。児童生徒の学力向上、それから諸課題の解決に向けた取り組みを推進している

ところでは。

特に、学力面におきましては、年3回、小中高連携研究会を実施して、小中高の学びがスムーズに展開されることを目指して、学習指導の改善に取り組んでおります。本年度は、来年度から小学校で英語が完全実施されることをにらみながら、1学期は鶴田小学校、2学期は薩摩中央高校で研究会を行い、研究協議を深めたところです。3学期には宮之城中学校において、やはり英語をテーマとした研究会を実施する予定であります。

また、生活指導面におきましても、小中高の先生方による生活指導連絡協議会を年3回実施しまして、情報の共有化を図るために、中学校に入学してから学校生活に戸惑うことのないよう、共通実践事項を設定して各学校で共通実践しているところでもあります。

一方、不登校、いじめの対応、こういったことも大きな課題になってまいります。不登校につきましては、全国的に小学校から中学校に進学した際に増加する傾向があるというふうに言われておりますが、本町におきましては、少しずつではありますが、減少傾向にあるというふうに言えます。また、いじめにつきましても、一つでも多くのいじめを認知し、解消を図るということを目指して取り組んでいることから、小さなところまで調査して、認知件数そのものは増えておりますが、それぞれに解決が図られており、重大な事案には至ってないと認識しているところであります。

いずれにしても、今年度より宮之城中学校にふれあい教室というものを設置していただきまして、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、教育相談員が常駐をして、学校の先生方と連携をしながら、積極的に対応していただいているということが、小中学校のスムーズな連携に寄与しているのではないかなというふうに思っています。

今後とも、9つの小学校から中学校1校へ進学する子供たちが、中学校での学習や生活にスムーズになじんでいくように、教育委員会としても注意を払ってまいりたいというふうに思っております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

続きに、街路樹等の維持管理についての御質問でございます。

最初に、町内の国道・県道の街路樹につきましては、鹿児島県の北薩地域振興局のほうで維持管理に努めてもらっているところであります。また、町道については、もう御案内のとおり、町において維持管理を行っております。

町内のこの3本の国道を含みます県管理道路の街路樹等の維持管理につきましては、以前は直管理の作業をされていたところでございますけれども、現在は県が管理委託を前年度末において民間業者に発注をし、民間業者によりまして、年間管理が行われているということでございます。

伐採とか除草につきましては、草木の繁茂状況を調査されまして、市街地や通学路、見通しの悪い区間等の路線特性、及び作業時期等を総合的に勘案されまして、緊急性を判断しながら順次作業が実施されているとのことでございます。

また、このほかに、地域においてはボランティア組織を組織されているところもありますが、そういった方々等の御協力もいただいて、除草とかごみ拾いなどの実施をされているところでもございます。

こういった活動に対しましては、県のほうから燃料代とか若干の物資の支給もあるようでございます。

県とされましては限られた予算の中で、張りコンクリートによります除草面積の縮小とか、あ

るいは一部区間の除草剤の散布への切りかえ等工夫をしながら、この対策はされているところでございますけども、何しろ本町内にあります国道が80.2キロメートル、県道が81.4キロメートルと非常に延長が長いこともありますし、それなりにまた経費もかさむというようなことで、管理が十分行き届いていないという箇所も多くみられております。このことにつきましても、伐採も含めてでございますが、町からも要望等をたびたび行っております。作業がなかなか追いつかない現状ではないかと思っていますところでございます。

しかしながら、観光の面からいたしましても、地域にとってもなくてはならない必要不可欠な道路でございますので、ふるさとの道サポート推進事業、こういったことの事業を地元でも受け入れていただいて、地元のボランティアとか、そういう形でもまた作業もしていただければ、大変ありがたいことだと思っていますところでございます。引き続き、この整備については、町からも要望をいたしてまいる所存でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○田野 光彦議員

教育長から答弁いただきまして、導入する計画があると、ほかの小学校、中学校もですね。さつま町を加えて小中連携を行っていた時期もあったということですね。

コミュニティ・スクールに関する法改正、先ほども教育長からありましたように、平成29年4月、この改正で教育委員会に学校運営協議会の設置努力義務というのが課されているようです。

私が調べた資料によると、最初にコミュニティ・スクールができたのは、東京三鷹市にある西三鷹学園、これは今から13年前の平成18年4月に開園しております。ここでは、施設統合型、今の義務教育学校みたいな形ではなくて、既存の小学校、中学校の施設を利用して、施設の分離型の小中学校の一貫教育をしております。

この議員研修誌の地方議会人というのがございますけれども、これをちょっと読んでみると、特集の中で、信州大学の山沢教授は、「子供はどの段階にあっても集団の中での学びが大切であって、できる限り地域に学校を残すことが重要である」と、こういうふうに述べております。

また、長野大学の久保教授は、「学校統合を進めれば、その地域から子供が消え、地域の持続可能性は衰退する」と、こういうふうに、ほかにも何人かこの中でいろいろありますけれども、対象は異なりますけれども、同じような見解というのか、ちょっと対象は違いますけれども、11月7日の南日本新聞のトップ記事で、平成の大合併で合併した小さな旧町村は、合併しなかった自治体より人口の減少率が高いと報道されております。ちょっと、私、ここにコピーがありますけど、この新聞ですね、この新聞記事です。

本町では、統廃合後の学校の跡地利用を考えることなく、あとから跡地を考えるという形ですね。統廃合が優先されてきた感を私は拭えないんですけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。伺いたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

学校が再編されたりして、学校数が地域から少なくなってくることによって、地域の活性化というものが非常に停滞するということについての議論というものは、本町の再編の準備段階の中でも、十分議論されていることであるというふうに思います。

どちらのほうをより強力に推し進めていくかということの判断がなされたというふうに感じております。本町の場合では、今のような形を選択されているわけです。

平成18年にコミュニティの最初があったという話がありましたが、これはコミュニティ・スクールをつくって一体化していくということも大事なんですが、一番、今、根っこにあったものは、特に都市部の学校では、学校と地域とのきずなというものはどんどん薄れていっている。

例えば、鹿児島市内でもそういう傾向がありますが、校区にある小学校の校長先生の顔を知らないというような実態などがあるわけですね。非常にこう薄くなってきている。どうしても、学校と地域とのきずなを強くしないといけないということで、生まれてきているというふうに認識をしております。

そういうことで、小学校と中学校を一体化して学校を運営しているというようなことなどがなされているわけですが、本町の場合などを聞きますと、もう既に地域と非常に密接に連携して学校は地域から非常に、絶大な支援といたしますか、応援を受けながら運営されている。そういう点では、余りきずなが薄くなっていくと、そういったことについては、余り心配はしていないところ です。

コミュニティ・スクールの成果というのは出ていくというふうに思っておりますが、本町の場合は、中学校は1校になりまして、小学校は9校であります。コミュニティ・スクールをすると、大概の場合は1中と1小学校ですね、これぐらい非常に限られたエリアの中でやっている。コミュニティ・スクールは、当然のことながら、教員同士が小学校、中学校の免許を両方とも有していて、授業の乗り入れをしたり、6・3制ということじゃなくて、5・4制ぐらいの感じで教育課程を変えたりしていきます。

この場合は、現在、中学校は1校ですので、小中の連携で一貫教育をやるというと1対9という中でやっていくと、これは非常に物理的に難しいところが出てくると思うんですね。ただ、その一貫教育の考え方というものに関しては、非常に大事な部分でありますので、それを現在の枠組みのこういう中で、どういうふうに取り入れることができるかということの研究をしていきたいということで、先ほど申しました、一貫教育、コミュニティ連絡協議会、まだ鹿児島県内で10市町しか加盟しておりませんが、今から増えてくると思います。これ、今、研究をしているところ です。

ですから、一貫教育ということも、その重要性も十分認識しながらも、現在、進めている小中の連携、もう10年以上、まだ今も続いております。これを続けていくつもりでおりますので、これはこれで、その連携をしっかりと図りながら、広域における連携といたしますか、さつま町全体の教育の振興ということを考えながら、その連携ということを中心に考えていきたい。その中で、その一貫教育というものが、どういうような、今の学校の中で取り入れることができるかということは、十分研究してまいりたいというふうに思います。

設置の努力義務、こっちのほうにコミュニティ・スクールを導入していくんだというのは、議員がおっしゃったとおり、18年、その時点からもうなっております、そういったふうな流れというものはできておりました。ただ、今回、きちんとつくらないといけないことになりましたので、今、来年度、3校ですけれど、それに準じて進めていきたいと思 います。

本町なりの、このエリアなりの一貫教育というものを考えていけばいいのではないかなというふうに考えております。

○田野 光彦議員

教育長が言われるのは大体判りますけれども、小中連携といった場合に、本来はお互いの交流もあるだろうし、カリキュラムの編成というのか、小学校と中学校のカリキュラム自体は、学習指導要領で決められているんでしょうけれども、それを小学校の、例えば、5・6年生と中学校1年生とのカリキュラムの連動した連携とか、あるいは中学校2年と3年が、今度は高校に行く場合の準備だとか、小学校の1・2年、3年だったら、それなりの幼稚園からの連携だとか、そういったものがカリキュラムとして連携されているわけではないと思うんですよね、今の段階では。交流みたいな形で、それを連携と言っているのか。

先ほど私が言った、平成18年ごろからというのは、もうカリキュラム自体を連携していると、そういう形を想定して質問したわけです。

○教育長（原園 修二君）

今おっしゃった、いわゆる小中一貫の学校運営のあり方ということになると思うんですが、先ほど申しましたが、この6・3制、小学校6年、中学校3年を例えば5・4というふうな区分けをしたりして教育計画を組んでいくと、そういったものが、いわゆる一貫教育の一番のメイン、柱になってくるところだろうと思うんですね。

本町の場合でいいますと、例えば、英語でも何でもいいですけど、例えば、1中学校と1小学校だけがこの連携というわけにまいませんので、やはりこの1中学校と全部の小学校を組んでいくということになりますと、全ての9小学校と1中学校が全ての教育課程を共有して、そういった、いわゆる特別な教育課程を編成してということになってくると思います。

それは、現在の段階ではまだ非常にその段階までは至っていないというところであります。ですから、先ほど申し上げましたけども、一貫教育の連携の研究会に入っていて、いろんなところでその実態に、本町と同じように、非常に広域でやっているところもありますので、ただ、まだ教育課程の編成というところまでは行っておりませんので、どのようなやり方が一番望ましいか、結局、ここの子供たちにとって、どういう教育が一番望ましいかという観点でつくっていくわけですので、そういったところは十分に研究して、もし効果的であるというものだったら、非常に早目に導入したりと、そういうようなことは柔軟に考えていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、小中連携とこの一貫といいますと、小中一貫教育で考えているのが今一歩進んでいる、推し進めるような形のものになっております。ただ、現状の段階で、今、再編をした段階で、まだそこまでなかなか機運が盛り上がっていない、十分研究の段階であるというふうに捉えております。

○田野 光彦議員

連携としたら、宮之城中学校は1つしかないわけですから、各地に小学校が、あるいは統合されたりするかもしれませんが、そういった小学校数校と宮之城中学校とのカリキュラムの連携だとか、そういったものをやはり今後、教育長も言われましたように、十分研究してスムーズに学校教育が、義務教育が行われるようにしていただきたいのと、本来であれば、もう少し中学校が残っていて、各地に今の支所単位みたいに中学校と小学校、鶴田の小学校と中学校、そして宮之城の小学校と盈進と中学校と、こういうふうにやって、さらに高校が2校ぐらいあれば望ましかったのかなというふうに、私は思いはありますけれど、これはもう既に決まっているようですので、今後は、そういったような分離型の小学校と中学校のカリキュラムの連携だとか、そこで十分な教育が行われるように、要請したいと思います。

○教育長（原園 修二君）

今、御指摘いただいたとおりですが、今、こういう、もう再編は進んできておりますので、今の枠組みの中で発展的に考えていくということが一番望ましいかと、現状の中を、どういうふうにさつま町の子供たちが歩んでいけばいいかということを考えていくのがもう、そのところはぶれないようにしながら、進めてまいりたいというふうに思います。

○田野 光彦議員

次に、2番目の街路樹等の件ですが、引き続き質問したいと思います。

町をきれいにすることというのは、誰も異存はないと思います。さつま町もそれなりに努力はされているということで理解しております。

国道504号、それから267号、328号ですか、これは国道の問題であるから、町長も言われましたように、北薩地域振興局なんかには働きかけているんだと、あるいは清掃作業は民間業者に委託したり、あるいはボランティア、そういったところの組織で行っていると。ただ、さつま町自体が非常に広いと、確かに広いですね、ほかの町村から比べると。そういったところで大変なんですけれども、私は1カ月ぐらい前に車を運転して、鶴田小の近くの道路に看板が立っておりまして、「美しいまちづくり さつま町」という看板を見つけました。看板の付近には雑草が生えていて、看板がむなしく思えたわけですが、同じような体験をされた町民は多いのではないのかなという気がしました。

町の環境については、昨年の9月議会で、私が空き地の雑草対策について伺っております。そのときの答弁は、土地の所有者に対し個別に指導していると、火災の危険がある枯れ草等は火災予防の条例に照らし、個別指導と広報等による啓発を行っていくというものでした。

また、本年9月の議会で、朝倉議員が町道の維持管理は十分かということで伺っております。このときは、民間に委託している、年2回、先ほど町長が答えられた、答弁されたとおりなんですけど、できるだけ対応したいということでした。それもそれなりに実践されているだろうと思います。

ただ、現状を見ると、個別指導と広報等による啓発ということを昨年、言われたんですけれども、十分じゃないんじゃないのかなという気がします。放送なんかで、そういったのを聞いたことは余り、寝ていたので聞かなかったのか判りませんが、聞いておりません。

また、昨日の森山議員の外国人の農家民泊の質問、あるいは舟倉議員の観光振興による交流人口の質問もございましたけれども、まさに「美しいまちづくり さつま町」、看板どおりのですね、にしなければ、さつま町へのインバウンドは敬遠され、交流人口も増えないんじゃないのかなと、そんな気がしております。

この夏と秋に、ちょっと宮崎に行く機会がありまして、国道の268号線を通ったんですけれども、沿線の小林市内に入ると非常にきれいに整備されていたわけですね。宮崎市内に入ると、逆に、沿道の土も草ぼうぼうで枯れている木もありました。夏の時期と秋の時期に行ったんですけれども、以前は、私、宮崎にいたんですけれども、宮崎にいるときは非常にきれいになっておりました。きれいだったわけですね。市長がかわるとこんなに変わるのかなという思いはしましたけれども、小林市の担当者に電話してみましたら、国道・県道はそれぞれのところで管理・整備されていると、ただ、予算の関係で回数は減っているんだと、それについては、県に働きかけているということでした。

また、市道等については、小林市で行っていると、今後、さつま町での取り組み、先ほど町長も北薩地域振興局のことも挙げられましたけども、今後のやはり美しく、町並みを美しくするということは非常に大切なことだと思いますので、町長の見解をもう一回、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

さつま町は古来より交通の要衝ということで、国道も3本走っております、非常に往来もいいわけであります。観光客の方も入り込みとか、あるいはこのさつま町からまた出て行く場合も非常に利便性の高い町だと思っております。

おっしゃるとおり、美しい町をつくり上げるということは、沿線の道路の美しさというのはすぐ目につくわけでありますので、観光客のイメージとしては、やはりしっかりと除草とか、あるいは沿道に支障のあるような木の伐採とか、する必要があるかと思っております。

私も328号の道路をいつも使って往来しておりますけども、県のほうにこれでも国道ですか

と言って、直接要望に行って、何とかしないともう歩道も草が生い茂って、車椅子も通れんですよと苦情も申し上げたことはありますけども、今、県のほうに聞いてみますと、お盆前とか、あるいは正月前にぴしゃっとやってもらったんですけど、今聞いてみますと年に1回ということなんでしょうね。

それで、時には、この前行ったときも、全く1年1回もしないところもあるんですよという言い方で、何ということかなっちゃう感じを思っておりましたけど、非常に、そういう、特に草払いというのは年にやっぱり6回は最低しないと、もうすぐ生えてくるわけですから、まあ、冬はそんなにそんなことはないんですけども、やはり不十分なところがあるというのは、私も実感として受けておりますので、この辺は予算の都合は確かにあるかと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、町内でもかなり延長も長いし、まだ不十分なところがあるかなと思って、これを少なくとも盆、正月前とか、そういうところは徹底してやっぱり払ってもらうということが大事かと思っておりますし、もっと夏場は増やしてもいいのかなと思っております。

県のほうも、観光の県だということで、知事もおっしゃっておりますので、やっぱり改めて、そういう面からどこの国道も鹿児島に入ったら道路がきれいだよと、隣接の、おっしゃるとおり、宮崎と比べて　　があってはならないと思っておりますので、まず、機会があるごとにはまだ県のほうにも強く申し入れはしていきたいと思っております。

もちろん、この町道の関係につきましても、町道は、国・県の、県道が81キロメートルありますけど、町道はその10倍、800キロメートルあるわけですから、これもおっしゃるとおり、なかなか十分行き届かない点もありますけども、できるだけ道路の維持管理というのは、毎年、相当なお金を使ってやっておりますが、100%というところまでいきませんけども、とにかく景観的な面とか、安全上の面というのもありますので、これから同じように努力はしてまいりたいと思っております。

○田野 光彦議員

技術的な問題として、担当者の方からでもよろしいんですけども、あるところでは道路に、あれは、国とか県が使っているのかどうかは判りませんが、道路の草ですね、今、町長が言われましたように、年に6回ぐらい、本当に欲しいと私も思います。それに対して、もう大変であれば、除草剤を使うということは無理なのか、道路とその境目のところに生えている木なんかを、空港に行くところの高速道路のところなんかは何か除草剤使ったような感じがしているんですけども、それは不可能なんではしょうか。

○建設課長（小永田 浩君）

除草剤の関係でございますが、今、県のほうも、そういう形でやっているようでございますが、環境面におきまして、田んぼとかいろいろ住居の近いところとか、そういうところにはあんまりしたらだめなものですから、今、504号の北薩空港幹線道路のところについては、今、除草剤を振っているところです。

ただ、今後、そういうことも考えながら、除草剤も使っていかなければならないと思います。これは、町道のほうに関してもですけども、もうそういうことも考えていかなければならないと考えているところです。

○田野 光彦議員

やはり、きれいにこしたことはないんですので、使えるところは除草剤を使い、それから高齢化しているから、なかなか草刈りでやるというのも、あるいは人も応募者はないのかもしれないんですけども、できるだけ、せっかくのさつま町、その観光ということも言っているわけですから、きれいにしていきたいなというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

次は、3番、三浦広幸議員の発言を許します。

〔三浦 広幸議員登壇〕

○三浦 広幸議員

令和元年最後の本会議、一般質問の機会に通告していました3項目についてお伺いいたします。まず1項目です。有害鳥獣被害の中でも、獣被害対策であります。

山間部における田畑の畦畔や水路のり面が崩される被害は作物が食害されないため、有害鳥獣被害などの統計データに反映されず、恐らく実態もよく把握できていない状況と推察しますが、農家にとっては生産基盤を破壊する重大な問題であります。

梅雨明け後からイノシシがわずかのすきを見つけては侵入を繰り返し、電気柵で守られた農地等には侵入できないため、農地の外側での中にいるミミズなどの土壌生物などを食すため掘り返し、あぜが破壊され、水田では水張り機能がなくなる被害を受けている箇所もあります。

電気柵を心配して設置した上に、畦畔も破壊され、復旧に余計な出費がかさめば、作付意欲も減退し、耕作放棄地の一因ともなります。特にイノシシ、獣の中で特にイノシシによる畦畔被害に対する助成はできないものか、見解を伺います。

2項目めです。指定避難所のバリアフリー対策について伺います。

超高齢化時代に突入して、至るところで電動カーが往来する姿をよく見かけます。各公民館では、高齢者を対象にしたサロンやころばん体操などが開催されていますが、公民館の玄関など少しの段は上がるが、高くなると足や腰が痛くて上がれない、スロープと手すりがあればとの話を聞く中で、車椅子利用者の方から、災害発生時の指定避難所はどうなっているのかと聞かれました。災害時における避難所についても全く同じことが言えると思います。

避難所に段差があるため、避難所に入れない、介助がないと上がれない、車椅子で一般的段差を上がるためには、片側2名、4名が必要とのことでありました。避難所における生活環境の整備については、いろいろ報道がされておりますが、自治体には努力義務が課せられているだけです。指定避難所とするからには、避難所に入れるぐらいの整備は行政の責務ではと考えます。

福祉避難所ではなく、一般の避難所でも指定避難所であれば、最初の入り口である段差解消スロープの整備率と今後の対策について伺います。

3項目め、自然体験型DMO観光推進事業について3点伺います。

観光の経済効果は、観光産業に限らず、域内の幅広い産業に波及し、地域経済の内発的発展の支えになり、きのうの先輩議員の質問でもありましたとおり、観光イコール土産と言われます。また、それを生産する商工業、飲食業、それに伴う農林水産業、そして道路、建物など、インフラ整備の発展に大きく寄与します。

そこで、まず1点目です。DMOの「やさしいまち」は観光地域づくりを行うかじ取り役と理解しておりますが、短期的成果が見えにくく、特に、今、伊佐市では、曾木の滝公園内に薬草の森、薬草の館、お菓子販売店がオープン、さらに明けて4月オープンを目指し、古民家風レストランなどのハード事業が整備中であります。見える部分では、完全に伊佐ペースであるような気がします。そこで、登録申請から、これまで実施してきたDMOの中で、特にさつま町に関しては、主な事業とその成果について伺います。

2点目でございます。KPIの達成状況とPDCAサイクルの確立であります。

観光庁の資料によると、それぞれの項目に目標数値のKPI値が設定されていますが、達成状

況を評価・分析されて、情報の共有化を図り、計画の見直しの有無などをするようになっていますが、達成状況と計画の見直し等があったのかについて伺います。

あわせて、DMOの組織外部員からの定期的なチェックを受けることが望ましいとなっておりますが、外部委員からどのように評価・分析されているか、伺います。

3点目です。最後です。DMOの「やさしいまち」は、平成28年度から本年度をもって行政からの補助金等は終了するとなっておりますが、DMO事業推進体制の確立と継続的なサポート体制はどのように考えていらっしゃるのか、また、自立するDMOになるために、どのような対策が必要か伺います。

1回目、終わります。

〔三浦 広幸議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

三浦広幸議員のほうから、鳥獣対策ほか2項目についての御質問でございます。それぞれお答えをいたします。

まず、獣被害の対策についてであります。本町におきましては、農林水産物の鳥獣被害対策としまして、まずは寄せつけない、そして侵入を防止する、そしてまた捕獲、こういった順で対策を進めているところであります。

そのうち、侵入を防止する対策の一つとしまして、電気柵の設置を推進し、電気柵の周りの畦畔をイノシシ、アナグマが崩壊している状況につきましては、本年は特にこの顕著であったというふうに思っております。私も少し耕作をしておりますけど、本当、畦畔がばらっとやられまして、大変な状況があったなと思っております。ただし、電気柵につきましては、あくまでもこの内部の作物に対する被害防止ということで設置をしていただいているものであります。議員の質問の内容からしますと、農地の保全、あるいはこの災害防止に当たると考えられるところでございます。柵の手前のところが非常に被害が大きいというふうに考えております。イノシシ、アナグマのこの畦畔、のり面の崩壊、こういったことにつきましては、農業用施設等への被害にということでありますので、農地、農業用施設の保全と、この災害防止の観点から町単であります耕地事業の補助金制度というのがあります。そして、また農地農業用施設の保全及び災害防止事業というのがございますので、もうこういったところでこの対象として可能ではないかと思っております。

次に、災害時等における指定避難所のバリアフリー化のこの整備率と対策ということでございます。本町の指定避難所につきましては、全体で37施設でございます。そのうち、玄関等のスロープ等を設置してある箇所というのが18施設、設置率としましては48.6%でございます。その中で町が管理する施設については30施設でございますが、スロープの設置が16施設ということで、これはもう53%ぐらいということになっております。

次に、地元管理のこの公民館については、7施設でございます。スロープの設置をしてあるところは2つの施設、設置率が3割未満ということでございます。これにつきましては、特にこの地元管理の公民館につきましては、スロープ等を整備する場合に地元負担が伴うということで、低くなっているのではないかと考えているところであります。地元公民館等の施設整備につきましては、公民館施設の整備事業という事業を持っておりますが、地元の予算で利用に不便さとか不都合がある場合には、地域で話し合いをしていただきまして、この助成事業を活用していただきたいと思うところでございます。ただ、御指摘がありますとおり、避難所としてこの指定をいたしておりますので、通常のこの補助割合は2分の1とかそういう状況になっておりますので、

これについては特段のやっぱりこの避難所という意味合いから、この辺も検討をする必要はあるかと思っていますところでもあります。町のほうで管理をする避難所については、随時、年次的にこの整備を進めてまいりたいと思っています。

それから、DMOの関係についてでございます。主な事業の概要と成果でございますが、事業の最終目標としましては、地域へのこの来訪者への方々が増えていくということを期待いたしております。宿泊者が増えまして、また特産品などの売り上げが増加をして、地域経済へのこの直接な影響が成果になると思っていますが、そこまでどのように進めていくかということになるかと思っています。ありましたとおり、DMOというのはやっぱりそういった観光のかじ取り役としての役割を持っておりますので、どのような地域ブランドをつくっていくかということもあるかと思っています。やさしいまちとしましては、方針としまして健康志向の人が増加する傾向にある中で、アウトドアなどこの豊かな自然の活用ということで、また薬草とか野草などの食材を活用して、自然の恵みを体に通すとされまして、健康とか体にやさしいまちをコンセプトとして取り組みをされているところでもあります。そのようなコンセプトを掲げた中で、大きくはこのようなコンセプトを広く周知、広報するためのイベントの開催とか、プロモーションの実施をされております。そして、また特産品の開発などにつながる若手経営者の育成をしたいということに努めてもらっておるところでもあります。

3つ目がそのイメージを形にする施設整備ということで、観光地づくりであります。

事業の概要としましては、このイベントによります情報発信としまして、野草、薬草のフェスティバルを開催されまして、こういった健康、体にやさしい取り組みの推進、あるいはこの先進地などの調査研究のこの実施をされているところでございます。おっしゃるとおり、今、いろんな施設の整備もされているところでございます。こういった薬草館とかそういうものが伊佐にできておりますけれども、先日も社長にお会いしまして会長さんですかね。「もうさつま町にも将来的は作られるんでしょう」と言ったら「そのつもりです」ということでおっしゃっていましたので、これから一挙には始まらんとするんですけども、そういう計画もあるとお聞きいたしておるところであります。また、各種のこの旅行イベントでのこの伊佐、さつまの観光宣伝、プロモーション、商談会というのをやっておられまして、旅行会社等へのこの地域認定度の向上につながってきているんだろうと思っています。それから、アウトドアの愛好者へのPR宣伝としましては、アウトドアの会員サイトのこのモンベル・フレンドエリアという大手のところでございますが、ここへ登録をされてプロモーション活動もこうされているところでございます。若手経営者のこの育成の関係におきましては、経営塾の開催とか、このやさしいまちへのこの参加によりまして、都市部の消費者の皆さん方へのリサーチとかマーケティングなどもやっていたいところでございます。9月に東京都で開催されましたソラシドエア主催のこのグリーンスカイフェスタでの九州うまかもん大会、これにおいては本町の参加塾生の1人が開発しましたレトルトパックの黒さつまどりカレーというのが、初代グランプリを獲得して、新たなこういった特産品の開発振興にもつながっております。そして、また御案内のとおり、この鶴田ダムのところでは、ダムカレーというのもこの一環として開発をされたところでございます。コンセプトを形づくる施設整備としましては、薬草の杜、野草薬草館につづきまして、実施事業でありますレストランカフェ古民家野草庵というのが、今、建設中でございます。また、箸休めの宿・とまり木というのも、今、整備中ということになっておるようであります。こういった施設の整備によって、いろいろこのさつま町とのつながりもまた深まっていくのではないかと考えているところでございます。

次に、2点目の評価指標のKPIの達成状況と見直しについてであります。

延べ宿泊者数とか、川内川流域エリアの観光入り込み客数、交流人口、DMOが認定した売上高、4つの目標が指標となっているわけですが、この一つのこの宿泊者数の関係については、当初計画で9万7,000人余りでございましたけど、2020年を11万人としましたが、達成率が平成29年度末で94%、30年度末見込みで99%となっております。あと少しという段階にこうあるようであります。2つ目のこの流域のエリアの入り込み客数というのは、計画時で35万人、目標で41万5,000人としておりましたけれども、平成30年度末での達成率は87%でございます。続きに、3つ目の交流人口におきましては、計画時209万人、目標は268万5,000人としておりましたが、平成30年度末で71%でございます。また、4つ目のやさしいまちが認定した売上高におきましては、目標6,000万円としておりましたけれども、平成30年度末で達成率は55%ということになっておるようであります。特に宿泊者数がこの必須の評価指数になっておりますし、直接的な経済効果、影響するものもございますが、当域では観光が通過型になっている面があると言われておりますので、このようなところからこの滞在型の方向に、体験型のこういう観光にやっていきたいというような方向があるところあります。それから、今、ございましたとおりインバウンドの関係につきましても、今、曾木の滝、あるいは本町の温泉旅館のほうにも増加傾向にあると伺っております。

それから3点目のこの継続的なサポート体制のことについてであります。やさしいまちの補助金につきましては、国の地方創生推進交付金が本年度までということになっております。伊佐市、さつま町、同額として出しておりますけれども、本年度で終了ということでございます。しかし、全体的な観光振興を図る面からも関係機関団体がこう連携協力しながら、今後も推進をしていく必要はあるかと思っておりますので、現在あります行政機関、関係機関団体に構成しております川内川を活用した自然体験型DMO推進協議会につきましては、引き続き、継続して支援をする必要があるかと思っております。

次に、2020年に自立するDMOになるための対策ということであります。現在の登録状況を見ますと、国登録のDMOというのは136団体あります。候補のDMOというのは、116団体ということになっておりまして、登録のメリットとしましては、国の関係省庁の支援チームを通じたこの各種のソフト面の支援メニューの提供があるということやら、総合的なアドバイスを受けられるということでございます。登録要件の一つに安定的な運営資金の確保が上げられておりますが、現在、やさしいまちにおいてはレストランとか、古民家の宿とか、そのほかの収益事業の展開が進められているところであります。今後、計画にありますウェブサイトによる広告収入、あるいはこの特産品のネット販売、手数料、旅行商品のロイヤリティ収入の確保などが必要であると思っておりますし、またグループ全体でどのように考えられるかという面もあると思っております。自然体験型のこういったDMOの推進事業につきましては、広域観光ルートの形成、本町の全体的な観光振興を推進する上でも必要な要素でございますので、今後もコスト的な支援というのは必要かと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○三浦 広幸議員

まず、1項目めの畦畔被害でございますが、皆さん、町長もだいぶやられたということで、山間部に住んでいる方は大変であると改めて認識することでございます。

あと、前向きなことで耕地林業課の単独事業でやっていただけるということでございますが、さつま町の職員は優秀な方だけでございますので、ぜひ事務分掌、それから条例もきちんと早急に整えていただきたいと要請します。

それから、2番目のバリアフリー対策でございますけれども、整備率を聞きましたところ、だ

いぶまだ低いと。第一の入り口入れないと、そのスロープの関係でございますが、先ほど最初で申しました高齢者クラブとかサロンが、あちこちでも公民館補助の7割をいただいて整備されていらっしゃるということでございますが、やっぱりいくら努力義務とはいえですね、指定避難所でございますから、例えば最近、交流館になった山崎、佐志、そこらについては、昔、条例公民館であったせいもありますけれども、非常に立派なバリアフリー化がなされております。そういうことから、ぜひ特にそれについては、高額な補助ということでございましたけれども、できればその点については、そういう最近できた平川もそういうバリアフリー化がなされているということでございますから、差異が生じないようにその構造的な問題とか、所有権の問題もあるかと思っておりますけれども、何とか100%でお願いできないか伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

公民館、地元のコミュニティーの場でありますし、ただ、避難所を100%だけの施設では限らんわけありますので、地域のいろんな活動に拠点としてお使いになるわけありますので、そういったことを考えますと100%というのは、ちょっともういかなもんなかと思っておりますので、ただ、その辺の指定避難所と非常に町民の皆さん方の安全を期する場所という視点に立って、この辺はそれなりの配慮は必要かと思っております、先ほどお答えしたところであります。

○三浦 広幸議員

あちこちの自治体を調べてみますと、確かに100%というのはできればお願いしたかったんですけど、かなりの高率補助でやっているということでございますので、ぜひよろしくされることを要請しておきます。

次は、その3点目のDMOでございますけれども、町長のほうから大体概要はお聞きしたんですが、先日いただいた資料の中で、平成28年から30年までのいろんな取り組み状況をいただいておりますが、ちょっとなかなか判りにくい点がございまして、担当課長でもお答えいただければありがたいんですけど、まず始まってから平成28年から川内川流域の観光マーケティング調査、これが毎年、日経BPコンサルに委託、あるいはコンサルに委託して行われておりますけど、どのような調査内容で、その結果をどのように生かしていくのか伺いいたします。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

このDMOが始まりましてから、このコンサル業務の関係の委託料というのが結構大きいわけですが、当初の段階ではいろいろございまして、サイトの立ち上げとか、そういうものがありましたので大きくなっておりますけど、それ以降については年間300万円ぐらいということで、マーケティング調査ということでしてございまして、内容的には伊佐のもみじ祭り、それから鶴田ダムウォーキング、それから竹ホテル等についてのマーケティング調査ということになっております。毎年というか2年ですが、時系列的に変化が判るようということで、毎年この3つについては、基本的にされているというようなことでございます。これをどういう内容の調査をしているかということでありますが、アンケートの内容としましては、その人のことをどこから来られましたとか、そういう関係でありましたり、その経路でありましたり、宿泊をされておられるのか、消費額が幾らであるのか、そういうところ等の調査になっているというふうに思います。これらを踏まえて、年次的にどの程度の変化があるのかとか、そういうところを調査されまして、それぞれ数字的に低いところ等についてはこのプロモーションのやり方をかえないといけないとか、創意工夫をしないとダメとかそういうところについて、そのプロモーション広報の仕方の工夫をされ、改善されているということで生かしておられるというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○三浦 広幸議員

DMOが、今後ずっと続くという過程のもとで申せば、マーケティングについては、継続的にずっと調査していくということであると思いますが、今の回答でいきますと、300万円は必要だということでございますが、これはもう今後ずっと継続をしていかれるちゅうことでよろしいんですか。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

このソフト的な補助金といいますのが、令和元年度、本年度までということになります。来年度からそれぞれ自己資金のもとで運営されているということになるわけですが、このマーケティング調査を来年度以降も続けて行かれるかどうかというところにつきましては、今の段階ではちょっとはっきり判らないところであります。

○三浦 広幸議員

町長がこの中身を見ますと、モンベル・フレンドエリア登録プロモーションということで、毎年約65万円の支出がありますけれども、モンベル・フレンドとはどのようなウェブサイトで、例えばそのサイトを見た人が、例えば伊佐市、さつま町の何か載っているんでしょうけど、それを見た人が感想とか意見とかというものは、何か届いているものでしょうか。もし判れば教えていただきたいと思います。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

モンベル・フレンドエリアについてであります。それはまず何かということになりますけど、モンベルはアウトドア用品の総合ブランドということでありまして、そのサイトであります。このモンベルのホームページ用に登録した団体のおすすめのアウトドア等の観光スポットを紹介できるものでありまして、会員が86万人というふうに、今、言われております。その会員の方はもちろんですが、ホームページ上ですので、アウトドア等に興味がある方につきましては、誰でも見られるというようなことであります。ここに登録して紹介をしている団体が、全国で94団体でありまして、九州では10団体というふうになっております。

やさしいまちにつきましても、ここに登録されてありまして、伊佐市、さつま町のPRプロモーションを行っているわけですが、内容としましては、川内川のホタル舟、それからカヌー体験、それと鶴田ダム大鶴湖のサイクリング、トレッキングなどと、それと名物としまして、焼酎、黒豚、薩摩切子、温泉などを紹介しているところでございます。

また、会員向けに会報を送付しまして、紹介もされているところでございます。これらのプロモーション等を通じまして、実際、入り込み客数がこれを見て何人来たかというところの数字を上げるのは、ちょっと難しいところではありますけれども、認知度の向上にはなっているのかなというふうに思っております。直接的な意見というところについては、こちら届いていないというか、そのサイトの中であるかないかちょっとはっきり判りませんが、御意見のところについては伺っていないところであります。

以上です。

○三浦 広幸議員

最初の1回目の回答で、いろんな経営塾はなされているということで、事業にも書いてありますけど、年商10億円をかなえる経営塾が、平成29年度が2回、30年度が1回、それで成果としてはソラシドエアでグランプリの商品が出たとか、あるいはダムカレーが出たという成果はお伺いしましたけれども、参加者と参加者の感想とかもし判ればお願いしたいと思います。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

この経営塾につきましては、現在、3回を迎えているところでございます。参加人数が、第

1 回目が 23 人、去年の第 2 回目が 18 人ということでしたが、平成 30 年度につきましては全体で 5 人ということでありました。平成 30 年度が少なかった関係は場所が大阪であったということでありまして、特にその目的としまして、ファベックス関西 2018、その視察も兼ねておりました関係で、大阪であったという関係で、参加が従来に比べれば少なかったというようにございます。特にやる気のある方々が参加をいただけたのかなというふうには思っているところでございます。

経営塾とあわせまして、やさしい市にも、そういう経営塾に参加されている方が大阪に行って参加をされて、直接その大阪の消費者の方々意見を聞いたりして、大変その夜はまた大阪のほうで勉強会とかかれていまして、大変こう経営に対する意識というのは高くなってきているのかなというふうに思っております。参加された方々の話を聞きますと、そういう意欲的なところでありましたり、その商品開発に対する考え方、それからそれぞれ業者とのコラボレーションとか、そういうところの意識が高くなってきて、特産品の開発に向けた取り組みというのは、従来より強くなってきているのかなというふうに、今、思うところであります。

以上です。

○三浦 広幸議員

あと 2 点、連続でお伺いします。平成 30 年の 8 月にこの資料を見ますと、台湾の台北でタッチザジャパンというものに参加されております。今後、こうして海外でのプロモーションセールスが進んでいけば、今でも外国の観光客は、きのう先輩議員も言われましたとおりあるということでございますが、今後ますます増えてくると思われます。曾木の滝では、観光看板が多国籍言語でもう既に記載されています。日本語、英語、中国語、韓国語、それから公園内は Wi-Fi フリー、Wi-Fi が整備されておりました。さつま町のほうは、今からということでございますけれども、合併前の看板もまだ見受けられるところがございます。ダム周辺の環境整備は、こういう環境整備はいつごろ予定されているかお伺いいたします。

○商工観光 PR 課長（岩元 義治君）

まず、最初に看板の関係でございます。曾木の滝のほうが外国語も含めて表記をされていたということでございます。さつま町については、今後どういうふうに取り組んでいくのかということになるかと思いますが、さつま町でも、先般、多言語の外国語の変換システムは導入したところでもあります。看板にこの全部の外国語を表記するというのはスペース的にも相当とりますので、今後の考え方としましては、QR コードをつけて、その QR コードを読ましてそこでもその書いてある内容でありましたり、この観光紹介していくというような手法を今後考えていくというふうなことで、今、考えております。

それから、鶴田ダム周辺の看板につきましては、今年も 1 基については新しく看板の立てかえを行いましたけれども、鶴田ダムにおきましてもインフラツーリズムということで注目も高くなってきておりますので、必要に応じて予算をお願いしながら整備をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○三浦 広幸議員

平成 31 年の 3 月に、鹿児島県でも恐らく初めてであったと思うんですけど、鶴田ダムナイトデジタル掛け軸というものが開催されて、資料によりますと 1,500 名が来訪したとなっております。当時の資料を見ても、南日本新聞初め、KTS とかマスコミ各社が県内一円に宣伝をしたというふうに考えておりますけれども、伊佐市、さつま町は当然のこととして、その県外からの参加者はどれぐらい、DMO の目的でありますよそからの観光客、入り込み、そういう

ものが何人ぐらいだったのか、アバウトでいいですけど、またこれは毎年開催されるのか、そこら辺はどんなもんかお伺いいたします。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

ダムナイトについてでございます。ダムナイトに約1,500人来訪いただきましたけれども、どこから来たかというようなことでございます。私も町内が大変多いのかなというふうに思っていたんですが、これもコンサルというかマーケティング調査の対象にさせていただいて、来られた方の119名の方から一応アンケート調査を行っております。内容的には先ほど申し上げたようなところではありますが、これでいきますと、さつま町内から25%、それから伊佐市が17%、それと薩摩川内市が13%、鹿児島市が12%、出水市が10%、県外では福岡県が0.8%、長崎県が0.8%ということになっております。全体的に町内が25%、町外が75%ということで、多くの町外の方に足を運んでいただきましたので、情報発信とか認知度の向上にはつながったのかなというふうには思っているところであります。

それから、このイベントについて、毎年度継続していくのかということですが、一応、基本的には平成30年度の事業ということで、毎年度継続していくということは決まっていない状況であります。

○三浦 広幸議員

今、せっかくのいい観光資源、ダムナイトが決まっていないというようなことでございますが、これ町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

当日、私も見に行きまして、DMOの会長さんもお見えでいらしたので、いろいろ話をさせていただきました。場所を例えば観音滝でやりたいなというお話もありましたし、引き続いてできたらなというお話はされておりましたが、要はかなりのお金が必要ですから、その辺は、今後、社長さんの考えがどうなのかですね。当時はやりたいなという意向はお持ちだったんですが、ぜひお願いしますということはしましたけども、今回、きょうまた御提案申し上げますそういう事業が新たに出てまいりまして、相当な事業費をつぎ込まんにやならんだろうと思っております。当然、また多額の税金が、今度はまた投入をせんにやいかんということになっておりますので、そうなりますと余り、早くこういったDMOの事業が軌道に乗る、そしてまた後々の運営がうまくいって、こういう機会がまたできたらいいなとそこだけは期待はいたしております。

○三浦 広幸議員

今の回答で十分判りました。

次が、そのKPIのPDCAサイクルの件でございますけれども、先ほどDMO候補法人あるいは日本DMOということが出てまいりましたけれども、今、やさしいまちは日本版DMO候補法人であります。日本版のレギュラーですね。日本版DMOになるためには厳しい審査が必要であると。官公庁のホームページ見ますと5項目の判断基準というものがありますが、特にその中で観光資源関係者の参画状況が特に重視するとか、あるいは先ほど申されました宿泊入り込み、それからそういう目標設定のKPIの達成状況の分析評価が確認できた上で、それと、お金の関係ですけど安定的な運営資金の確保、そういうのが十分確保できないとDMOには認定しませんよというふうに書かれております。ずっと候補でいるのか、あるいはレギュラーDMOになるのか、地元の頑張りも含めて関係者のたゆまない努力が必要であると思っておりますが、このKPIの評価、分析、PDCAサイクルですね。先ほどちょっとお聞きしましたが、外部の評価はどんなもんだったか、今までの平成28年から30年までの、それが判ればまずそれを教えていただいで、それから次に行きたいと思っております。

○商工観光PR課長（岩元 義治君）

この外部の評価につきましては、まち・ひと・しごと・創生総合戦略推進委員会での中での評価をいただいているところでございます。内容的に、全協でお示ししましたような資料等をお配りしまして、内容を説明したわけですが、やはり成果が見えにくいということで、イベントの内容であったり、参加者の人数でありましたり、そういうことで報告やりましたんですが、実際のこの申しあげました宿泊者数とか、そういう実際の経済効果的にいくらあったんだというようなことが判らないといけないというような御意見とかいただいたところでありまして、そういう意味で、今後そういう部分等の調査とかを含めてしていきたいというようなことで申しあげまして、評価をいただいたところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩をします。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○三浦 広幸議員

午前中の外部評価の関係でそれなりの評価はいただいているということでございましたが、DMOに関しては、本年度までは地方創生推進交付金の投入があるため、来年度、既存の審議会で評価分析がなされると思われますが、令和2年以降、次年度以降、候補法人からレギュラーDMOになるために厳しい条件をクリアせんないかん。それを外部、内部もですけど、外部の評価委員が事業の評価、体制、方法を評価分析せんないかんわけですけど、それに向けての体制はどうなるのかお伺いいたします。

○企画政策課長（角 茂樹君）

観光地域づくり法人でございますDMOにつきましては、先ほど商工観光PR課長が説明申し上げましたように、伊佐市とさつま町における観光協会、金融機関、NPO等で組織されました川内川を活用した自然体験型DMO協議会を設置して、これ以降も検討をしていくと、監視をしていくと、継続した取り組みを行っていくという答弁でございましたが、町におきましては、国のガイドラインに基づきまして、産官学金労言士の分野から成る町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会、14名で組織をしておりますが、これによって年度ごとの取り組みに関する検証作業をお願いしておりますので、その場におきましても、先ほど議員のほうからございましたように、KPIの推進管理について報告及び意見等を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○三浦 広幸議員

了解しました。

あと、最後の今後のDMOの方向性でございますけれども、きのう森山議員の質問にありましたようにグリーン・ツーリズムもだし、例えばゲストハウスには外国人がたくさん宿泊するというようなことがございました。それから舟倉議員がおっしゃったトライまんじゅう、あるいは飲食業、何かこう農産物生産者が、せっかくDMOという組織がありながら個々に動いているような気がして、例えば先ほどの10億円年商を上げる塾にしましても参加者が一桁というようなこ

とで、せっかくのDMOという事業が機会があるのに、観光振興の組織があるのに、民間の事業者の参加が希薄な気がいたしております。DMOというのは、地域が持っているポテンシャルを十分に引き出し、魅力的な観光づくりをすることで地域が売りとするということになっておりますので、観光資源の関係者が一丸となってDMOの事業推進に臨まなければならないと考えておりますが、それを引っ張る、町長になると思いますが、町長の考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、このDMO組織というのは、いろんな、こういう株式会社やさしいまちも立ち上がってはおりますけれども、やはりこの官民一体となってということもありますし、おっしゃるとおりこの第1次産業、あるいはこの観光関係の事業者、やっぱり一緒になってやっぱり取り組んでいかないと、そういった効果というのは出てこないと思っているところであります。これまでも組織の中で、先ほどありましたとおり、いろんな皆さん方がこの組織の中にメンバーとして入っておりますので、皆さん方が一緒になって、またこれからも同じ方向を見て取り組んでいく、このことが大事かと思っておりますので、これからはそういった連携というのをさらに強めながら、こういった伊佐市とともに広域的なつながりの中で、やっぱり推進をする必要があるかと思っているところであります。

○三浦 広幸議員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、先日の議会の全協で観音滝公園も日本版DMO候補法人やさしいまちに譲渡予定ということで報告はありました。説明の中でいろんな資料を見てみますと、可能であれば設備修復改装工事を行い、レストランを備えた温泉宿の本館に活用する。需要動向を見きわめ、離れ屋の宿泊施設を建築する。可能な限り改装工事で見えがえらせて利用するというような表現がなされております。今、いろいろ申しましたけれども、DMOでさまざまな関係者はしっかり巻き込み、国内外の観光客から選考される魅力的な観光地になること、すなわちDMOが成功することで多額の費用を要する修復、改装をなさるものと一般的には理解します。あわせて観音滝公園をリニューアルする計画をお持ちのやさしいまちへの支援策は検討されていないものかお伺ひいたします。

○町長（日高 政勝君）

これからのこの観音滝へのいろんな支援策でありますけれども、今までずっと行政財産としてその目的達成のために相当な経費もつぎ込み、またそれなりに利用の皆さん方も効果というのは出てきたと、あったと思っているところでございます。この事業が始まってから相当の年数が経ち、いろんな施設の老朽化に伴って、多額の修繕料も発生をして、一応のこれもその効果というのは、ある程度達成ができたので、行政としての役割というのは、もうこれ以上はいかななものかということで、今回はこのような措置を決断いたしましたわけですが、考え方としましては、やはりこうした施設が、今ありますとおり観光的な振興という町全体のこともありますし、広域的な観光のやっぱり振興を図っていくためには、こういう施設をさらに有効活用していくことが大事かと思って、民にできることは民のほうにお任せして、さらにやっぱり活性化を図っていくということが一番ベターではないかということで、今回こういう方向に方針を決めたわけでございます。したがって、今後全て、あとで提案申し上げますこの議案が可決に至って、それで終わりということになっては、またせっかくの今までのいろんな取り組みの効果が、もう薄れていくということになると問題があると思っておりますので、やはりこれを機会に、またさらに一緒になって、やっぱり振興を図っていくことがまちの活性化につながっていくんじゃないかと思っておりますので、引き受けていただくところは、今後もいろんな連携を深めながら、そしてまた

今DMOの関係の伊佐市との関係もありますので、広域的なつながりを持って、ここの振興というのは考えていく必要があるかと思っておりますので、いろんな支援も、今のところはどんなことを支援するかということまではいきませんけれども、ソフト面、あるいはこのハード的に何が出てくるかこれからは判りませんが、できるところはまた考えていく必要もあるかと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、三浦広幸議員の質問を終わります。

通告に基づく一般質問を終わります。

△日程第2「議案第72号 さつま町観音滝公園条例及び
さつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について」、
日程第3「議案第73号 土地及び建物の無償譲渡につ
いて」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第2「議案第72号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について」及び日程第3「議案第73号 土地及び建物の無償譲渡について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第72号及び議案第73号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず「議案第72号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について」であります。

これは、さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターを譲渡することに伴いまして、関係条例を廃止しようとするため提案するものであります。

次に、「議案第73号 土地及び建物の無償譲渡について」であります。

これは、さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの土地及び建物を、無償譲渡しようとするため提案するものであります。

内容につきましては、企画政策課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画政策課長（角 茂樹君）

「議案第72号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画政策課長（角 茂樹君）

続きまして、「議案第73号 土地及び建物の無償譲渡について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、議案第72号及び議案第73号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回、譲渡の案件が提案をされたわけでありますが、先般、全協の中でも説明があったんですけども、この観音滝公園施設等の譲渡等に関する募集要領から抜粋ということで15項目ほど記載をしてあるわけでありますが、この中で5番目の10年間は第三者への転売、贈与、交換、出資等による所有権移転を禁止するという事で記載をしています。6番目に譲渡施設の用途変更、廃止または運営変更などについては、事前にさつま町と十分協議を行うことというふうな記載をして、とりあえず10年間はその目的に従って使ってくださいということではありますが、この10年間を経過したときのその変更をする場合に、十分協議をするということになっておりますけれども、例えば全体的には非常に景観的にすぐれた場所でありますが、買戻し特約というのは考えていらっしゃるのか、そこら辺の説明をお願いします。

○企画政策課長（角 茂樹君）

リスク管理として十分考えておかなければならないことだというふうに考えているところでございます。買い戻しといいますか、返還規定というものは、協定の中に定めて締結をしたというところでございます。

○宮之脇尚美議員

返還を規定するという事でありますから、当然、用途廃止をする場合は、町のほうに無償で返還をするという事で理解をしてよろしいですかね。

○企画政策課長（角 茂樹君）

先ほど町長のほうからも答弁がございましたように、今の資産自体に多額なやはり経費を投入して、物としての資産価値は今よりも上がるものというふうに結果的には考えているところでございます。そうした中で、無償でというところにつきましては、これはまた協議の域に入ってくるのではないかとこのように思っております。ここはまた法的な部分とかいろんな考えが出てきますので、そこいらについては、そういった資産評価とかいった部分でまた協議は必要になってくるかというふうに判断しております。

○宮之脇尚美議員

確かにそうだと思うんですが、現段階で当然建物土地、評価はある程度想定はされるかと思うんですけども、これを更地にして解体撤去する場合、そこからそれらの経費を比較した場合に、いわゆる今回無償でやるわけですが、差し引きした場合に、解体撤去と更地にする場合といわゆる有償で譲渡する場合のこの価格の比較、そこら辺がどういう形になるのか、数字はもう結構でございます。例えば解体撤去した場合の経費とそういう有償で譲渡した場合のこの価格差というのはどちらがどうなのか、そこら辺ちょっと説明をお願いします。

○企画政策課長（角 茂樹君）

ただいま御指摘の減損評価額と解体撤去費との差額ということでございますが、当然、減損評価額のほうがやはり高うございます。金額についてはということでございます。

○宮之脇尚美議員

評価額をしますと、また税金の関係等もありますので、当然これは公表できないことになろうかと思うんですけども、評価額は高くなるということではありますが、町長に再度確認しますけれども、ぜひこの辺については、例えばこのやさしいまちが手を引かれても将来的にもやはりこの非常にこう景観にすぐれた地域であるというふうに思っております。非常に用途廃止をされたあとについても、町民がいつも自由に利用できるような手法というのは、当然考えていくべきではなかろうかというようなことで思っておりますので、やさしいまちのほうも地元にもここ数日の間に説明をされるとかという話があると思うんですけども、地元の方にもちょっと私も電話では話したことがあるんですが、ぜひそういう手法をとっていただきたいということの要請もあ

りましたし、ぜひそこら辺については、十分なこの町のほうに無償で償還ということなども考えていただくように、先ほど課長のほうからも説明がありましたが、町長のほうにも再度、そこら辺の確認をしたいと思うんですが、ぜひ答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

今回、こういう形に結果的に引き受けていただくところがあって、本当にこう安堵をいたしているところであります。10年間という一つのこう期間を設けながら譲渡要件的なことを付してあるわけでありましてけれども、こういうことをクリアした上でこれを引き受けていただくということになっております。この建物自体も老朽化をして、リニューアルをするにしても相当な経費が必要でありますし、また財産を引き受けていただくということで、また一方では資産評価の中でもまだ土地建物にしましても高いこの税金ということになりますので、その辺も考えられてのことではあります。さつま町としましては、もうさっきから申し上げますとおり、今までのこの歴史というのがありますので、そこをしっかりとやっていただくということを確認してやっていただくわけでありまして。10年後におきましても、できたらそういう方向がもうリニューアルをされてそれだけの資産価値もあがれば、また利用者の運営のやり方によっては増えていくんじゃないかと期待もいたしておりますので、ずっとこう継続できたらありがたいなと思っておりますけれども、よりよいこの運営がなされるような、また運営手法というのは民間ですので考えていただくかと思いますが、地元の皆さんともその辺については、十分この御理解をいただくようにまた努力をしてみたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

○岩元 涼一議員

ちょっと温泉についてお伺いしますが、3年以内に再開するというような協議がなされているということですが、会社とされて協議の中で3年が出たわけですが、それ以前に再開したほうが、我々から見ますと温泉とその宿泊施設、そういうものを一体とした営業がなされていくのが一番その譲渡先も利用方法としてはいいのかなという気がするんですが、そこ辺についてはもう3年以内の線でいくのか、それとも先般の説明会でも同僚議員から出しましたけれども、もう少し早くこの期間をこう期限を切るとか、そういう協議はなされていないのか、そこ辺についてはいかがですか。

それと、先ほど10年後、それはもうまた譲渡後10年が経って管理がなされていない場合には、その返還というようなことも協議の中に入れていくということですが、その10年間の間に適正な管理、公園管理とかそういうものがなされない場合、町として指導とかそういう関与ができるのかどうか。民間譲渡してしまってもう口を挟めなくなるのか、そこ辺についてはいかがですか。

○企画政策課長（角 茂樹君）

温泉、泉源の再活用につきましては、地元のみならず公園の利用者の期待も大きいものがあるというふうに考えております。この点につきましては、事業者におかれてもその点は十分認識をされていらっしゃると思います。ただ、また、この温泉施設を活用した泉源整備等はいいまでも、なかなか巨額のお金を投資するというので、準備におきましてもそういった投資でありますとか、時間、労力的なことを踏まえまして、3年以内の整備として条件に加えさせていただいたというものがございます。これにつきましては、本町の町の企業立地促進条例の中においても企業を立地する場合においては、立地協定の締結の日から3年以内に操業開始などの要件に準じた提案を、交渉をさせていただいたという基準がございます。事業者としては、そう

いった必要性は十分認識をされておられる中で安定した生産性、収益性を目指し、さまざまな要素をかけ合わせながら、来園者を増やししながら、その中で収益性を求めていくということで、我々としてもこの末永い事業の継続というものは願ってやみませんので、そこいらについては、事業者のほうにもお願いは、町長のほうからもそういった温泉の関係についてはお願いもされていますし、十分認識されておりますので、3年以内という部分については、これで以内に何とかできるだけ早くといったような形でお願いしてまいりたいというふうに考えております。

あと10年後の取り組みにつきましては、先ほども申し上げましたように、10年後のことをお話する中においては、なかなかこう我々としてもこういった事業採算性を事業者がされていくわけですので、なかなかこれについては軽々に我々が簡単に言えることではないんですけれども、そういったところについては進捗管理をしながら、先ほど町長も申し上げましたように、事業者と連携を深めながら、一緒になって連携を深めていければというふうには考えてはいるところでございます。

○岩元 涼一議員

その管理等については、当然連携を深めていく、関与していくんだと町長も先ほど申されましたけれども、民間譲渡してしまうと、今度はもう会社の経営の中に入ってしまうので、例えば管理がなされないとか、そういう面について行政の指導とか、譲渡先、こちらから言える、こう指導できるのかという、それに対する町の関与ができるのかということをちょっと聞いたんですが、そこ辺についてはちょっとお答えがなかったみたいですが、それとこのセルビスグループ本体のほうは、社長というか、運営責任者がもう息子さんにならなれているということで、このやさしいまちだけが坂元正照氏ということであるようではありますが、そこ辺については、当然業務提携していかないとこういう運営はできないわけですが、そこ辺はもう明確にセルビスグループがその運営にも関与するという形でいいのかどうか、やさしいまち単体でやっていくという方法になっているのか、そこ辺については確認がとれていますか。

○企画政策課長（角 茂樹君）

セルビスグループの社長は、先日申し上げましたように、息子さんになっておりますが、その会長は正照氏でございます。それでセルビスグループとしての会長としての位置づけはまだあられるというふうに思っております。事業計画の提案の中においても、3年間はそういったグループのアウトソーシング、外部委託等を含めながら、できるだけそのやさしいまち自体の経費節減には努めていきたいと、そうした中で効率的なノウハウが蓄積されております。そういったグループのノウハウを活用しながら、運営を手がけていきたいといったような提案はされているということでございます。

リスク管理の中で10年以内の部分でいろいろなこの経営に関することについては、やはり我々としては軽々には申し上げられない部分が非常にあるというふうに考えておりますので、連携はやっぱりとっていかないといけないという中で、先ほどありましたように、DMOの関係で報告をいただいたり、あるいはまた社長とまたお会いしたりする機会等も設けながら関係性は保っていききたいと。また、大阪の本社のほうにも定期的に観光の企業誘致みたいなものに我々としては考えているところですが、そうした中で訪問をしたりしながら関係性は保っていききたいというふうに思っているところです。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。「議案72号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案72号 さつま町観音滝公園条例及びさつま町観音滝公園交流センター条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。「議案第73号 土地及び建物の無償譲渡について」は、これを可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第73号 土地及び建物の無償譲渡について」は、可決されました。

△日程第4「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第5「議案第64号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第65号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について」、日程第7「議案第66号 さつま町立学校給食センター条例の一部改

正について」、日程第8「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

これから、12月5日に提案がありました議案第63号から議案第71号までの議案9件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第4「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、日程第8「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

議案第63号であります。総務課長にちょっとお尋ねいたしますけれども、今回、この大きな改正によって、臨時職員もある程度身分が保証されるような雇用形態に変わっていくということになるかと思えます。当然、報酬と費用弁償も対象になるかと思うんですけれども、当然期末手当もこれも対象になってくるのかなというようなふうに説明としては受けておりますが、あと、その服務規程の関係ということになりますけれども、それについては、恐らく常勤職員に準じたような形での服務が対象になるのかなという感じはするんですけれども、そこら辺はどうですかね。

○総務課長（崎野 裕二君）

非常勤職員、今回の会計年度任用職員に関する服務規程等の取り扱いについてでありますけれども、基本的には職員に準じた形で進めることになっているところでございます。

○宮之脇尚美議員

職員に準じた形での服務規程が適用されるということですが、これらに該当するとなりますと、当然選考においても、あるいは試験においても、ある程度の見識が必要といえますか、それなりの能力が必要になってくるだろうというようなふうに思うわけです。従来の募集の仕方というのは、公募してもなかなか寄らないという部分もあるんですが、ベテランの方もいらっしゃる、逆に言えばそういうことになるかと思えます。したがって、当然この常勤職員は今のところ予定していないということなんですけれども、パートになるかと思うんですが、このパートも当然時間給あるいは日給、あるいは月給の場合はもうこれないということですから、日給になるかと思うんですが、そこら辺についての計画というのはどのようなふうにされているのか。昨日は、町長の答弁のほうでも若干あったんですけれども、これからの予算査定の関係もありますから、まだ明確なその内部の決定というのはしていないということの話なんですけれども、一定程度給与についても、総務省の指導によりますと、職員の給与表で上限を大卒程度の初任給ぐらいに抑えておくというようなことも記載をしてあるんですけれども、本町としての計画はどのようなふうになっているのか。給与のあり方ですね。報酬、給与といいますが、報酬、費用弁償ですが、そこら辺についてはどんな計画なのか、お尋ねいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

会計年度任用職員の給与体系につきましては、さきの条例で1級と2級の給与表を使って運用していくということで、これはフルタイムの場合についてになりますけれども、パートタイムにつきましては、町長が認める範囲内での別枠の給与体系をつくって、といいますのが、現在運用しておりますのが最低賃金に位置づけられたような給与体系でございますので、それを少し確保

したような形で1級・2級に近づけるような形の給与表を独自に整理しながら、あとは予算調整の中で協議があると思いますけれども、全体的な予算の枠組みの中で調整をしていきたいと思っているところでございます。

これは勤務のシステムにつきましても同じ状況でございます。

○宮之脇尚美議員

常勤職員の場合は1級・2級を適用するということになります。それはもう経験年数等によって決定されるかと思うんですけれども、昨日の説明では、パートタイムしかいないということがありますから、当然、これは現在あります1級・2級に、表現は悪いんですけれども、げたをはまして給与表をつくっていくということになるかと思うんですけれども、そういう理解でいいのかどうかということと、もう1点、共済制度とかこの社会保険制度とか、いろいろあるかとは思いますが、そこら辺についてのその適用というのは、どのようなふうを考えていらっしゃるのか、あわせて回答をお願いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

給与の関係で表現が適切かどうか判りませんが、げたをとということでげたを履くと上がってきますので、げたの歯を折るような形になろうかと思うんですが、そういった形での調整になっていかざるを得ないと思っているところであります。

共済関係につきましては、社会保険等が適用されると思いますけれども、こちらも社会保険庁から示されている条件がありますので、条件に絡む分については加入の義務が発生すると思われ、それに絡まない分については、もう未加入にということになると思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第9「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計
補正予算（第5号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第9「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第10「議案第69号 令和元年度さつま町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第

11「議案第70号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第10「議案第69号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程第12「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から12月12日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月25日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時44分

令和元年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

令和元年12月25日

令和元年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和元年12月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 原 田 剛 志 君
税 務 課 長 下 田 良 二 君	保健福祉課長 櫻 伸 一 君
高齢者支援課長 有 村 哲 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	担い手育成支援室長 寺 脇 伸 治 君
耕地林業課長 野 田 真一郎 君	ふるさと振興課長 市 來 浩 二 君
建 設 課 長 小永田 浩 君	水 道 課 長 三 角 芳 文 君
教育総務課長 中 間 博 巳 君	学校給食センター所長 中 窪 啓 二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 6 4 号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 5 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 6 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 8 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 7 議案第 6 9 号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 7 0 号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 7 1 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 議案第 7 4 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 7 5 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 7 6 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 3 議案第 7 7 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 陳情第 7 号 保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書
- 第 1 5 報告第 9 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 6 報告第 1 0 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 7 議員派遣の件
- 第 1 8 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前９時３０分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和元年第４回さつま町議会定例会第４日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第１「議案第６３号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第２「議案第６４号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第３「議案第６５号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について」、日程第４「議案第６６号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第５「議案第６７号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第６「議案第６８号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」、日程第７「議案第６９号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第８「議案第７０号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第９「議案第７１号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第１「議案第６３号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第９「議案第７１号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」までの議案９件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第６３号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案第６５号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について」、「議案第６８号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」関係分、「議案第６９号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第７０号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、「議案第７１号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」、以上の議案６件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第６３号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本条例は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、影響を受ける関係条例を一括して改正しようとするものであります。

改正内容については、会計年度任用職員の服務や待遇面に関して、上位法の改正に基づきそれぞれ改正しようとするもので、育児休業、旅費支給、懲戒による報酬の減額などに関する内容を規定し、令和2年4月1日から施行するものであります。

質疑の中で、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の服務に関する差異や雇用予定人数等をたどしましたところ、フルタイムの会計年度任用職員については、正規職員に準じた取り扱いとなるが雇用の見込みはなく、一方、パートタイムについては、幾分緩和された服務規程となり、雇用人数は現在の一般職非常勤職員等の人数より削減し、二百数名程度としたいとのことであります。

また、雇用人数が削減されることにより、人件費は減少するのかわたしましたところ、期末手当や通勤手当について支給する必要があるため、4,000万円から5,000万円程度の増額になる見込みであるとのことであります。

次は、「議案第65号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例及びさつま町立太陽福祉センター条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方公務員法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

投票管理者等の報酬額の改定については、様々な勤務形態に柔軟に対応できるよう改正するものであり、営農専門指導員等の特別職非常勤職員については、会計年度任用職員へ移行するため削除するものであります。

質疑の中で、投票管理者等の報酬額について、金額を明記せずに「基準額の範囲内」とした理由をたどしましたところ、期日前投票時間の弾力化や投票管理者の交代など、従事形態の多様化が図られたため、規則で定めることにより適切に運用していきたいとのことであります。

次は、「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項1目総務一般管理費については、台風19号により被災した自治体への災害見舞金として100万円が計上されており、日本赤十字社を通じて被災自治体に届けようとするものであります。

次に、2款2項2目賦課徴収費については、全棟調査による未評価家屋調査に関し、評価額等事前通知費用として14万8,000円が計上され、また、入札による執行残として600万円が減額されております。

質疑の中で、落札率についてたどしましたところ、84.7%であるとのことであります。

次に、3款1項社会福祉費の関係であります。

2目老人福祉費については、養護老人ホームへの措置者数が増加したことによる措置費として100万円、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への前年度分の療養給付費負担金が確定したことに伴い220万9,000円が計上されております。

質疑の中で、養護老人ホームの措置者数の増加と1人当たりの措置費についてたどしましたところ、今年度で5名増加し現在77名を措置しており、措置費は1人当たり月額16万円から17万円程度であるとのことであります。

4目介護保険対策費については、令和2年度に策定する第8期介護保険事業計画等の基礎調査として実施する高齢者実態調査に係る費用について、42万6,000円を報酬及び需用費等か

ら委託料に組み替えるものであります。

次に、４款１項１目保健衛生総務費については、救急医療施設運営に係る共同利用型病院運営事業補助金として、祝祭日等が増えたことにより２０万６,０００円が計上されております。

質疑の中で、祝祭日と事業費の関係性についてたまたましたところ、休日や夜間の救急医療に対する補助であり、今年度は天皇の即位に関連した祝祭日の増加に伴い、事業費も増加したとのことであります。

次に、９款１項３目消防施設費については、中央分団消防ポンプ自動車の更新に伴う自賠責保険料、自動車共済金、自動車重量税として２万７,０００円が計上されており、消防車両については総務省から無償貸付されるもので、救助資機材が搭載された消防ポンプ自動車１台であるとのことであります。

質疑の中で、貸付制度の概要についてたまたましたところ、東日本大震災を契機に開始された制度であり、今回の消防車両の貸し付けは全国で９４件、うち本町が申請した同種の車両は３１台である。また、申請すれば毎年貸付されるわけではないとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、５,６１２万６,０００円が普通交付税として計上されております。その結果、補正後の留保額は３億２,６９１万２,０００円になるとのことであります。

また、債務負担行為であります。令和２年度から４年間、光ブロードバンド基盤整備事業について、１２億２,８２０万円が計上されております。これは、現在整備が完了していると思われる市街地区域を除く町内全域を整備予定としており、今年度中にプロポーザル方式により予定事業者の選定を行いたいとのことであります。

質疑の中で、整備計画や国庫補助についてたまたましたところ、整備する区域の順序や方法は事業実施者により異なり、整備後において全区域一斉に運用開始となることも考えられる。また、国が実施したアンケートへは「補助事業導入希望」と回答しているが、補助内示を受けていないため、国庫補助は無いものとして計上してあるとのことであります。

次は、「議案第６９号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」についてであります。

歳出では、オンライン資格確認の導入のためのシステム改修負担金２２万円が計上されております。これは、世帯ごとの８桁の被保険者番号に２桁の番号を追加し、世帯内の各被保険者を識別するための改修であります。

次は、「議案第７０号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」についてであります。

歳出では、後期高齢者医療保険料の過年度の所得更正に伴う還付金等として６５万３,０００円が計上されており、歳入で同額が鹿児島県後期高齢者医療広域連合から交付されるものであります。

次は、「議案第７１号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」についてであります。

歳出では、３款１項介護予防・生活支援サービス事業費を２００万円減額し、３款２項一般介護予防事業費に２００万円計上して組み替えるものであります。これは、事業所委託型の一般介護予防事業が新たに１カ所事業開始したことによるものであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第64号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、「議案第66号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分、以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第64号 さつま町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用するよう改正しようとするものであります。

質疑の中で、水道施設管理人がやめたあとの補充は適切に対応できているかたどしましたところ、欠員があった場合はハローワークを通じて募集し、面接を含め選考しており、滞りなく欠員の補充ができているとのことであります。

次は、「議案第66号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、さつま町立薩摩学校給食センターの廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

廃止後の薩摩地区の給食については、鶴田学校給食センターで永野小・中津川小分を、宮之城センターで求名小分を調理・配送するとの説明であります。

質疑の中で、廃止後の職員等の配置についてたどしましたところ、職員については人事担当部署で検討されるものと考えており、非常勤職員については、1年契約ということであることから、来年度も、宮之城センターと鶴田センターで同時にハローワークを通じて募集し選考していくとのことであります。また町内の3つの学校給食センターが2つのセンターになることで、非常勤職員は減になる計画とのことであります。

次は、「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、船木地区に建設中である、おしどり団地の整備に伴い、新たに4戸完成することから、戸数を20戸に改正しようとするものであります。

次は、「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

7目畜産業費には、国が実施するアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業に伴い、感染源となる野生動物が養豚場に侵入しないように、ワイヤーメッシュ柵等を整備する9農場への補助費として、675万円が計上されています。

質疑の中で、野生動物侵入防止柵のみの対策で十分であるかただしましたところ、国は侵入防止策として、人・もの・車両によるウイルス持ち込み防止策と野生動物侵入防止策の2項目で侵入阻止を図っており、町としては国の防止策に沿って進めていくとのことであります。

9目担い手育成費には、地域ぐるみで担い手へ農地の集積を進め意欲ある担い手を公募し、農地の集積と集約化を支援する目的として、地域集積協力金1,727万6,000円、経営転換協力金45万円が計上されています。

質疑の中で、推進はしているようだがなかなか実績につながらないことから、この事業をうまく進めていくために、地域ごとでまとめ役的な立場の方を選任して進めていく考えはないかただしましたところ、農地利用最適化推進委員の協力をいただきながら進めていきたいとのことであります。

この回答を受けて、土地所有者も高齢化しており、安心して土地の貸し借りができるように、農業委員会や中立的な立場の方々の協力をいただきながら、農地の集積と集約化を推進していくよう要請しました。

次に、7款1項商工費の関係であります。

4目物産観光施設費には、永野鉄道記念館の濡れ縁、雨戸等の経年劣化による腐食のため、修繕料として44万7,000円が計上されています。

質疑の中で、鉄道記念館の管理について今後どのように考えているかただしましたところ、現在永野地区と宮之城地区にあり、永野鉄道記念館は昭和62年ごろ建設され古くなってきているが、将来的には展示品などについて集約した管理を検討していきたいとのことであります。

5目開発振興費には、土地開発公社で宅地造成を行った宮之城屋地地区の東谷住宅団地の周回道路部分と境界部分の擁壁を今後町で管理するため、土地開発公社からの用地購入費用として4,328万5,000円が計上されています。

質疑の中で、擁壁部分はどこの部署で管理するのかただしましたところ、建設課建築係で管理してもらうよう協議しているとのことであります。

次に、8款2項道路橋梁費の関係であります。

3目道路新設改良費には、県道原口薩摩山崎停車場線が新規事業となったことによる県への負担金300万円が計上されています。

質疑の中で、この事業の全体延長についてただしましたところ、県の計画で500メートルとのことであります。

次に、10款6項保健体育費の関係であります。

2目保健体育施設費には、B&G全国サミットに出席するための旅費と食糧費が計上されています。全国のB&G海洋センターは毎年評価をされるようになっており、さつま町B&G海洋センターは今年で10年連続最高の特A評価を受けたことから、今回のサミットで表彰を受けるとのことであります。

質疑の中で、高い評価を受けたセンターでは修繕費の補助があるようだが、さつま町B&G海洋センターの修繕費は全額賄ってもらえるのかただしましたところ、体育館とプールでそれぞれ3,000万円修繕料が確保され、これまでに約2,500万円修繕助成が発生しているとのことであります。

次に、11款1項農林水産施設災害復旧費の関係であります。

1目農地・農業用施設災害復旧費には、6月26日から7月4日に発生した豪雨により、農地や農業用施設が被害を受けたことによる災害復旧を行うため、工事請負費1,920万円が計上されています。

質疑の中で、今回の災害は激甚災害に認定されているが、補助率についてただしましたところ、農地は94.2%、農業用施設は98%の予定であるとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第63号から議案第67号までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号から議案第67号までの議案5件について採決します。

お諮りします。「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案5件に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から「議案第67号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案5件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第69号から議案第71号までの議案3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号から議案第71号までの議案3件について一括して採決します。

お諮りします。「議案第69号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第71号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第10「議案第74号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第75号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第12「議案第76号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第13「議案第77号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第10「議案第74号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」から日程第13「議案第77号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第74号から議案第77号までの議案4件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第74号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、さつま町長等の期末手当の支給率を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第75号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、人事院勧告に基づき本町職員の給与を改定しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第76号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

これも、人事院勧告に基づく国家公務員の給与会計等に準じた人件費の調整に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億6,007万9,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第77号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

これも、人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整を行うという

もので、収益的支出から４７５万２，０００円を減額し、収益的支出の合計額を４億２，３２７万９，０００円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第７４号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第７５号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第７６号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

続きまして、「議案第７７号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第２号）」につきまして内容の説明をさせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第７４号及び議案第７５号の議案２件について一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案２件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案２件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第７４号及び議案第７５号の議案２件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第７４号及び議案第７５号の議案２件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第７４号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第７５号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」の議案２件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第７４号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第７５号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」の議案２件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号及び議案第77号の議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第76号及び議案第77号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号及び議案第77号の議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。「議案第76号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」及び「議案第77号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第76号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」及び「議案第77号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

△日程第14「陳情第7号 保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「陳情第7号 保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

当委員会に付託されました「陳情第7号 保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書」について、審査の経過と結果について報告をいたします。

本陳情は、さつま町柏原5183番地、さつま地区保育連合会会長、友清日出子氏ほか2名から提出され、令和元年10月21日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、令和元年10月から施行された保育料の無償化に伴い、これまで保育料の利用者負担額に含まれていた食材費相当費用が無償化の対象とならず、新たに副食費が創設され、各施設が定めた額が保護者負担となったことから副食費の半額、あるいは全額を町に負担していただきたいというものであります。

この陳情は、さつま町の未来を担う全ての子供たちに平等に食育の機会を与えるものであり、子供たちが豊かな人生、人間性を育み、生きる力を身につけていくためには食が重要であるとして、保育料無償化という制度改正により保護者負担は減少してきてはいるものの、個々の世帯の所得によっては、副食費を負担せざるを得ない状況であります。

副食費は各園で定めることとなっているため多少差があるものの、公定価格においては月額4,500円相当と積算されてきたことから、この金額が目安になるとのことです。

このようなことから、当委員会で審査を行った結果、子供の健全な育成を図る上において食は欠かせないものであり、収入状況にかかわらず全ての子供に対し平等に措置されるべきものであるとし、また、本町においては、子育て支援を重点施策に掲げ、食育の推進が図られていることにも鑑み、副食費の助成は適当であるとの観点から、本陳情については陳情の趣旨を了とし、全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

なお、当委員会としては、執行機関において「世帯の収入状況にかかわらず、全ての幼児の健全な育成を図るため、副食費の助成を行うべきである。」との委員会の意見を付すことを決定したところであります。

議長におかれては、本陳情が採択をされたときは、当委員会の意見を本議会の意見として決定し、町長に申し入れをされるようお願いをいたします。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第7号を採決いたします。

お諮りします。「陳情第7号 保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書」に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第7号 保育料無償化に伴う副食費負担に対する陳情書」は、採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採決いたしました陳情第7号の総務厚生常任委員長の報告の中にありました、委員会の意見としての「世帯の収入状況にかかわらず全ての幼児の健全な育成を図るため、副食費の助成を行うべきである」との意見については、これを本議会の意見として町長に申し入れることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、委員会の意見は本議会の意見として町長に申し入れることに決定しました。

△日程第１５「報告第９号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第２号）について」、日程第１６「報告第１０号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第３号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１５「報告第９号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第２号）について」及び日程第１６「報告第１０号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第３号）について」の報告２件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告２件を終わります。

△日程第１７「議員派遣の件」

次は、日程第１７「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会等について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第１８「閉会中の継続調査の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１８「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和元年第４回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時２６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 岸 良 光 廣

さつま町議会議員 新 改 幸 一